

知的財産推進計画 2 0 1 9

2 0 1 9 年 6 月 2 1 日
知的財産戦略本部

目 次

1. はじめに	1
2. 「脱平均」の発想で個々の主体を強化し、チャレンジを促す	6
(1) 中長期の方向性	6
① 尖った才能を開花させる	6
② 尖った人・企業がチャレンジしやすい環境を整備する	7
③ 尖った人・企業をサポートする	9
(2) 当面の施策の重点	10
① 創造性の涵養・尖った人材の活躍	10
② ベンチャーを後押しする仕組み	12
③ 地方・中小の知財戦略強化支援	13
④ 知財創造保護基盤の強化	15
⑤ 模倣品・海賊版対策の強化	17
3. 分散した多様な個性の「融合」を通じた新結合を加速する	19
(1) 中長期の方向性	19
① 実質的なオープンイノベーションを加速する	19
② 個性やアイデアが出合う場としてのプラットフォームを整備・活用する	20
③ データ・AI を活用した価値のデザインを円滑化する	21
(2) 当面の施策の重点	22
① オープンイノベーションの促進	22
② 知的資産プラットフォーム	23
③ データ・AI 等の適切な利活用促進に向けた制度・ルール作り	24
④ デジタルアーカイブ社会の実現	27
4. 「共感」を通じて価値が実現しやすい環境を作る	29
(1) 中長期の方向性	29
① 共感を通じた価値の実現を円滑化する	29

② 調達など実際の経済活動において、共感が取引価格に反映される例 を増やす	29
③ 「共感」を意識した新しい知財システムを作る	30
④ 「世界からの共感」を軸としてクールジャパン戦略を再構築する (国のブランディング戦略の強化)	31
(2) 当面の施策の重点	32
① 各主体による価値のデザインを奨励	32
② クリエイション・エコシステムの構築	33
③ 国内外の撮影環境改善等を通じた映像作品支援	36
④ クールジャパン戦略の持続的強化	37

5. 工程表

- (1) 「知的財産推進計画2019」重点事項
- (2) 「知的財産推進計画2018」からの継続項目

1. はじめに

（「知的財産推進計画2019」策定にあたって）

2018年6月、知的財産戦略本部は、我が国社会と知的財産システムについての中長期の展望及び施策の方向性を示す「知的財産戦略ビジョン」を決定し、目指すべき社会の姿として「価値デザイン社会」の実現を掲げた。知的財産推進計画2019以降は、これまでの成果を基盤としつつ、価値デザイン社会の実現に向けた我が国の総合的かつ一貫した知的財産戦略を実行していくための計画を策定していくことになる。

昨年以降、価値デザイン社会の実現に向けた具体的な政策の方向性について、知的財産戦略本部の下に設置された「知的財産戦略ビジョンに関する専門調査会」において議論を重ねるとともに、同本部の検証・評価・企画委員会においても、「知的財産推進計画2018」（2018年6月同本部決定）のフォローアップを行いながら、さらなる取組についての検討を行い、「知的財産推進計画2019」を取りまとめた。取りまとめにあたっては、専門調査会における議論の成果を、今後の知的財産推進計画の中長期的な方向性を示すものとして位置づけるとともに、そこでの整理を踏まえつつ、検証・評価・企画委員会における議論を、当面の施策の重点として位置づけた。この計画に基づき、今後、知財立国を基盤とした価値デザイン社会の実現に向けた我が国の総合的かつ一貫した知的財産戦略に関する政策が推進されることとなる。

（価値デザイン社会の実現に向けて）

これまでは、何等かの権力、権威や財力のある者が価値を規定して、その実現に向けて各市場参加者が競争してきた。これに対し、現代では、事業がますますグローバルなものになるとともに、デジタル化が進展することに伴って情報の流通、拡散のスピードや規模が飛躍的に増大してきた。

また、データ自体やAIの活用を含めたその使い方が今後さらに重要になってきており、GAFA（Google、Apple、Facebook、Amazon）やBAT（Baidu、Alibaba、Tencent）等のプラットフォーム事業者が、収集した膨大なデータを活用しながら、ユーザーの支持を受けて新たなビジネスを展開している。このような中、海外では、各国による戦略的なデータ管理に関するルール整備に向けた動きもみられる。

そうした時代においては、新しい価値の創出プロセス自体が民主化し、それぞれの主体がより積極的に新しいアイデアを構想（デザイン）して世に問い、共感を得て新しい価値を規定し、社会を変えていくことが求められる。それが「価値デザイン社会」の本質である。

社会の変革をもたらすアイデアは、尖った才能が起点となって生まれる。これからの時代には、新しい価値の創出プロセスは民主化し、多様な個性が容認される。平均的に満遍なくいくつかの軸で高評価を得るのではなく、特定の軸で平均から離れた、

あるいは既存の軸にとらわれない突き抜けた能力を開花させ、活かすことが重要である。その尖った複数の個性・能力が融合して新しいアイデアが具体化する。それらのうち、何等かの形で一定の人たちに共感を得たものが、具体的に価値として実現していく。そうした価値の実現に至るプロセスが次々と生まれていく社会が価値デザイン社会である。新しいアイデアを如何に生み出し、価値として実現させていくか、共感を得られる可能性の高いアイデアややり方をどのように構想（デザイン）するか、という能力が問われる社会でもある。

この実現のために必要なことは、
第一に、個々の主体が持つ、平均から外れた尖った潜在力、才能を解き放ち、開花させること
第二に、そのような輝く才能がお互いに結びつき、融合して、新しいアイデアに至ること
第三に、新しいアイデアが何等かの共感を得て、価値として実現すること
である。

個々の主体を解き放つことを起点として、この3つの活動は、相互に密接に関連しあいながら、試行錯誤を経て進展していく。

これからの知的財産戦略は、こうした3つの活動を円滑にするため、以下の3つの柱によって、価値デザイン社会の実現を加速していく（図1）。

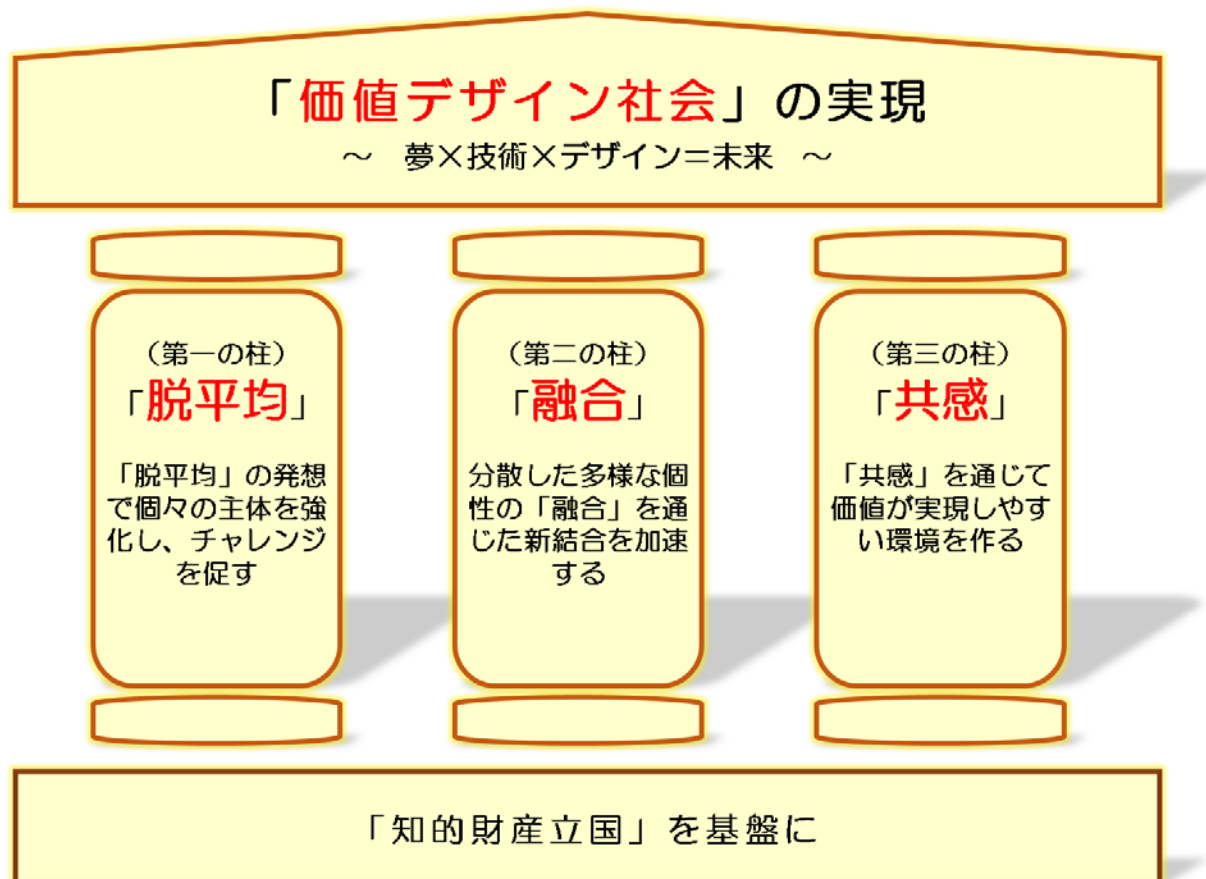
第一の柱；「脱平均」の発想で、個々の主体を強化し、チャレンジを促す

第二の柱；分散した多様な個性の「融合」を通じた新結合を加速する

第三の柱；「共感」を通じて価値が実現しやすい環境を作る

なお、ここでいう価値とは、従来の資本主義社会が重視してきたような経済的価値にとどまらず、社会的要素や文化的要素などを含む多様なものであり、それが結果的に経済的な価値にもなるものもある。データ、知財を含め、様々な面での対立が世界中で表面化する中で、独特な立場で持続可能でインクルーシブな経済社会を実現しようとしている我が国への注目や期待が高まっている。そうした状況を的確に捉えて、多様な価値を提示し、実現の過程で「日本の特徴」をうまく活用しながら、他国には真似することが難しい、尊敬されるような価値デザイン社会の実現を目指していく。

図1 知的財産立国を基盤とした価値デザイン社会の実現

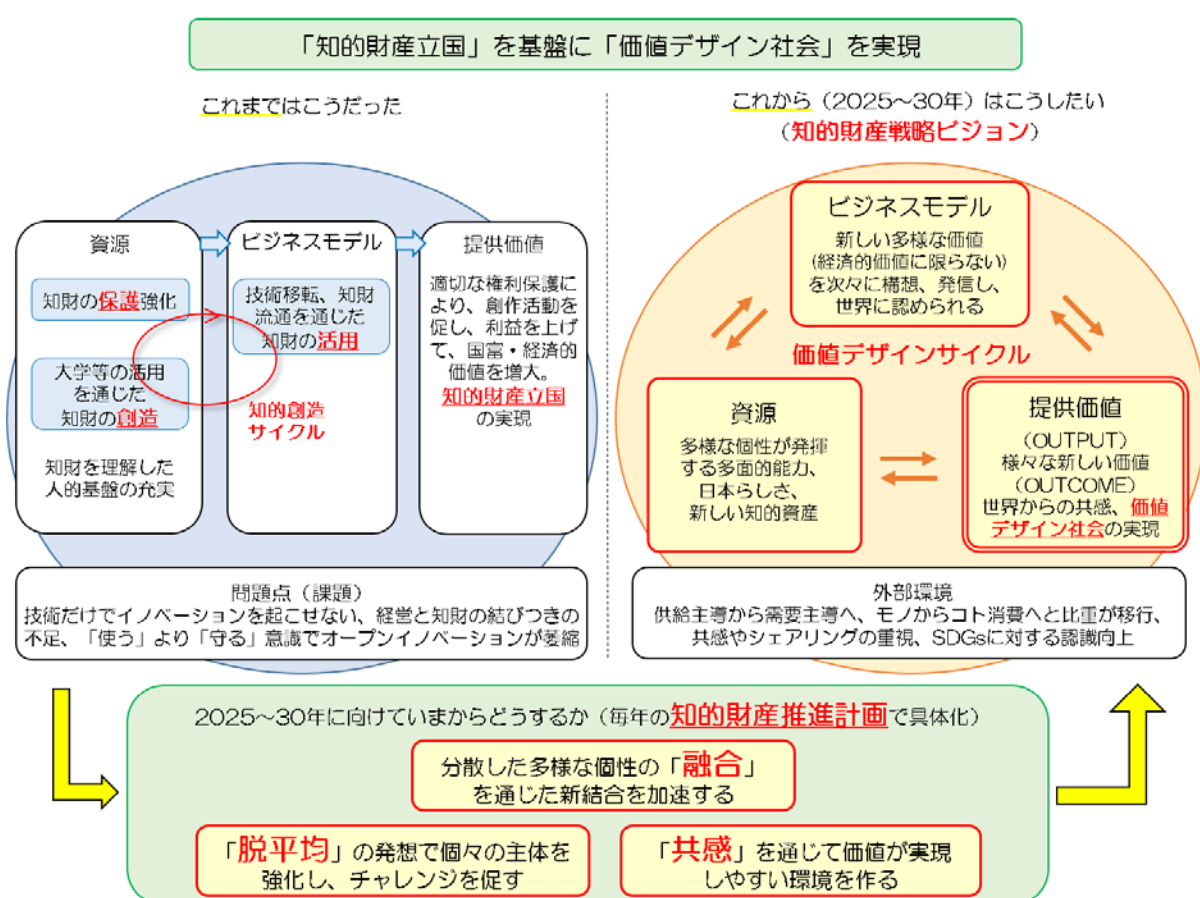


（「これまで」の知財戦略と「これから」の知財戦略）

知的創造サイクルを柱として知的財産立国の実現を目指してきた「これまで」の知財戦略、知的財産立国を基盤として価値デザイン社会の実現を目指す「これから」の知財戦略、及び「これから」に向けた移行戦略の全体像を、「経営デザインシート」¹の発想で整理すると、概ね図2のとおりとなる。

移行戦略に関して具体化していくのが、毎年の知的財産推進計画であり、「知的財産推進計画2019」以降、価値デザイン社会の実現のための3つの柱を基本として、計画を策定、推進していく。

図2 これまでの知財戦略、これからの知財戦略、移行戦略の全体像

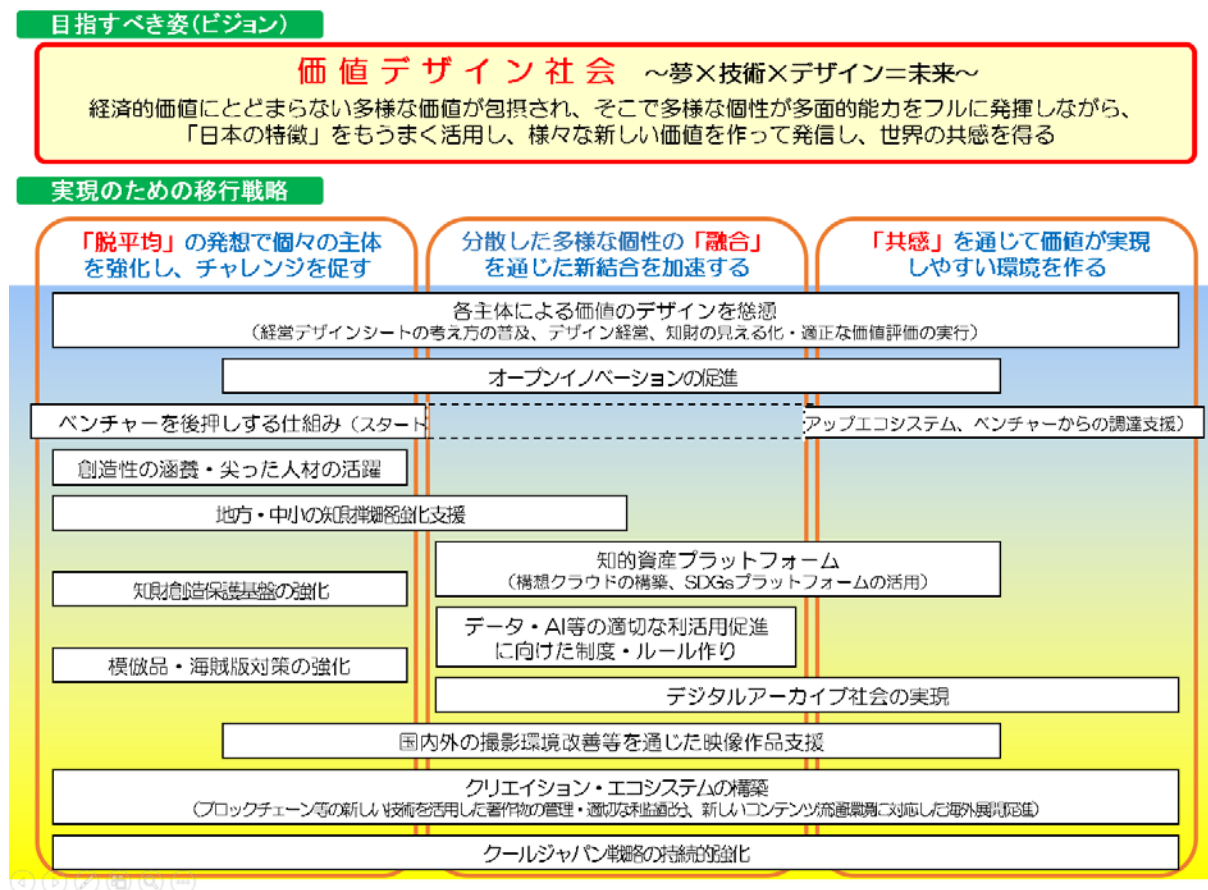


¹ 「経営デザインシート」は、自社の存在意義やこれまでのビジネスの姿（どんな資源を使って、どのようなビジネスモデルで、どのような価値を生み出してきたか）を把握した上で、これから提供したい価値とその価値を生み出すやり方（使うリソースとビジネスモデル）を一覧できるツールである（後掲）。詳細は https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keiei_design/ を参照。

（3つの柱と当面の施策の重点項目）

上記の3つの柱に沿って、当面の施策の重点事項を整理したものが図3である。

図3 3つの柱と当面の施策の重点事項の位置づけ



当面の具体的な重点施策として取り上げた項目は、関係省庁が直ちに新たな施策として取り組むべき、あるいは従来の施策を直ちに強化すべきものであるが、それぞれ3つの柱に対する関係性についての幅があり、また、3つの柱の複数にまたがるものもある。

その場合は、最も関係の深い柱の下に具体的な内容を記載しているが、特に他の柱との関係で記述する必要がある場合には、項目のみ記述して、再掲、後掲などとして整理している。

2. 「脱平均」の発想で個々の主体を強化し、チャレンジを促す

(1) 中長期の方向性

これからの価値デザイン社会において、新たな価値を生み出すきっかけを作るのは、尖った才能を有する個々の主体である。需要に対して供給が不足していた時代には、同じものを大量に効率的に作り、そのための安定的な組織を確立することが重要であったため、様々な側面（軸）から平均的に能力があるような均質的な人材を社会が求め、家庭でも教育現場でも送り出そうとしてきた。そこでは、何らかの軸で、あるいはその軸を超えて特殊な才能を持っている人材や企業が活躍できる機会は少なかった。

しかし、これからの価値デザイン社会において、新たな価値を生み出すきっかけを作れるのは、何らかの側面で、あるいは軸を超えて尖った才能を有する個々の主体であり、「脱平均」の発想で個々の主体の才能を解き放つことが鍵になる。そして、そのような主体が生息し、チャレンジしやすい環境を整備するとともに、実際に価値を実現していくために必要であるがそうした主体に欠けているようなことについて、様々なサポートを充実していく必要がある。

① 尖った才能を開花させる

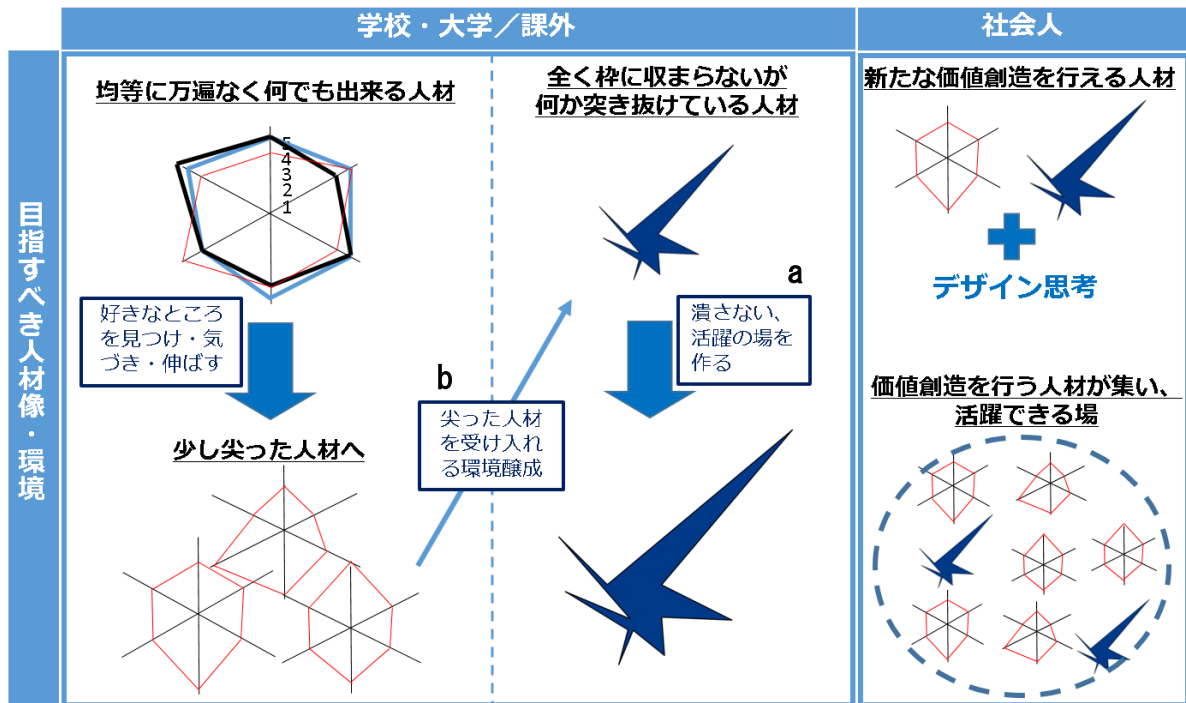
これまでには十分に活用されてこなかったり、扱いづらいとされてきた尖った才能は、未来を拓く価値デザインを実現する原動力であり、「脱平均」の発想で、潜在力を有する主体の潜在力を解放し、才能を開花させる（図4 a）。このため、例えば以下のような取組を推進する。

- ・ 潜在力を解放でき、型にはまらない尖った才能が評価されるような場として、新たな学びの場（クラブ、塾、ロジなど）や課外活動の場（例；異才発掘プロジェクト ROCKET²、高校や大学の起業部、少年少女発明クラブ）を増やし、そうした力を活用する。尖った才能は若い時から現れることも多いので、子供の頃から、それらの場に容易にアクセス・参加できるよう、情報を集約、提供できる仕組みを作る。
- ・ 様々な生の素材に触れられる機会を増やし、真善美についての感性を磨き、潜在力を呼び覚ます。

² 「異才発掘プロジェクト ROCKET」は日本財団と東京大学先端科学技術研究センターによるプロジェクトで、「Room Of Children with Kokorozashi and Extra-ordinary Talents」の頭文字をとったものである。<https://rocket.tokyo/>参照。

- ・ 潜在力が発見されたら、同じ道のプロが、その才能を引き上げる。あるいは、従来の評価軸では評価できないような尖った才能について、探す側の人を決めて、その人が人材を一本釣りする。
- ・ 大学において、CTO の素養を持つエンジニアや自由な発想で大胆に挑戦できる PhD が育つような教育、複数メジャーの容認などを行う。
- ・ アートとサイエンス、デザインとテクノロジーの両方の素養を身に付けた人材が、マーケティングや経営で活躍できるよう、工学系とデザイン系の協働による育成プログラムの提供を促進する（高専でデザインを学んだり、美大でテクノロジーを学ぶ機会など）。

図4 尖った才能が活躍しやすい社会



② 尖った人・企業がチャレンジしやすい環境を整備する

これまでは、平均的な評価軸から外れたような尖った才能を持つ主体は、ややもすると、学校や社会にうまくなじめないケースも見られ、せっかくの尖った部分を削るような指導が行われるケースも多かった。こうした環境を変え、周りの人や社会が、尖った才能を持つ主体について理解し、評価することが、そうした主体の活躍には欠かせない。また、そうした尖った能力を使った挑戦は、様々な面で壁にぶつかることも多く、挑戦して所期の成果が出なくても、それを失敗としてマイナスの評価をする

のではなく、前向きなものと捉え、さらなる挑戦をしやすくすることが重要である。このため、例えば以下のような取組を推進する。

- ・ 教育現場での知財創造教育により、好きなこと、楽しいと思えることを見つけ・気づき・伸ばすことにより、従来の評価軸の中でも少し尖った人材へ育成し、従来の評価軸を外れたような尖った人材のこともある程度理解して受け容れる人が社会全体として多くなる環境を作る（図4b）。
- ・ 尖った才能を持つ主体が、様々な価値デザインに挑戦し、その結果がたとえ所期の結果に至らない場合でも適正に評価される環境（成功確率よりも挑戦数の重視、成功という結果だけでなく、プロセスにおけるレッスンの重視など）を作る。挑戦の評価指標の例としては、挑戦したこと（回数）、挑戦した内容の新規性（着眼点、組み合わせ等）・進歩性、結果を招来した原因の分析の有効性、得られた（導き出した）レッスンのクオリティ・汎用性などの切り口があり得る。
- ・ 挑戦した人についても、上述のようなレッスンを導き出した（広義の知的財産を創作した）人として捉え直し、人事評価に反映すること（例えば、組織内の人事評価に適用するほか、起業に失敗した人にも、就職活動において新たな指標で自己PRできるようなフォームを準備するなど）を検討する³。
- ・ 「異能」と認められる主体の挑戦を応援するようなインセンティブを設ける。
例；異能の主体の活動に関する経済的支援
技術、素材、IT環境を含め、試作等により試行錯誤できる場所を作る、あるいは利用しやすくする。
- ・ 尖った能力でチャレンジして価値をデザインする典型的な存在であるスタートアップが次々と生まれ、チャレンジしやすくなるようなスタートアップエコシステムを諸外国の例を参考にいくつかの都市や大学を中心に構築する。（スタートアップ戦略「Beyond Limits. Unlock Our Potential.」⁴参照）。
- ・ スタートアップが生まれ、育ち、活躍する裾野としての中小企業における価値デザインを醸成する。

³ 既に社内の報奨制度の1つとして、失敗報奨制度を設けている企業もあるので、それらの制度も参考になる。

⁴ 統合イノベーション戦略推進会議（第4回）（2019年3月29日）資料3-1「Beyond Limits. Unlock Our Potential. ～世界に伍するスタートアップエコシステムの拠点形成戦略～中間とりまとめ」

③ 尖った人・企業をサポートする

尖った才能を持つ主体がチャレンジして、価値をデザインしようとしても、自らの力だけで実現することは難しい。特に若者や若い企業について、人的なネットワーク・資金・社会的信用の面からの例えば以下のような手助けの仕組みの検討を進める。

人的ネットワークについては、

- ・ 理想を追求するイノベータと実現可能なやり方を考える実務家とをマッチングする
- ・ 必要な時に諸々相談することができるメンターを紹介する
- ・ フルスタック⁵のリサーチ系の尖った人材等に、知財やビジネス面でサポートする（契約のひな型の提示、契約チェックサービス、そうしたサービスをしたい大企業人材の兼業規制緩和等）
- ・ 地方から東京に出てきているテック企業と地方の支援者（金融機関と協力関係にある資産家等）とをマッチングする

資金面では、収入に直結する購買行為と投資に着目して、

- ・ まず政府や自治体がベンチャーの顧客になる（上述のスタートアップ戦略（「Beyond Limits. Unlock Our Potential.」）の戦略5中の「公共調達ガイドラインの実践」および「地方自治体のスタートアップからの調達促進 トライアル発注制度等の活性化」を推進）
- ・ 大企業によるベンチャーからの調達実績に関する開示やインセンティブの付与
- ・ 大企業による調達の際の合議制⁶の一部廃止の検討
- ・ 銀行へ預けるよりもベンチャーに投資したい（銀行へ預けるよりもベンチャー100社へ投資する方がカッコいい）という風土の醸成などを進める。

信用については、何等かの形で公的に、あるいは社会的に認められることが尖った主体の信用を形成する上で重要であり、

- ・ 創作活動に関する知的財産（公的な対抗力を有する）の適切な保護
 - ・ 様々な主体による表彰による社会的認知の向上⁷
- などを進める。

⁵ 様々な分野に精通していて一人で何でもできる人、一人でアイデアからプロトタイプまで作れるような人。ただし、知財やビジネスの面ではサポートが必要な人。

⁶ 尖ったアイデアの芽を摘むことが懸念される。

⁷ 例えば、公益社団法人日本青年会議所が主催する「異能ベーター発掘プロジェクト」など。

（２）当面の施策の重点

① 創造性の涵養・尖った人材の活躍

（現状と課題）

上述のとおり、尖った人材の才能の開花には、教育課程以外の場所の充実が求められる一方、そうした突き抜けた人材を受け入れる環境としては、自らも何かがある程度尖っていることで、そうした人材にも理解がある豊かな創造性を備えた人達を育てる教育現場の役割が重要になる。

2017、2018 年の学習指導要領の改訂を踏まえて、小・中・高等学校においては創造性の涵養を目指した教育の充実に努めることとされた。こうした中、2017 年に設置された「知財創造教育推進コンソーシアム」では、「新しい創造をする」ことの楽しさを体験し、「創造されたものを尊重する」ことの大事さを実感しながら、これらができるようにする知財創造教育を全国で推進している。その中では、知的財産の利活用についても扱っている。また、先端技術の活用推進に関する検討を踏まえ、「子供の力を最大限引き出す学び」の実現に向けた ICT を基盤とした遠隔教育などの先端技術の効果的な活用方策の具体化や、「未来の教室」プロジェクトにおいて、EdTech による「学びの個別最適化」の実現、文理融合・課題解決型の STEAM 教育の実現に向けた取組みを推進している。更に、「AI 戦略 2019」において、AI に関する教育として、データサイエンスや理数素養等を育むことに加え、新たな AI 社会の在り方や製品・サービスのデザイン等に向けた問題発見・解決学習の体験等を通じた創造性の涵養を推進することとしている⁸。

知財創造教育、「未来の教室」プロジェクト、異能 vation 等の取組を通じて、豊かな創造性を備える人材が増えることで、社会における尖った才能を持つ人材に対する理解が進み、そうした人材が受け入れられ活躍できるチャンスが拡大することが期待される。

尖った才能を持つ人材の潜在力を解放し、才能を開花させる場については、学校の課外活動や学校外の新たな学びの場では既に様々な取組が行われている（異才発掘プロジェクト Rocket 等）が、それらを増やすとともに、当該情報について集約・提供する仕組みがないため、必要とする人がアクセスしやすくすることに課題がある。

⁸ 「AI 戦略 2019」（2019 年6月11日統合イノベーション戦略推進会議決定）

（施策の方向性）

- ・ 知財創造教育に活用できる教材等の収集や作成を行い、それらを活用して小・中・高等学校において実証授業を行うとともに、教材等を評価する仕組みの導入等を通じて、より秀逸な教材等が提供されることを促進する。
（短期、中期）（内閣府、経済産業省、文部科学省）
- ・ 知財創造教育を地域において当該地域主体で実施できるような体制（地域コンソーシアム）の構築に向けた取組を行う。（短期、中期）（内閣府）
- ・ 教員や教員を目指す学生が、知財創造教育を理解し、自ら取組めるようにするために、これまで作成・収集した教材等を活用しながら、教職課程や教員免許更新講習における知財創造教育の講座の開設に向け検討を行う。（短期、中期）（内閣府）
- ・ 新しい学習指導要領が小学校では 2020 年度から、中学校では 2021 年度から、高等学校では 2022 年度入学生からそれぞれ実施されることから、創造性の涵養及び知的財産の意義の理解等に向けて、小・中・高等学校において、発達の段階に応じた知的財産に関する教育が行われるよう、新学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図る。（短期、中期）（文部科学省）
- ・ 「子供の力を最大限引き出す学び」の実現に向けて、ICT を基盤とした遠隔教育などの先端技術の効果的な活用に関する基本的な考え方を示すとともに、先端技術の具体的な活用場面の整理や事例の収集を行う。（短期、中期）（文部科学省）
- ・ 「未来の教室」プロジェクトにおいて、第 4 次産業革命・Society5.0 の時代に必要となる「創造的な課題発見・解決力」を育成すべく、①EdTech を活用した「学びの個別最適化」の実現、②文理融合・課題解決型の STEAM 教育⁹の実現に向けた取組を推進し、産学連携・地域連携の STEAM 教育の事例の構築や収集を行うほか、STEAM 教育コンテンツのオンライン・ライブラリーを構築する。
（短期、中期）（経済産業省）
- ・ 学校と地域が協働し、家庭の経済状況にかかわらず、芸術文化等の優れた才能を発掘する等、地域における持続可能な活動のための環境整備を行う。また、尖った才能を持つ人材のための、課外活動や新しい学びの場のデータベース化等、容易に探せるようにするための仕組みを検討する。
（短期、中期）（内閣府、文部科学省、関係府省）
- ・ 未踏事業、グローバルサイエンスキャンパス、次世代アントレプレナー育成事業などの仕組みを活用し、尖った才能を持つ人材をみつけて、同じ道のプロがその才能を引き上げる。（短期、中期）（経済産業省、文部科学省）
- ・ 異能 vation において、地域における尖った才能を発掘する取組を強化し、その活躍を地球規模で発信するための仕組みを構築する。（短期）（総務省）

⁹ 各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育。

- ・ 2018 年度著作権教育教材等の検証事業の結果を踏まえ、著作権教育に資する教材等の開発・普及や広報など、効果的な普及啓発を実施する。

(短期、中期) (文部科学省)

② ベンチャーを後押しする仕組み

(現状と課題)

米国、中国をはじめとして、世界においては都市を中心にベンチャーが生まれ、育ち、さらなるベンチャーの支援へと向かうエコシステムが確立し始めているが、我が国においては、都市においても、優秀な人材、卓越した研究開発力、技術力の高い大企業、豊富な資金などを活かしたスタートアップのためのエコシステムが確立していない。今後、都市や大学を巻き込み、世界を志向する起業家教育やアクセラレータ機能を抜本的に強化すること等を通じて、起業家がこれまでの制約を超越し(Beyond Limits)、日本の潜在能力を開放する(Unlock Our Potential)ことで、スタートアップ・エコシステムを構築することが、尖った才能を開花させ、価値デザインの実践を加速する上でますます重要になってきている。

こうした観点から、上述のとおり、2019 年 3 月に「Beyond Limits. Unlock Our Potential. ～世界に伍するスタートアップエコシステムの拠点形成戦略～中間とりまとめ」が発表されたところであり、今後、戦略に盛り込まれた施策を着実に推進していく。

また、スタートアップは、価値のデザインに際し、知財の保護や活用あるいは共有をしたり、知財を資金調達に活用するなど、事業に合わせた知財戦略を構築することが難しいケースも多いので、これをサポートしていく。

(施策の方向性)

- ・ スタートアップ・エコシステムの構築に向け、拠点都市形成に向けた集中支援を行うとともに、大学を中心とした起業家教育、世界と伍するアクセラレーション機能、資金配分機関等における研究開発支援、スタートアップ支援に係るネットワーク構築等を強化する。(短期、中期) (内閣府)
- ・ 政府、自治体がスタートアップの顧客となってチャレンジを推進するため、「公共調達のイノベーション化及び中小・ベンチャー企業の活用の促進に係るガイドライン」(2019 年 4 月 内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)決定)の実践のほか、「内閣府オープンイノベーションチャレンジ」の実施及び「トライアル発注制度の活用」等の推進を図る。(短期、中期) (内閣府)

- ・ベンチャー企業支援の経験を有する専門家と知財専門家からなるチームを派遣し一定期間メンタリングを実施する支援プログラムにおいて、参加企業数や応募期間等を拡大するなど、創業期のベンチャー企業のビジネスに対応した適切な知財戦略の構築等を一層支援する。(短期、中期)(経済産業省)
- ・ベンチャー企業向けの知財ポータルサイトを活用した情報発信や、ベンチャーエコシステムの関係者(ベンチャー企業、ベンチャー・キャピタル、アクセラレータ・インキュベータなど)と知財の関係者(弁理士・弁護士など)とを結びつける場の提供を通じて、エコシステム活性化を促進する。(短期、中期)(経済産業省)
- ・「大学による大学発ベンチャーの株式・新株予約権取得等に関する手引き」を踏まえたライセンス等に伴う株式・新株予約権の取得促進や、ギャップファンドによる支援等により、大学発ベンチャーへの起業前段階も含めた資金調達の円滑化を促進する。(短期、中期)(文部科学省、経済産業省)
- ・知財を活用して海外展開を目指すベンチャー企業に対し、海外の大型展示会への出展等、海外でのビジネスマッチングを支援することで、海外展開を支援する。
(短期、中期)(経済産業省)
- ・大学、中小企業、ベンチャー企業等が、今後の研究やビジネスの方向性の検討時や、共同研究先、連携先の検討時に、知財情報を活用することの有効性について調査を行い、大学、中小企業、ベンチャー企業等が知財情報を活用することができる仕組みについて検討する。(短期、中期)(経済産業省)

③ 地方・中小の知財戦略強化支援

(現状と課題)

地域経済の担い手であり、尖った主体の苗床でもある中小企業による価値デザインも、これからの地域経済の活力の源泉として極めて重要になってきている。中小企業が、地域社会において新たな価値をデザインすることを含めて活躍していくためには、知的財産を含む自社の資源を把握し、管理し、活用することが重要となる。既に一部の中小企業においては、2018年5月に知的財産戦略本部で公表した経営デザインシートを活用して、新たな価値のデザインを実践し始めている。

これまで、知財活動を通じて地域・中小企業のイノベーションを推進するために、「地域知財活性化行動計画」(特許庁、2016年6月策定・公表)に基づいた、知財の取得、活用から保護の各段階に応じたきめ細やかな支援に取り組むとともに、2019年4月には中小企業の特許料等の一律半減制度を施行するなど、中小企業支援施策を拡充させてきた。

また、我が国の経済を支える中小企業の多くが優れた技術を保有しているが、近年のグローバル化に伴い、海外企業との取引等が増加し、技術情報等の漏えいリスク

も増加している中で、中小企業等の高い技術力と脆弱な管理体制のギャップを早急に埋め、技術情報の流出を防ぐ必要がある。そのため、中小企業等における意識の底上げ、管理体制の整備が求められている。

さらに、今般、中小企業等における知的財産権・ノウハウに関する取引実態を把握するために、製造業を対象とした、優越的地位にある取引先からの知的財産権・ノウハウの提供要請等に関する実態調査を実施している。その調査結果を踏まえ、中小企業における知的財産に関する取引環境の整備に引き続き取り組むことが求められている。

そして、知財を検討する上で、市場の創出や拡大のために標準をツールとして活用することも重要である。標準化については、「標準化官民戦略」（2014年5月経済産業省策定・公表）に基づき、新市場創造型標準化制度（2014年7月）や、地域の公設試や金融機関等における標準化にかかる相談窓口「標準化活用支援パートナーシップ制度」（2015年11月：2019年4月時点で全国に159機関）を展開し、標準化活動を後押ししてきたが、地域の中小企業等による標準制定が十分に進んでいるとは言えない状況にある。

（施策の方向性）

- ・ 中小企業や中小企業を支援する金融機関等が経営デザインシートやその考え方を活用できるよう支援する（4.（2）①参照）。

（短期、中期）（内閣府、経済産業省、金融庁）

- ・ 知財を切り口とした事業性評価を通じて中小企業における知財活用を推進するため、新たに、中小企業の経営課題に対して知財を活用した解決策を提案する「知財ビジネス提案書」の作成支援を地域金融機関等に行う。また、金融庁と連携した知財金融シンポジウムの開催や、知財情報活用に向けた電子ツールの提供等、知財金融促進のための包括的な取組を行う。（短期、中期）（経済産業省、金融庁）
- ・ 在外日系中堅・中小企業を主なターゲットにすえ、ハンズオン支援と情報提供・普及啓発活動による意識の底上げを通じて、日本企業の営業秘密管理体制整備を支援し、海外での技術・ノウハウの意図せぬ流出を防ぐことを目的とする事業を実施する。（短期、中期）（経済産業省）
- ・ 産業競争力強化法に基づく、経営リソースに限りがある中小企業に対する技術情報等の管理に関する指導助言業務の実施及び技術情報等の管理の状況についての認証を行う機関の認定制度の活用により、中小企業の技術情報等の管理体制の底上げを図る。また、中小企業における技術情報等の管理体制構築及び認証の取得等を支援するための専門家派遣事業を実施する。（短期、中期）（経済産業省）

- ・ 「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査」の調査結果について広く周知を行うとともに、知的財産権に関連する下請法違反行為があれば厳正に対処する。（短期）（公正取引委員会、経済産業省）
- ・ 地域未来牽引企業等に対して、これまでの標準化事例集を作成・普及したり、パートナーシップ機関に対する説明機会の充実と取り組みの好事例の横展開などを図る。（短期、中期）（経済産業省）
- ・ 日ごろから地域・中小企業と繋がりのある弁理士に対する標準化に関する研修を、日本弁理士会を通じて提供することや、知財及び標準活動の相談窓口をもつ工業所有権情報・研修館（INPIT）と日本規格協会（JSA）との連携強化を通じて、企業による知財と標準化の一体的な検討を後押しする環境を整備する。
（短期、中期）（経済産業省）

④ 知財創造保護基盤の強化

（現状と課題）

尖った人材や企業が活躍するためには、自らの固有の能力や成果を公的に対抗力のあるものとして主張することが重要であり、そのために、創造された知的財産が適切に保護されるような基盤の整備・強化が欠かせない。

技術の進展や、デジタル化やグローバル化などを契機としたビジネスの環境の変化の中でも、個々の主体が知的財産を有効に活用して新たな価値をデザインできるよう、知的財産制度の見直しや、知的財産制度を支える体制の整備に不断に取り組むことが求められている。

また、農業分野においては、「農林水産省知的財産戦略 2020」（農林水産省、2015 年 5 月策定）に基づき、地理的表示や地名・ブランド名称等の侵害対策、種苗産業の競争力強化、家畜の遺伝資源の保護対策等について具体的な対応方向を策定しており、引き続き、同戦略に基づいて農林水産分野の知財政策を推進するとともに、2020 年以降の農林水産分野の知財戦略の策定が求められている。

（施策の方向性）

- ・ 本年通常国会で成立した、特許法等の一部を改正する法律に基づく、中立な技術専門家が現地調査を行う制度（査証）及び損害賠償額算定方法について、適切な運用に向けた取組を見守るとともに、同法の附帯決議に掲げられた事項について、内外の情勢を踏まえ、関係者の意見を聞きつつ検討する。また、画像及び建築物を保護対象に加える等の意匠制度の見直しについて、意匠審査基準、意匠審査体制の整備等の必要な準備を実施し、これらを含めた改正事項について、広く周知を行う。
（短期）（経済産業省）

- ・ 増加し続けている国際特許出願について、適時に国際調査報告を作成できるよう、特許審査体制を整備する。(短期、中期)(経済産業省)
- ・ 近年、商標出願件数の大幅な増加により審査期間が長期化傾向にあることを踏まえ、2022 年度末までに、一次審査通知までの期間を 6.5 か月とすることにより、権利化までの期間を国際的に遜色ないスピードである 8 か月とできるよう商標審査体制を強化する。(短期、中期)(経済産業省)
- ・ 訪問先企業の技術を担当する審査官が外国企業を訪問し実務者レベルと技術的な内容に踏み込んだ意見交換を実施し、外国企業に日本の産業財産権制度や審査実務への理解を深めてもらうとともに、それらの課題を把握する。
(短期、中期)(経済産業省)
- ・ 知財紛争解決分野に関する諸課題を議論するための経済界と司法関係者との直接対話の枠組みを設け、外国における紛争解決インフラの取組の動向等をも踏まえつつ、継続的な実務協議を通じて経済界等の利用者ニーズの的確な把握に努め、紛争解決インフラの一層の充実・強化に向けた検討を進める。(短期、中期)(法務省)
- ・ 知的財産に関する事件を含む国際仲裁の活性化に向け、2019 年度から法務省が実施する調査委託事業その他関係府省の取組において、人材育成、企業等に対する広報・意識啓発、施設の整備等の各施策を包括パッケージとして実施する。
(短期、中期)(法務省、関係府省)
- ・ 我が国企業等が直面する知財を含む国際紛争の解決の円滑化のため、外国法事務弁護士等による国際仲裁・国際調停代理の範囲拡大・拡充を図り、これらの手続にも一貫して代理することができるための措置等を速やかに講ずる。
(短期、中期)(法務省)
- ・ 我が国の企業が知的財産を武器とした国際的な事業展開を円滑に行えるビジネス環境を整備するため、我が国の知財関係等のニーズが高い法分野に関する法令及びその関連情報(法改正・法体系の情報等)の高品質な英訳情報提供の拡充に向け、法改正等に即応した迅速な翻訳のための体制整備(機械翻訳の活用に向けた調査検討を含む。)と利便性の高い利用環境整備を推進し、より効果的・積極的に海外発信する。(短期、中期)(法務省)
- ・ 主要な知財関係裁判例など我が国の知財紛争処理に関する情報について、海外への情報発信の充実を引き続き期待する。
- ・ 知財訴訟を始め、我が国における民事訴訟手続等の IT 化に向けて、訴訟記録の全面電子化、オンラインでの書面提出やウェブ会議による手続を可能にすることなど、民事訴訟手続等の IT 化の実現のための制度的検討を進め、2019 年度中の法制審議会への諮問を目指し、具体的検討を引き続き進める。(短期、中期)(法務省)
- ・ 大学や研究機関による適正なアプローチに基づく外国企業との連携を促進しつつ、意図せざる技術流出やレピュテーションリスクを防ぐ観点から、関連法令遵守及び

リスクマネジメントに関する「大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン」を2019年度中に策定し、その周知に努める。

(短期、中期) (内閣府、文部科学省、経済産業省)

- ・ 大学や研究機関における技術情報等に関する安全保障貿易管理を徹底するため、意識啓発や自主的な内部管理体制の構築支援に取り組むとともに、安定的な運用を継続するための管理部門の充実を図る。

(短期、中期) (内閣官房、内閣府、経済産業省、文部科学省、関係府省)

- ・ 開発成果の技術を適切に管理する必要がある政府の研究開発事業について、開発主体に求められる管理手法と執行機関の事業運営の在り方の方針を検討する。

(短期、中期) (内閣官房、内閣府、関係府省)

- ・ 我が国で開発された植物品種の海外への流出に対応するため、引き続き海外への品種登録出願への支援や侵害対応への支援を行うとともに、優良品種の持続的な利用を可能とする観点から、国内外での植物新品種の保護の在り方について、広く関係者の意見を聴いた上で、制度的な手当ても含め検討する。

(短期、中期) (農林水産省)

- ・ 和牛遺伝資源の不適切な海外流出を防止する観点から、適正な流通管理や保護に向けた検討を進める。(短期、中期) (農林水産省)
- ・ 「農林水産省知的財産戦略2020」が定める戦略の実施期間である2019年度を迎えるにあたり、農業分野における新たな知財戦略の策定に向けた検討に着手する。

(短期) (農林水産省)

⑤ 模倣品・海賊版対策の強化

(現状と課題)

デジタル・ネットワーク時代において、我が国のマンガ・アニメ・映画等のコンテンツの著作権等に対する侵害行為が、ますます悪質かつ巧妙になっている。こうした侵害行為によって創作者等への収益の還元が十分にされなくなれば、世界的に見ても尖った能力を有する創作者等の事業が成り立たなくなったり、後継者が育たなくなったりすることも懸念される。特に、最近では、海外のいわゆる防弾サーバ¹⁰を利用するなど、匿名による海賊版サイトの運営を可能とするサービスの登場、高速・大容量のデータ転送を可能とするインフラ・技術の進展等を背景として、侵害者の特定が困難であり、侵害コンテンツの削除要請に応じない大規模な海賊版サイトによる被害が急激に拡大した。このような被害の拡大を食い止めるため、2018年4月、犯罪対策閣僚会議・知的財産戦略本部において緊急対策を決定したが、その前後において、

¹⁰ 匿名化されたホスティングサービスを提供するサーバ。

問題となっていた大規模サイトが閉鎖する等の状況の変化がみられた。

その後、この緊急対策決定の際にあわせて決定された「今後の進め方」に基づき、同年6月、知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会の下に「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」が設置され、同年10月までの間、インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニューについて集中的な議論を行った。

その結果、多様な視点から、直ちに取り掛かることが必要な内容について共通の認識が得られたことを踏まえ、関係省庁や関係者と広く連携しながら、インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニューを段階的・総合的に実施していく必要がある。

また、クラウド関連技術等を活用した著作物の管理・利益配分の仕組みが海賊版対策としても効果的と考えられることを踏まえ、その構築を促進することが必要である。

これらの取り組みの状況も踏まえ、本年度においても、引き続き厳正な取締りを実施していくとともに、模倣品・海賊版対策の進め方について、民間の取組を支援しつつ、政府一体となって検討を強化していく必要がある。

(施策の方向性)

- ・ インターネット上の海賊版による被害拡大を防ぐため、効果的な著作権教育の実施、正規版の流通促進、国際連携・国際執行の強化、検索サイト対策、海賊版サイトへの広告出稿の抑制等の対策、その他の実効性がある制度の検討等、関係省庁等において総合的な対策メニューを実施するために必要な取組を進める。その際、取組についての工程表を作成し、進捗及び効果を検証しつつ行う。

(短期、中期) (内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省)

- ・ 模倣品・海賊版を購入しないことはもとより、特に、侵害コンテンツについては、視聴者は無意識にそれを視聴し侵害者に利益をもたらすことから、侵害コンテンツを含む模倣品・海賊版を容認しないということが国民の規範意識に根差すよう、各省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進する。(短期、中期) (警察庁、消費者庁、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省)
- ・ 越境電子商取引の進展に伴う模倣品・海賊版の流入増加へ対応するため、個人使用目的を偽装して輸入される模倣品・海賊版を引き続き厳正に取り締まるとともに、特に増加が顕著な模倣品の個人使用目的の輸入については、権利者等の被害状況等及び諸外国における制度整備を含めた運用状況を踏まえ、具体的な対応の方向性について検討する。(短期) (財務省、経済産業省)
- ・ 2018年度著作権教育教材等の検証事業の結果を踏まえ、著作権教育に資する教材等の開発・普及や広報など、効果的な普及啓発を実施する。

(短期、中期) (文部科学省) 【再掲】

3. 分散した多様な個性の「融合」を通じた新結合を加速する

(1) 中長期の方向性

個々の主体の尖った能力や多様な価値観が大事にされる「価値デザイン社会」においては、個性が一か所に集中するのではなく、分散して存在する。そこから新たな価値の源泉となるアイデアやビジネスが生まれるためには、複数の主体の能力や知識などを融合することが必要である。

既に、オープンイノベーションの取組が進んでいるのは、こうした融合による新結合を生んでイノベーションを実現するためのものであるが、協働という形だけではなく、より実質的な変化をもたらすオープンイノベーションを加速することが重要である。

また、個性やアイデアが出合う場として適切なプラットフォームが整備されていくことが望ましく、特に大きな効果が見込まれるものについて、その整備・活用を促進する。

さらに、デジタル化の進展の中で、データの活用が融合や新しい発想の契機になることも多く、大量のデータの活用効率を飛躍的に高めるツールである AI とともに、適切なルールの下でデータの有効活用を促したり、必要なデータの整備を行うことが望まれる。

① 実質的なオープンイノベーションを加速する

分散した多様な個性の「融合」を通じた新結合を円滑にするための方策として、21世紀に入って多く取り組まれているのがオープンイノベーションである。イノベーションの源泉が供給サイドから需要サイド主導へと変化する中で、幅広くかつ複雑な需要サイドのニーズやウォンツを意識する必要があることが、この動きの原動力となった。

我が国でも、多くの企業等が取り組みを始めているが、十分な結果を出しているとは言えない面もある。供給者目線のままの単なる協業や、産学連携などの形態を重視してオープンイノベーションを捉える発想ではなく、参加者が何らかの目的を共有して新しいことを共創し、結果的に目的を達成する形で社会にインパクトをもたらすような、実質的なオープンイノベーションを加速し、価値デザイン社会の実現を早める。

また、企業が有していながら活用できていない人材（尖った人材を含む）や技術、データなどを、それを有効に活用できる主体が使えるようにすることを促す方策または活用しないまま囲い込むことのコストを高めるような方策を検討する。

② 個性やアイデアが出合う場としてのプラットフォームを整備・活用する

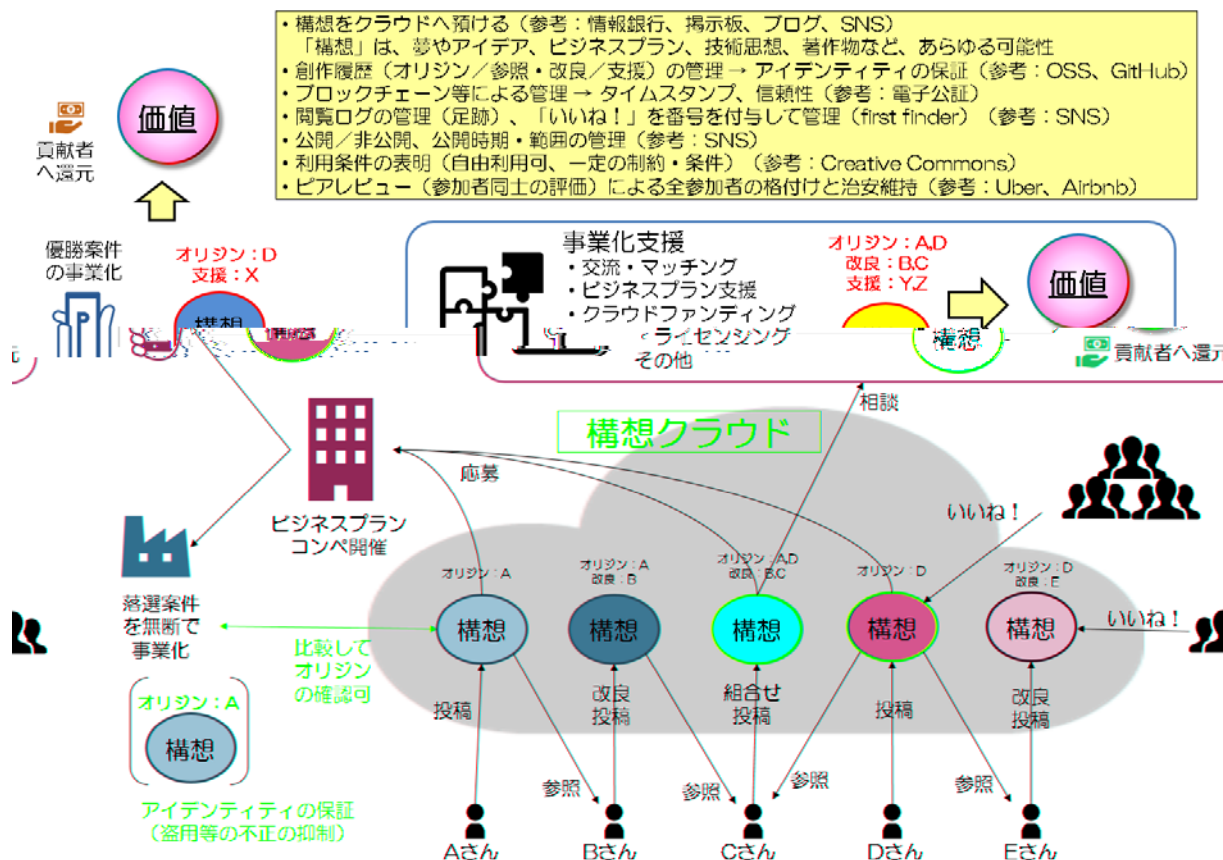
「知的財産戦略ビジョン」においては、多様な人材・組織の集う場として、SDGs 等実現のため知的資産プラットフォーム、次世代のコンテンツ創造・活用シスムなどが例示されているが、こうしたプラットフォームの整備・活用は、融合を通じた新結合の加速の効果が大きいと期待される。

また、プラットフォームを活用した将来の価値デザインは、複数の人の協業によって実現するが、アイデアや夢、構想、技術などを次々に組み合わせることを容易にする仕組み¹¹がそれを加速する。そこでは、誰がどのような関与・貢献をしたのかという創作履歴（プロセス）を明確にし、オリジン（最初のアイデア）やその後の貢献を証明できるようにし、他人からの評価（褒めることも含む）も可能にするとともに、何等かの利益が得られた場合の分配も容易にして、新しい価値デザインのプロセスへの参加・貢献を奨励する。既にこうした取り組みは出てきつつあるが¹²、アイデア等を個々の主体が登録し、他の参加者が改良・組み合わせ、ビジネス化するとともに、創作・改良者にも還元される仕組み（図5）の整備・活用を検討する。

¹¹ オープンソースプロジェクトやビジネスユースまで、GitHub 上にソースコードをホスティングすることで数百万人もの他の開発者と一緒にコードのレビューを行ったり、プロジェクトの管理をしながら、ソフトウェアの開発を行うことができる開発プラットフォームである。
(<https://github.co.jp/>)

¹² 例えば、一部の OSS では、ソースコードが無償で公開され、改変や再配布を行うことが誰に対しても許可されており（但し、コピーレフト等の制限事項を定義した OSS ライセンスに従う必要あり）、OSS コミュニティを形成し、多くのボランティア開発者がインターネットを介して共同開発し、創作履歴（オリジンや改変等の貢献をした者）が管理されている。

図5 構想クラウドの例



（知的財産戦略ビジョンに関する専門調査会第9回会合資料3）

③ データ・AI を活用した価値のデザインを円滑化する。

データは、需要が主導する社会において、価値デザインをしていくにあたり、新しい発見や発想のきっかけとなり得る。また、共感を得てそれらが実際に価値となるかどうかを見極めるためにも有益である。さらに、データは様々な人・場所に分散しており、それらを集積して分析したり AI に学習させたりすることで新たな価値の源泉となることも多い。このため、個々の主体が戦略的に秘蔵したいようなデータ以外のものは囲い込まずに、幅広く利活用されるような状況に置きやすくなるような仕掛けを検討する。その際、特定のデータについての個人情報の保護などに配慮しつつ、そうでないものについては、効率的な活用が可能なデータを集積し、創造的に利活用して新しいものを創り出すことを阻害しないような権利・ルール の在り方やデータの不正利用に対応するための仕組みを検討する。

データの効率的な活用の基盤となるのは、データの質（メッシュの細かさと鮮度）、全量性（汚れの小ささ）、わかりやすいデータ表記構造、入力 の自動化、の4要素であ

り、データは欠落・混入・歪みなどのノイズの問題がありクレンジングが重要であることや、細かくフレッシュなデータに価値があることなども考慮が必要である。

集積したデータを学習し、新たな発想や気づきを生むためのツールとして AI が有益であることは間違いない。一方で AI が予期しないような使われ方、動き方をして人々の幸せにネガティブな影響を与えることもあり得ることには配慮しつつ、適切な監視の下での secure な自由空間（Digital Protected Sandbox）における革新的な活動に利用することの検討、適切なルールの検討など、今後のデータの活用の質を飛躍的に高める AI に関する研究開発等を進めることも重要である。

なお、AI 創作物については、現時点において権利を認める必要があるような状況にはなっておらず、今後の利活用の状況を見ながら、必要が生じれば、ルール整備等について検討する。

（２）当面の施策の重点

① オープンイノベーションの促進

（現状と課題）

前述のとおり、オープンイノベーションの必要性の認識は高まり、取組も増加しているが、より質の高い、アウトカムにつながるオープンイノベーションが円滑に行われるよう、これまでの施策の強化、新たな施策への挑戦を行う。

（施策の方向性）

- ・ 様々な個人によって思い描かれた未来の社会で実現したいような夢や価値観が、それに共感する各主体との融合を通じて実現され、結果として社会に大きなインパクトを与える実質的なオープンイノベーションを加速するため、知的財産戦略本部に設置した価値共創タスクフォースの報告書で打ち出された考え方の普及と実践を図る。（短期、中期）（内閣府）
- ・ 官民が協調して有望なシーズ研究を発掘し、これに取り組む若手研究者を育成する仕組みを検討する。（短期、中期）（経済産業省）
- ・ 多様性を生かした非連続イノベーションの創出を目指し、産業技術総合研究所において領域を超えた「インクルーシブ研究開発推進チーム（仮称）」の設置を検討する。（短期、中期）（経済産業省）
- ・ 個人の主体性を柱とする価値共創タスクフォースの考え方も活用し、イノベーション経営を資本市場が評価できる仕組みの検討や大企業のスタートアップ企業に対する経営資源の活用促進など、経営資源を組織や分野の枠を超えて組み合わせるための環境整備を検討する。（短期、中期）（経済産業省）

- ・ 大学・国研の研究成果の社会実装を促進するとともに、財源の多様化を一層進めるため、企業と大学・国研による大型共同研究開発を効果的に行う仕組みについて、今年中に検討する。(短期、中期)(内閣府)
- ・ 大学の研究成果の効果的な技術移転活動を実践している TL0、産業界、大学のネットワーク強化に向けて、イノベーションマネジメントハブの構築を図るための事業を推進する。(短期、中期)(文部科学省)
- ・ 大学のイノベーションの拠点化等に資するものとして、研究推進・研究経営を担うリサーチ・アドミニストレーターの質保証を図るため、その実務能力に関する認定制度の構築に向け、関係団体とともに検討を進める。(短期、中期)(文部科学省)
- ・ 企業の事業戦略に深く関わる大型共同研究の集中的なマネジメント体制の構築(オープンイノベーション機構)、非競争領域における複数企業との共同研究等(OPERA)の推進により、オープンイノベーションの最大化に向けた大学における体制整備等を推進する。(短期、中期)(文部科学省)

② 知的資産プラットフォーム

(現状と課題)

知的財産推進計画2018に基づいて、SDGs やコンテンツに関するプラットフォームの検討が行われている。SDGs のシーズとニーズのマッチング、事業創造のためのプラットフォームについては、プロトタイプの試行実証等を踏まえ、グローバルなプラットフォームに向けた充実化が期待される。コンテンツについても、クリエイションエコシステムの早期実現が期待される。

(施策の方向性)

- ・ 試行実証の状況も踏まえつつ、SDGs のプラットフォームについて、G20 や TICAD 等の国際会議での発信等を通じて国内外の多様なアクターの連携・協働を促し、SDGs 達成に向けたイノベーションの創出を促進する。
(短期、中期)(内閣府、経済産業省、外務省)
- ・ コンテンツのクリエイションエコシステムの構築(4.(2)②参照)

③ データ・AI 等の適切な利活用促進に向けた制度・ルール作り

(現状と課題)

データが産業競争力の源泉となる中、データの利活用を進めつつ、データに関連する競争環境を確保することがますます重要になってきている。こうした観点から、「知的財産推進計画 2017」を踏まえて不正競争防止法が改正され、ID・パスワード等により管理しつつ、相手方を限定して提供するデータ（「限定提供データ」）を不正に取得・使用・提供する行為を新たに「不正競争行為」に位置付け、民事上の救済措置が設けられた（2018 年不正競争防止法改正。全面施行は 2019 年 7 月予定。）。一方、AI をより進化させるためには大量の学習用データの読み込みが必要であることにも配慮して、そのような学習用データの収集・蓄積等については、直接的に著作物に表現された思想又は感情を享受するものではない場合、個別の著作権を制限し、自由な利用を可能とする措置が講じられた（2018 年著作権法改正）。また、データ・AI の利活用促進に向け、産業分野での AI・データ契約ガイドラインや農業分野でのデータ契約ガイドラインの整備が行われてきており、他の分野でも、データ利活用促進のためガイドライン等が望まれている。さらに、IoT 等の普及によってデータの量が急増しているが、有効な利活用のための標準やフォーマットの整備もますます重要になってきている。加えて、データや AI の利活用の場面において、オープンソースソフトウェア (OSS) を用いたソフトウェアが極めて一般的になっている。

海外では、各国が戦略的にデータ管理に関するルール整備に取り組んでいる。EU は、GDPR（一般データ保護規則）を制定し、原則として個人データを域外に移転することを禁止する一方で、十分な個人データ保護施策が講じられているとして EU が十分性を認めた国に対しては個人データの移転を認めている。なお、日本は 2019 年 1 月に EU から十分性の認定を受けている¹³。米国は、自由なデータの流通を前提としつつも、FISMA（連邦情報セキュリティマネジメント法）を施行し、防衛産業を中心としたサプライチェーン全体へのセキュリティ対策の要請等を行っている。中国は、サイバーセキュリティ法を施行し、「重要インフラ」の運営者に対し、個人情報の国内保存義務及び国外移転規制を課すなど、データのローカライゼーションの動きを見せている。

AI に関しては、上述のとおり、そこでの学習用データの活用における自由度が高められたが、創作物については、2017 年に知的財産戦略本部に報告された「新たな情報財検討委員会報告書」では、1) 利用者に創作的寄与等が認められれば「AI を道具として利用した創作」と整理でき、当該 AI 生成物には著作物性が認められ、2) 利用者

¹³ 日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みが、2019 年 1 月 23 日に発効。
<<https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/310123/>>

が（創作的寄与が認められないような）簡単な指示を入力した結果出力された生成物は AI が自律的に生成した「AI 創作物」と整理でき、現行の著作権法上は著作物と認められない、と整理している¹⁴。今後の利活用の状況を見ながら、要すればルール整備等について検討していく。

また、特許制度においては、特許の対象となる発明について「人が創作」したものであることを求めているが、実際にどのようにその発明に至ったかについて明らかにすることは求めている¹⁵。AI のみで行った部分と人が関与した部分を明確化するための仕組みが必要となるかは今後の論点となり得る。

（施策の方向性）

- ・ 情報信託機能の認定スキームに関する指針の継続的な見直し、本指針に基づく民間団体による認定の推進や官民が連携した実証実験の実施等による情報銀行の実装に向けた取組を継続する。（短期、長期）（総務省、経済産業省）
- ・ 国内・国外のデータ利活用促進に向け、AI・データ契約ガイドラインの英訳の発信、法令改正に即した内容のアップデート、モデル契約類型の充実、ユースケース事例の多様化、セミナー等を通じた普及啓発活動等を行う。

（短期、中期）（経済産業省）

- ・ 2019 年 1 月に公表した AI 関連技術に関する特許審査事例について、説明会や国際会議等を通じて、国内外での普及を図る。（短期、中期）（経済産業省）
- ・ OSS を安全に活用するための OSS の選定及び活用の枠組みについての検討等を通じて、OSS の活用に対する意識向上に取り組む。（短期）（経済産業省）
- ・ 一定のサイバーセキュリティ対策が講じられたデータを共有・連携することにより生産性を向上させる取組に用いられる設備等への投資に対する税制措置等の支援や、更なるセキュリティの確認を受けたデータ共有事業者が、国や独立行政法人等に対し、データ提供を要請できる手続を生産性向上特別措置法（2018 年 6 月施

¹⁴ AI 生成物を生み出す過程において、学習済みモデルの利用者に創作意図があり、同時に、具体的な出力である AI 生成物を得るための創作的寄与があれば、利用者が思想感情を創作的に表現するための「道具」として AI を使用して当該 AI 生成物を生み出したものと考えられることから、当該 AI 生成物には著作物性が認められ、その著作権者は利用者となる。一方で、利用者の寄与が、創作的寄与が認められないような簡単な指示に留まる場合（AI のプログラムや学習済みモデルの作成者が著作権者となる例外的な場合を除く）、当該 AI 生成物は、AI が自律的に生成した「AI 創作物」と整理され、現行の著作権法上は著作物と認められないこととなる。（「新たな情報財検討委員会報告書」2017 年 3 月知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会 新たな情報財検討委員会）

¹⁵ AI を活用した創作については、人が AI を創作のための道具として利用した場合であれば、現行制度上で保護され得る。また、AI による自律的な創作が行われた場合については、現行の特許法は、発明者が自然人であることが前提であることから、その創作物は保護の対象とならない。技術の発展にも考慮しながら、引き続き検討する必要がある。（2016 年度の「AI を活用した創作や 3D プリンティング用データの産業財産権法上の保護の在り方」報告書）

行)により整備。今後も同制度の周知・普及を行うとともに、必要な措置を検討する。(短期、中期)(総務省、経済産業省)

- ・ データ利活用の実態を踏まえながら、公正かつ自由な競争環境の確保・イノベーション促進の観点から、データ利活用に関連する論点について所要の検討を実施し、整理の結果を周知。(短期、中期)(公正取引委員会)
- ・ 2018年の著作権法の改正に伴い、ガイドラインの策定や著作権に関する普及・啓発など、法の適切な運用環境の整備を行う。(短期)(文部科学省)
- ・ 研究目的の権利制限規定の創設や写り込みに係る権利制限規定の拡充等、著作物の公正な利用の促進のための措置について、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期、中期)(文部科学省)
- ・ 政策と結びついた標準の活用の深化に対応するため、公的機関等を活用して、分野に捕らわれず横断的に標準化活動に取り組むことができる組織体制の構築について検討を行う。(短期、中期)(経済産業省)
- ・ 事業者・分野毎に存在する様々なIoTデバイスが接続されるプラットフォームの相互連携により、多様な事業者の技術やサービスを結びつけ、新たな付加価値の創出に寄与するため、プラットフォーム間連携技術の確立と相互接続検証を行うとともに、国際標準化に向けた取組を強化する。(短期、中期)(総務省)
- ・ データ品質の担保を含む、AIのライフサイクル、及びAIの品質保証に関する国際標準の提案を検討する¹⁶。(短期、中期)(経済産業省)
- ・ データヘルス改革を着実に推進するため、国民の健康確保に向けた健康・医療・介護のビッグデータ連結・活用や、がんゲノム情報・AI開発基盤に必要なデータの収集・利活用等に関するサービスの提供に向け着実に取組む。さらに、厚生労働省において、今夏に策定予定の2020年度以降の工程表等に基づいて取組を進める。
(短期、中期)(厚生労働省)
- ・ 健康・医療分野において、健診情報にかかるデータ提供や利活用に関する契約条項例や条項作成時の考慮要素等をガイドライン等の形で示すとともに、NDB・介護DB等の連結データの民間企業への提供に向けて、提供にかかる審査基準・手続き等を検討し、ガイドラインとして公表する。(短期)(厚生労働省)
- ・ 次世代医療基盤法の下、同法の基本方針に基づき、広報・啓発による国民の理解の増進をはじめ、産学官による匿名加工医療情報の医療分野の研究開発への利活用を推進する仕組みを稼働させる。
(短期、中期)(内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

¹⁶ 統合イノベーション戦略推進会議(第4回)における「AI戦略2019(有識者提案)」を受けた施策。

- ・ 農業データ連携基盤の機能を、農産物の生産から、加工・流通・販売・消費までデータの相互活用が可能となるよう強化・拡張し、フードチェーン全体でデータの相互活用が可能なスマートフードチェーンを構築する。また、異なる IT システム間でデータの形式や用語等の統一化によって農業情報の相互運用性・可搬性を確保するため、農作物名・農作業名等の標準化を推進する。(短期、中期) (農林水産省)
- ・ 2018 年 12 月に策定された農業分野におけるデータ契約ガイドラインを踏まえ、熟練農業者等の技術・ノウハウの流出防止を図りつつ、農業 AI サービス等の利用を促進するため、その利用に関する契約の実態や農業分野の特殊性について現地調査等を通じて分析を行い検討し、それらの利用に関する契約の考え方や契約雛形を内容とするガイドラインを策定する。(短期、中期) (農林水産省)

④ デジタルアーカイブ社会の実現

(現状と課題)

我が国の様々なコンテンツをデジタルアーカイブ化する取組は、文化の保存・継承の基盤となるだけにとどまらず、多様なコンテンツの融合の場として活用することにより新しいコンテンツを生み出したり、国内外への発信によりインバウンドの促進や海外における日本研究を活性化することにもつながるものである。

デジタルアーカイブが日常的に活用される社会を実現するためには、コンテンツに関する所在情報等のメタデータに簡単にアクセスでき、利活用しやすいよう二次利用条件が整備されるとともに、肖像権やプライバシーなどとデジタルアーカイブ振興との調和についての検討が求められる。

デジタルアーカイブジャパン推進委員会・実務者検討委員会では、様々な分野におけるデジタルアーカイブ構築の具体的な取組について工程表を決定するとともに、デジタルアーカイブの構築・利活用に係る実務的な課題について議論を行ってきた。その結果、デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示の在り方について中間まとめを行ったが、今後、これを普及することにより、デジタルアーカイブの利活用が促進されることが期待される。また、2019 年 2 月、国の分野横断型の統合ポータル「ジャパンサーチ」の試験版を一般公開したが、今後は、2020 年の本格運用を目指し、さらに改善を進めていくこととしている。

さらに、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック、2025 年の大阪万博を見据え、インバウンドの促進や海外に対する日本文化の発信力の強化に資するため、デジタルアーカイブの多言語化や、多様な分野、地域の文化資源等のデジタルアーカイブとの連携を推進することが期待される。

（施策の方向性）

- ・ デジタルアーカイブの構築・利活用の推進や連携を図るため、また、ジャパンサーチの本格公開に向けた機運醸成を図るため、産学官の関係者を一堂に集めたフォーラムを開催し、情報共有、意見交換を行う。
（短期）（内閣府、国立国会図書館¹⁷、関係府省）
- ・ 関係省庁と連携しながら、デジタルアーカイブの利活用モデルの検討や課題の整理、長期利用保証の在り方の検討、つなぎ役の役割や分担の明確化、ジャパンサーチ本格公開後の運営体制などの検討を行う。
（短期、中期）（内閣府、国立国会図書館、関係府省）
- ・ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、2025 年の大阪万博に向けて、デジタルアーカイブを海外に発信するため、日本遺産を構成する文化資源や国宝・重要文化財以外の地域の文化資源に関するデータの集約、画像掲載率の向上、多言語化を含め利活用に資する取組を推進する。（短期）（文部科学省、関係府省）
- ・ メディア芸術作品の保存・活用に必要な基盤となる所蔵情報等の運用・活用、各研究機関等におけるメディア芸術作品のアーカイブ化を推進することにより情報拠点の構築を支援する。（短期）（文部科学省）
- ・ マンガ、アニメ及びゲーム等のメディア芸術の情報拠点等の整備を進め、デジタルアーカイブジャパンとも連携したコンテンツ発信の場とする。
（短期、中期）（文部科学省、関係府省）
- ・ 全国の大学等研究機関の人文学術情報を集約し、人文学分野のつなぎ役としてジャパンサーチとの連携を行う。（短期、中期）（文部科学省）

¹⁷ 国立国会図書館は立法府に属する機関であるが、デジタルアーカイブに関する施策は国全体として取り組むものであり、同館は重要な役割を担っていることから、便宜上、本計画に関連する同館の事業について担当欄に記載するものである。

4. 「共感」を通じて価値が実現しやすい環境を作る

(1) 中長期の方向性

我が国が「価値デザイン社会」を実現して発展していくためには、個々の尖った能力が融合して生まれた新しい何かが、世界からの共感を得て実際に価値として実現することが必要である。その出発点は、個々の主体がこうした発想で、共感を得て実現する価値を意識したビジネスを構想することである。

また、その場合に実際に実現する価値は、受け手がそれにどれだけ払ってもよいと思うかで決まる取引価格であり、コストベースのものではない。「価値デザイン社会」における取引価格の設定は、コストベースでなく、既にブランド化などを通じて行われているように、共感を基盤とした価値ベースで行われるのであり、そうした取引が増加していくかどうかは価値デザイン社会が実現しているかどうかの目安とも言える。

国全体としても、ブランド価値を高めることを意識して取り組む。

① 共感を通じた価値の実現を円滑化する

個人や企業などの主体が、まず共感を得て実現する価値を意識したビジネスを構想（デザイン）していくためには、2018年5月に知的財産戦略本部で公表した「経営デザインシート」（注1参照）が役立つ。次第に利用が拡大してきている「経営デザインシート」を活用した企業におけるデザイン経営の実践を今後さらに本格的に後押しする。

特に共感がビジネスの出発点となるコンテンツについては、質の高いコンテンツの持続的な生産・流通・利用が円滑に行われることをさらに促す。

受け手（潜在的なファン）の関心に触れる形で言語化し、ストーリー化することは、「共感」を生みやすくする方法であり、そうした能力を有するアドバイザー、キュレーション人材や発信力のあるインフルエンサーを味方につけて活用することを奨励する。

② 調達など実際の経済活動において、共感が取引価格に反映される例を増やす

実際の経済活動においては、価値ベースで取引価格が設定されることは、未だ主流とは言えず、調達元が調達先に対して提供する商品やサービスのコストを尋ね、それに基づき価格交渉をするようなケースも多い。価値デザイン社会においては、共感に基づく価値ベースでの取引が主流になると考えられるが、一般の経済活動における取

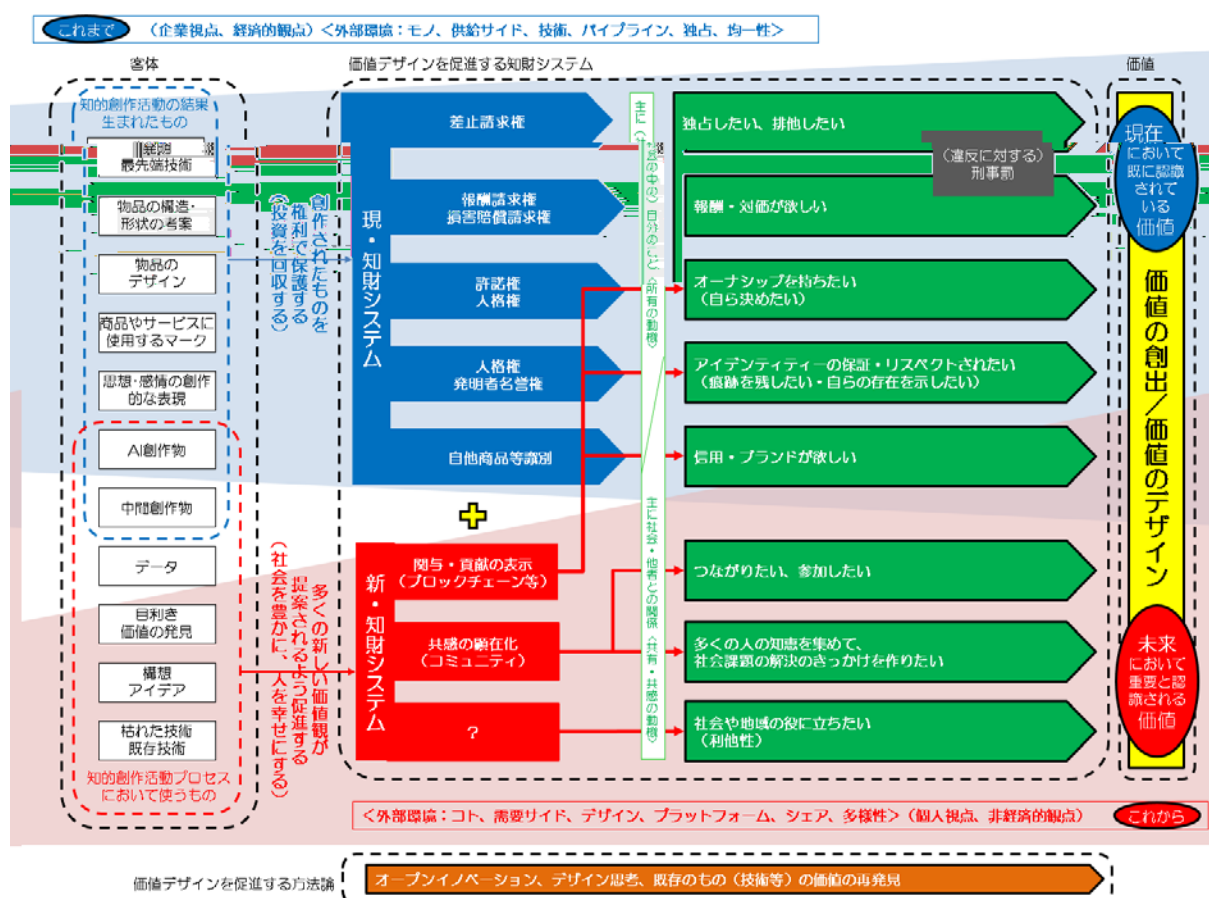
引を待つのではなく、まず政府や自治体における公共調達において、コストではなく価値やアイデアを重視した契約を拡大する方策を検討する。

③ 「共感」を意識した新しい知財システムを作る

現在の知的財産に関するシステム（特に法令）は、主に独占や対価のような「所有」を基本として作られている。これは、供給サイドである企業視点や経済的観点を基本としたシステムであるが、今後の価値デザイン社会に向けて、「共感」などの需要サイドである個人の視点や非経済的な視点を踏まえた新たな知財に関するシステムを構想する（図6）。

その際、特に需要サイドの影響力が大きくなる社会においては、変化のスピードがますます加速することを踏まえ、法律や制度自体もデザイン思考で構想し、アジャイルに（すばやく、俊敏に）変化に対応することができるよう設計する。

図6 現知財システムと新知財システムのイメージ例



（知的財産戦略ビジョンに関する専門調査会第9回会合資料2を修正）

④ 「世界からの共感」を軸としてクールジャパン戦略を再構築する（国のブランディング戦略の強化）

世界からの共感を得て「価値デザイン」を完成させていく上で、国全体としての戦略が明確に存在し、国のブランディングが行われている状態があることは、個々の主体にとっても大きな助けになる。そうした国全体としての取組が、「クールジャパン」の取組である。「クール」であるかどうかは、あくまで世界が良いと評価するかどうかであり、ジャパンを連呼するのではなく、世界からの視点で共感されるものを発見し、拡大し、構想していき、世界の日本ファンを増やすことが肝要である。

これまでのクールジャパンの取組においては、ややもすると、日本人が優れていると思う資源を世界全体に発信しようというアプローチが多く、世界の共感が十分に意識されないことにより、所期の効果を得られない事例も散見される。また、特定の資源の海外展開を特定の所管省庁が推進することで、世界の共感という視点から、受け手が関心を深める契機となる、資源同士をつなぐストーリーを明確にすることに十分な力が使われていない。

個々の多様な価値観が世界中でますます重視されるようになる中で、特にデジタル関連、通信関連の技術の進展を踏まえ、様々な価値観を有する世界の人たちの共感を得ることを軸に、クールジャパンに関する戦略を改めて明確にする。その際、どのようなものが世界の共感の源泉となる日本の資源であるのかを、世界視点で再発見し、それらの持続的な発展を図るとともに、そうした過程で得られる情報、データやネットワークが中長期的に継続して活用される基盤を作ることに力点を置き、以下のような取組を進める。

- ・ 日本には、世界からクールと思われるような要素(入口)が極めて多くある。それぞれに歴史、自然、文化、生活と関連したストーリーがあり、世界の視点からそれらを明確にするとともにそれを踏まえて資源を磨く。
- ・ 入口が多いという日本の特徴を活かし、それらを横でつなげる歴史、自然、文化、生活という軸で相互に関連したストーリーとして語ることによってさらに世界からの共感を深め、価値を高める。関係省庁が連携し、特に、地域において、こうした視点を重視して世界のファンを惹きつける。(世界での評判は国内でのブランド化にもつながる。)
- ・ やみくもに世界に発信するのではなく、デジタル技術やインフルエンサーの活用等により、共感を持つ世界の人たちに効率的にアプローチする。
- ・ 十分な分析に基づき、世界目線で、共感を得る可能性のあるストーリーを語り、地域、カテゴリー、個人などの世界に訴求力のあるブランドを増やす。

- ・ 日本に共感する世界の日本ファンを把握し、組織化し、さらに日本への関心を高め、日本の価値観に共感する人たちの我が国への長期滞在・移住の円滑化にもつなげていく仕組みを作り、彼らの発信力の発揮にも期待する。
- ・ 我が国が従来得意でないラグジュアリーブランド作りも、国全体の価値を高め、共感を生む方策の一つとして進める。

（２）当面の施策の重点

① 各主体による価値のデザインを慫慂

（現状と課題）

従来、我が国の企業等は、優れた技術力により、高性能・高品質の製品等を提供することを強みとしてきたが、世界的に供給力が向上してモノやサービスが溢れるようになり、高性能・高品質だけでは売れない時代となってきた。ユーザーが主導権を握るこれからの時代は、ユーザー視点で製品・サービス・経営をデザインし、ユーザーの共感を得て価値を実現することが成功の鍵となる。知的財産戦略本部で 2018 年 5 月に公表した「経営デザインシート」は、それを加速するための思考補助ツールとして有効であり、知財を含む経営資源の有効活用やオープンイノベーションの取組にも資するものである。このシートやその考え方の活用により、我が国においてあらゆる組織が将来に向けた新しいことをデザインし、ユーザーからの共感を得て、価値として実現していくことが期待される。

経済産業省・特許庁が 2018 年 5 月に公表した『「デザイン経営」宣言』は、デザインを企業価値向上のための重要な経営資源として活用する重要性を指摘するものであり、今後、「デザイン経営」の実践と普及が図られることで、デザイン思考の経営による新たな価値の創造が加速することが期待される。

（施策の方向性）

- ・ 経営デザインシートの普及・定着の担い手の組織化を含め、同シートの作成が民間における取組として定着するための検討を知的財産戦略本部の下に設置された検討体で行い、その実現に必要な取組を推進する。（短期、中期）（内閣府）
- ・ 経営デザインシートを、企業におけるガバナンスの向上に向けた取組み、金融機関における事業性評価、及び中小企業における経営革新や経営支援に活用するよう促す。（短期、中期）（経済産業省、金融庁）
- ・ 金融機関に対して、知財を経営に活かすための具体的なアドバイスをする「知財ビジネス提案書」とともに、経営デザインシートやその考え方の普及啓発を行う。
（短期、中期）（経済産業省）

- ・ 知財総合支援窓口の利用者のニーズに応じて、経営デザインシートやその考え方を紹介し、将来の企業価値向上に気付きを与える。（短期、中期）（経済産業省）
- ・ 企業における経営デザインを後押しするため、経営デザインシートの考え方も活用し、ビジネスデザインが可能な人材と中小企業とのマッチングのための取組を進め、デザインされた経営の推進を支援する（短期、中期）（経済産業省）
- ・ デザイン経営を取り入れて成功している企業の具体的な事例について取りまとめた事例集を作成し、経営者に対してデザイン経営の導入を促進するための普及啓発を行うと共に、地域中小企業のデザイン経営を促進するため、地域のデザイナーを含む中小企業支援者等の育成を行う。（短期、中期）（経済産業省）

② クリエイション・エコシステムの構築

（現状と課題）

コンテンツの国内市場が横ばいを続ける一方、アジア太平洋地域を中心に、海外市場が大きく成長しており、マンガ・アニメ・ゲーム等の優れたコンテンツを数多く有し、世界中のファンから注目を集める我が国にとって、大きなチャンスが生まれている。他方で、海外市場の成長に伴い、アニメやゲームなど、従来は我が国が得意としてきた分野においても、中国・韓国や欧米の企業が、豊富な資金力と国際的なネットワークを生かし、グローバル市場における存在感を増している。

コンテンツは、それそのものの経済効果のみならず、日本への共感の源泉ともなり、インバウンドを睨んだ多様な商品・サービス展開など大きな可能性を有している。我が国において、質の高いコンテンツが持続的に産み出され続けるためには、コンテンツの利用に応じ、クリエイターが適切な評価や収益を得られ、それを基に新たな創作活動を行うことで、全体としてのコンテンツ市場拡大へとつながるようなクリエイション・エコシステムの構築が必要である。

また、魅力的なコンテンツを生み出し、広く国内外に発信できるような人材を育成・確保することも重要であり、発信力の強化や、若手クリエイターの創作活動の支援等を継続的に実施する必要がある。

5G、IoTなどを背景として、利用者データをベースとした消費者行動分析によるコンテンツ戦略が可能となっていることから、国・地域ごとのニーズや市場における浸透度の差を踏まえた国・地域毎のきめ細かなローカライズ戦略・マーケティング戦略の策定・推進や、様々な分野との連携・融合や多次的な利用を視野に入れつつ、コンテンツ流通プラットフォームを活用し、コンテンツを広く展開することが必要となっている。国際的な流通・配信プラットフォームの影響力が拡大する中、こうしたプラットフォームから求められる魅力あるコンテンツを生み出すとともに、音楽等の我が国コンテンツの国際的な配信に必要な外国語のメタデータの整備など、プラット

フォームを積極的に活用できる環境を官民が連携して整備していくことが必要である。

また、ユーザーやアマチュア・クリエイターなども含め、誰もがコンテンツの制作者となり得る UGC（User Generated Content）の流通環境がインターネット上において整備されつつあることを踏まえ、ブロックチェーン技術やフィンガープリント等の新たな技術を活用し、原コンテンツの創作者等と n 次コンテンツの創作者等との間の利用者からの支払対価の分配等について、官民において更なる検討を進めるなど、新たなコンテンツ利用システムを構築し、日本発のコンテンツ市場の裾野を拡大することが求められている。

加えて、近年、コンテンツ分野における新たな成長領域として注目されている e-スポーツについて、関係省庁において、制度的課題の解消など健全な発展のため適切な環境整備に必要な応じて取り組むとともに、産学官やコミュニティが連携した取組を通じコンテンツだけでなく周辺関連産業への市場の裾野の拡大や、社会的意義・波及効果について検討を行うことが必要である。

（施策の方向性）

- ・ 一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）と連携しつつ、放送局、自治体、産業界等の連合で、地域の魅力を発信する放送コンテンツを海外の放送局と共同制作し、海外で放送する取組を支援することにより、地域へのインバウンドの拡大、地域産業の海外展開の促進、及びこれらを通じた地方創生を図る。
（短期、中期）（総務省）
- ・ 商業ベースでは日本コンテンツが放送されない国・地域を中心に、日本のドラマ・アニメ・ドキュメンタリー・映画等は無償で提供し、対日理解の促進、親日感の醸成、将来的な商業的海外展開への地盤形成を行う。（短期、中期）（外務省）
- ・ 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、「日本博」をはじめとする文化プログラム等を全国各地で展開することにより、地域活性化及び地方への誘客を図るとともに、文化プログラムの情報等についてポータルサイトを通じて国内外に発信する。（短期、中期）（文部科学省）
- ・ アニメーション分野における若手クリエイター育成のため、若手アニメーターを起用した制作スタッフによるオリジナルアニメーション作品の制作を通じ、OJT による育成を支援するとともに、制作作品による上映会などの発表機会の提供を引き続き実施する。（短期、中期）（文部科学省）
- ・ ワークショップや実際の映画作品の制作を通して、若手映画作家等に映画制作に必要な技術・知識の習得機会を提供することによって若手映画作家の育成を図るとともに、映画製作現場における学生の実習（インターンシップ）受け入れの支援を行う。（短期、中期）（文部科学省）

- ・ 増大する海外需要の獲得による市場規模拡大を通じて日本のコンテンツ産業が持続的に発展するエコシステムを構築するため、制作規模の拡大に資する資金調達手法の多様化を促進するコンテンツの企画・開発や海外プロモーションの取組に対して支援を実施する。(短期、中期)(経済産業省)
- ・ コンテンツの利活用を促進するため、音楽分野におけるインディーズ等を含む権利情報を集約化したデータベースの整備及び当該データベースを活用した一括検索サイトの開設等のための実証事業を実施し、権利処理プラットフォームの速やかな構築等を図るとともに、併せてブロックチェーン技術等を活用した著作物に関する権利処理・利益分配の仕組みの構築のための検討を行う。
(短期、中期)(文部科学省、経済産業省)
- ・ 同時配信等に係る著作隣接権の取扱いなど制度改正を含めた権利処理の円滑化について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、運用面の改善を着実に進めるとともに、制度の在り方について、年度内早期に関係省庁で具体的な検討作業を開始し、必要に応じた見直しを本年度中に行う。(短期・中期)(総務省、文部科学省)
- ・ クリエーターに適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。
(短期、中期)(文部科学省、内閣府、総務省、経済産業省)
- ・ 日本発の良質な映像コンテンツをグローバルに流通させられる持続可能な業界構造への転換を図るため、デジタル技術を活用した映像コンテンツ制作プロセスの導入等によるサプライチェーン全体の生産性向上を支援する。
(短期、中期)(経済産業省)
- ・ デジタル・コンテンツとフィジカルな体験との融合や消費者との相互作用等を取り入れた新たなコンテンツの市場を創出するため、先進的なデジタル・コンテンツの開発・制作を支援する。(短期、中期)(経済産業省)
- ・ 海外展開に資する大規模なコンテンツ製作を促進する投融資を喚起するため、コンテンツ制作におけるリスクの定量化や工程・経理の透明化を図る仕組みを整備する。(短期、中期)(経済産業省)
- ・ 日本がこれまで生み出してきた多様な楽曲について、国際的な音楽配信サービスを通じた海外市場への進出に必要な外国語メタデータの整備を支援する。
(短期)(経済産業省)
- ・ eスポーツ産業の健全な発展のため、競技大会のガバナンスのあり方について検討する。(短期、中期)(経済産業省)

③ 国内外の撮影環境改善等を通じた映像作品支援

（現状と課題）

映画は、原作となるマンガや小説、音楽、美術等、様々な要素を含む総合芸術として、コンテンツの質の向上の要となるとともに、日本の歴史、文化、社会への共感を深め、新たな価値を実現する上でも大きな役割を担っている。

このような映画の撮影環境改善のため、官民による「ロケ撮影の環境改善に関する連絡会議（官民連絡会議）」を開催し、「中間まとめ」（2018年4月）において取り組むこととされた施策の方向性を踏まえ、関係省庁とともに検討を進めてきた。

このうち、許認可手続に関する最新情報の共有、Q&Aを通じた関係者の意識の共有化、ポータルサイトの構築等各法令の一元的な情報共有の在り方については、引き続き官民連絡会議において課題を抽出しつつ、全国ロケーションデータベースの更新や、フィルム・コミッションの体制強化のためのエリアマネージャーの試験的設置・効果検証を実施する。

また、文化的・経済的インパクトを有するモデル作品への支援を通じた効果検証については、官民連絡会議の枠組みも活用しながら、地域経済の振興等に資する外国映画ロケーション誘致に関する実証調査を行う。

これらの事業を通し、許認可取得に必要なプロセスの浸透、撮影可能な範囲の明確化と関係者間での認識の共有、許可内容の遵守徹底による、地域住民のロケ撮影への理解の浸透、地域全体のロケ受け入れへの盛り上がり、フィルムコミッションのさらなる体制強化、公益性の立証を通じた許認可の円滑な取得、という好循環のプロセス創出を目指す。

（施策の方向性）

- ・ 日本映画への興味・関心を喚起し、各国での認知度を向上させるため、国際交流事業として、国際交流基金アジアセンターが行う「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト」等において、東京国際映画祭でのアジア映画の上映、アジア・パシフィック・ゲートウェイの構想等を通じたアジアへの日本映画の紹介、映画人の招へい等の事業の実施を通じて、アジアとの双方向の文化交流やネットワーク形成等を進める。（短期、中期）（外務省）
- ・ 映画による国際文化交流の推進及び中国、ロシア、インドをはじめとした海外における日本映画祭の開催等継続的な日本映画の上映機会の確保を図る。また、中国との国際共同製作協定の実施を含め、国際共同製作を促すための基盤整備を実施。（短期、中期）（外務省）
- ・ 日本映画の支援について、中小制作会社・クリエイターが生み出す優れた映像の支援の強化を一層図るため、企画開発支援や大規模作品への支援など既存の支援制

度のメニューの多様化を検討する。また、複数年度に亘る支援や、申請書類の簡素化などの制度改善を図る。(短期、中期)(文部科学省)

- ・ 映画の撮影促進と創造活動の活性化を図るため、ロケ撮影に関する許認可手続きの共有や、我が国各地のロケ地情報を集約し、各地域のフィルムコミッションを紹介するとともに、国内外への発信をさらに強化する。(短期、中期)(文部科学省)
- ・ 文化的・経済的インパクトを有する外国映画のロケーション誘致に関する実証調査を行い、ロケ撮影実施による直接的な経済効果のほか、映像公開による観光誘客、地域コミュニティ形成等、地域経済振興への効果検証を行う。(短期)(内閣府)

④ クールジャパン戦略の持続的強化

(現状と課題)

2015 年の「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」や、2018 年に策定された「知的財産戦略ビジョン」等に基づき、各省・官民が連携し進めてきた各取組が一定の成果を上げつつある一方、日本への理解を深める層の増加などを通じて日本への期待が高まり、より質の高い、深いコンテンツが求められるようになるとともに、デジタル化・グローバル化の進展により世界とのコミュニケーションの方法や頻度も大きく変化している。こうした変化の中で、クールジャパンの取組の質を高め持続的に世界の共感を得て、それを広げていくためには、以下のような点が課題となっており、これまでに各省が行ってきた個別の施策の更なる強化に加え、関係省庁が協力して対応を行う必要がある。

- ・ 世界の人々の共感を得る上で必要なマーケットイン等の考え方をさらに浸透(十分な分析を含む)
- ・ 省庁間、異業種間、地域間を含めた横方向の連携のさらなる強化
- ・ 外国人、特に日本ファンの視点・知見の十分な活用
- ・ 日本の本質、日本らしさなど、世界からの共感を得るストーリー作りに必要な知識の集積
- ・ デジタル化・グローバル化する社会様相に対応した発信
- ・ 海外展開のための知的財産の保護
- ・ 世界の共感をより広く、深くするための人材の発掘、育成、活用

（施策の方向性）

- ・ クールジャパンの取組が、多くの人々の協力と連携の下で、その質を高めつつ長期的に継続し発展するための基盤作りを目的として、新たなクールジャパン戦略を本年夏ごろまでに策定し、関係省庁が協力して実施する。その中で、クールジャパンの本質を浸透させるための取組、横方向の連携を強化するために多様な人材が共創できるネットワークの整備、日本ファンを創出・活用する枠組み作りなどを行う。（短期・中期）（内閣府、関係府省）
- ・ 「クールジャパン人材育成検討会最終取りまとめ」（2018年3月）及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（2018年12月）に基づき、地域の魅力を発掘・磨き上げ・海外に展開できる人材の育成、外国人材の活用・集積に向けた制度面での取組や協力体制の構築、クールジャパン人材の育成に資する専門職大学制度の運用などを行う。（短期、中期）（内閣府、関係府省）

5. 工程表

- （1）「知的財産推進計画2019」重点事項
- （2）「知的財産推進計画2018」からの継続項目

工程表「知的財産推進計画2019」重点事項

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
2.「脱平均」の発想で個々の主体を強化し、チャレンジを促す						
①創造性の涵養・尖った人材の活躍						
1	知財創造教育に活用できる教材等の収集や作成を行い、それらを活用して小・中・高等学校において実証授業を行うとともに、教材等を評価する仕組みの導入等を通じて、より秀逸な教材等が提供されることを促進する。 (短期、中期)	内閣府	関係省庁や関係団体、地域コンソーシアム等を通じて、知財創造教育に活用できる教材等の収集や作成を行い、それらを活用して小・中・高等学校において実証授業を行うとともに、教材等を評価する仕組みの検討等を通じて、より秀逸な教材等が提供されることを促進する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		経済産業省	小・中・高等学校における実証授業で使用するための、知財創造教育に活用できる教材の提供。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		文部科学省				
2	知財創造教育を地域において当該地域主体で実施できるような体制(地域コンソーシアム)の構築に向けた取組を行う。(短期、中期)	内閣府	知財創造教育を地域において当該地域主体で実施できるような体制(地域コンソーシアム)の構築に向けた取組を行う。特に、先行4地区(北海道、中部、近畿、九州)については、地域コンソーシアムの事務局が担うべき機能を明確にする等、次年度以降の活動の具体的な見通しを立てる。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

3	教員や教員を目指す学生が、知財創造教育を理解し、自ら取組めるようにするために、これまで作成・収集した教材等を活用しながら、教職課程や教員免許更新講習における知財創造教育の講座の開設に向け検討を行う。 (短期、中期)	内閣府	教員や教員を目指す学生が、知財創造教育を理解し、自ら取組めるようにするために、大学と連携し、これまで作成・収集した教材等を活用しながら、教職課程や教員免許更新講習における知財創造教育の講座の開設に向け検討を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
4	新しい学習指導要領が小学校では2020年度から、中学校では2021年度から、高等学校では2022年度入学生からそれぞれ実施されることから、創造性の涵養及び知的財産の意義の理解等に向けて、小・中・高等学校において、発達の段階に応じた知的財産に関する教育が行われるよう、新学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図る。 (短期、中期)	文部科学省	新しい学習指導要領が小学校では2020年度から、中学校では2021年度から、高等学校では2022年度入学生からそれぞれ実施されることから、小・中・高等学校において、発達の段階に応じた知的財産に関する教育が行われるよう、各教育委員会の指導主事等を集めた全国会議等の場において、新学習指導要領の趣旨を周知。	引き続き、左記の取組を実施。
5	「子供の力を最大限引き出す学び」の実現に向けて、ICTを基盤とした遠隔教育などの先端技術の効果的な活用に関する基本的な考え方を示すとともに、先端技術の具体的な活用場面の整理や事例の収集を行う。 (短期、中期)	文部科学省	「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策(最終まとめ)」において先端技術の効果的な活用に関する基本的な考え方を示すとともに、当該まとめを踏まえて必要な取組を実施。	左記の実施状況を踏まえて必要な取組を実施。

6	「未来の教室」プロジェクトにおいて、第4次産業革命・Society5.0の時代に必要な「創造的な課題発見・解決力」を育成すべく、①EdTechを活用した「学びの個別最適化」の実現、②文理融合・課題解決型のSTEAM教育の実現に向けた取組を推進し、産学連携・地域連携のSTEAM教育の事例の構築や収集を行うほか、STEAM教育コンテンツのオンライン・ライブラリーを構築する。 (短期、中期)	経済産業省	①AIによる効果的な学習等を実現するEdTechの開発等を通じ、学びの個別最適化の実現に向けた取組を実施。	
			②STEAM教育について産学連携や地域連携による好事例を創出・収集し、モデルプランを提示、STEAM教育コンテンツのオンライン・ライブラリーを構築。	内容を随時充実するとともに、全国へ展開。
7	学校と地域が協働し、家庭の経済状況にかかわらず、芸術文化等の優れた才能を発掘する等、地域における持続可能な活動のための環境整備を行う。また、尖った才能を持つ人材のための、課外活動や新しい学びの場のデータベース化等、容易に探せるようにするための仕組みを検討する。 (短期、中期)	文部科学省	学校と地域が協働し、家庭の経済状況にかかわらず、芸術文化等の優れた才能を発掘する等、地域における持続可能な活動の推進の観点から、具体的課題について検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施
		内閣府	国や地方自治体、民間による取組について、関係府省と連携し、情報を収集し公表するとともに、具体的な課題について検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施
		関係府省		

8	未踏事業、グローバルサイエンスキャンパス、次世代アントレプレナー育成事業などの仕組みを活用し、尖った才能を持つ人材をみつけて、同じ道のプロがその才能を引き上げる。(短期、中期)	経済産業省	未踏事業において、尖った技術やアイデアを創出する人材を発掘・育成するため、その道の産学界のトップランナーをプロジェクトマネージャーとして起用。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。
		文部科学省	グローバルサイエンスキャンパス事業において、卓越した意欲・能力を有する高校生等を幅広く発掘し、年間を通じた高度で実践的講義や研究を実施する大学を支援することにより、将来グローバルに活躍し得る次世代の傑出した科学技術人材を育成。 これまで各大学等で実施してきたアントレプレナー育成に係る取組の成果や知見を活用しつつ、人材育成プログラムへの受講生の拡大やロールモデル創出の加速に向けたプログラムの発展に取り組むことで、起業活動率の向上、アントレプレナーシップの醸成を目指し、我が国のベンチャー創出力を強化。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。
9	異能vationにおいて、地域における尖った才能を発掘する取組を強化し、その活躍を地球規模で発信するための仕組みを構築する。(短期)	総務省	ICT分野において、破壊的な地球規模の価値創造を生み出すために、大いなる可能性がある奇想天外でアンビシャスな技術課題に挑戦する独創的な尖った人材を支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
10	2018年度著作権教育教材等の検証事業の結果を踏まえ、著作権教育に資する教材等の開発・普及や広報など、効果的な普及啓発を実施する。 (短期、中期)	文部科学省	2018年度の検証事業の結果を踏まえ、様々な著作権教育教材の所在情報をまとめたサイト等や映像で学べる教材の作成等による効果的な普及啓発を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

②ベンチャーを後押しする仕組み

11	スタートアップ・エコシステムの構築に向け、拠点都市形成に向けた集中支援を行うとともに、大学を中心とした起業家教育、世界と伍するアクセラレーション機能、資金配分機関等における研究開発支援、スタートアップ支援に係るネットワーク構築等を強化する。(短期、中期)	内閣府	拠点都市形成に向けた集中支援、大学を中心とした起業家教育、世界と伍するアクセラレーション機能、資金配分機関等における研究開発支援、スタートアップ支援に係るネットワーク構築等の強化に向け、来年度から本格支援を行う拠点都市の選定のための事前調査等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
12	政府、自治体がスタートアップの顧客となってチャレンジを推進するため、「公共調達のイノベーション化及び中小・ベンチャー企業の活用の促進に係るガイドライン」(2019年4月 内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)決定)の実践のほか、「内閣府オープンイノベーションチャレンジ」の実施及び「トライアル発注制度の活用」等の推進を図る。(短期、中期)	内閣府	「公共調達のイノベーション化及び中小・ベンチャー企業の活用の促進に係るガイドライン」(2019年4月 内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)決定)を踏まえた各府省庁の取組を促すとともに、「内閣府オープンイノベーションチャレンジ」を実施。更に、地方自治体による「トライアル発注制度の活用」等の推進に向けて検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
13	ベンチャー企業支援の経験を有する専門家と知財専門家からなるチームを派遣し一定期間メンタリングを実施する支援プログラムにおいて、参加企業数や応募期間等を拡大するなど、創業期のベンチャー企業のビジネスに対応した適切な知財戦略の構築等を一層支援する。(短期、中期)	経済産業省	ベンチャー企業支援の経験を有する専門家と知財専門家からなるチームを派遣し一定期間メンタリングを実施する支援プログラムにおいて、参加企業数を2018年度の10者から15者に増やし、応募を二期に分けることで実質応募期間を拡大するなど、ベンチャー企業が参加しやすい形態にし、また事業成果について事例集等を用いた周知を行うことで、創業期のベンチャー企業のビジネスに対応した適切な知財戦略の構築等を一層支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

14	ベンチャー企業向けの知財ポータルサイトを活用した情報発信や、ベンチャーエコシステムの関係者(ベンチャー企業、ベンチャー・キャピタル、アクセラレータ・インキュベータなど)と知財の関係者(弁理士・弁護士など)とを結びつける場の提供を通じて、エコシステム活性化を促進する。 (短期、中期)	経済産業省	ウェブポータルサイトやイベントを通じて、ベンチャーエコシステム関係者に知財コンテンツの発信や知財啓発を行い、知財専門家向けにはスタートアップ支援に必要な情報を提供し、また、ベンチャーエコシステムの関係者と知財関係者とを結びつける場を提供するなど、エコシステム活性化を促進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
15	「大学による大学発ベンチャーの株式・新株予約権取得等に関する手引き」を踏まえたライセンス等に伴う株式・新株予約権の取得促進や、ギャップファンドによる支援等により、大学発ベンチャーへの起業前段階も含めた資金調達の円滑化を促進する。(短期、中期)	文部科学省	「大学による大学発ベンチャーの株式・新株予約権取得等に関する手引き」を大学等へ周知。研究成果最適支援プログラム(A-STEP)の一部として創設した概念実証のためのギャップファンド等により支援。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。
		経済産業省	「大学による大学発ベンチャーの株式・新株予約権取得等に関する手引き」(2019年5月経済産業省)について、内閣府及び文部科学省と連携し、一連の手続きの関係者に対して集中的に周知活動を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
16	知財を活用して海外展開を目指すベンチャー企業に対し、海外の大型展示会への出展等、海外でのビジネスマッチングを支援することで、海外展開を支援する。 (短期、中期)	経済産業省	知財を活用して海外展開を目指すベンチャー企業に対し、海外の大型展示会への出展等により海外でのビジネスマッチングを支援する補助事業を通じ、ベンチャー企業の海外展開を支援する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

17	大学、中小企業、ベンチャー企業等が、今後の研究やビジネスの方向性の検討時や、共同研究先、連携先の検討時に、知財情報を活用することの有効性について調査を行い、大学、中小企業、ベンチャー企業等が知財情報を活用することができる仕組みについて検討する。(短期、中期)	経済産業省	大学、中小企業、ベンチャー企業等が、今後の研究やビジネスの方向性の検討時や、共同研究先、連携先の検討時に、知財情報を活用することの有効性について調査を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
③地方・中小の知財戦略強化支援				
18	中小企業や中小企業を支援する金融機関等が経営デザインシートやその考え方を活用できるよう支援する(4.(2)①参照)。(短期、中期)	内閣府 経済産業省 金融庁	4.(2)①参照	

19	知財を切り口とした事業性評価を通じて中小企業における知財活用を推進するため、新たに、中小企業の経営課題に対して知財を活用した解決策を提案する「知財ビジネス提案書」の作成支援を地域金融機関等に行う。また、金融庁と連携した知財金融シンポジウムの開催や、知財情報活用に向けた電子ツールの提供等、知財金融促進のための包括的な取組を行う。(短期、中期)	経済産業省	「知財ビジネス提案書」の作成支援を地域金融機関等に行う。また、金融庁と連携した知財金融シンポジウムの開催や、知財情報活用に向けた電子ツールの提供等、知財金融促進のための包括的な取組を行う。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
		金融庁		
20	在外日系中堅・中小企業を主なターゲットにすえ、ハンズオン支援と情報提供・普及啓発活動による意識の底上げを通じて、日本企業の営業秘密管理体制整備を支援し、海外での技術・ノウハウの意図せぬ流出を防ぐことを目的とする事業を実施する。(短期、中期)	経済産業省	海外における重要な技術情報等の流出を防ぐ体制を整備するため、アジア等の海外における日系企業の営業秘密管理体制の構築支援等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

21	産業競争力強化法に基づく、経営リソースに限りがある中小企業に対する技術情報等の管理に関する指導助言業務の実施及び技術情報等の管理の状況についての認証を行う機関の認定制度の活用により、中小企業の技術情報等の管理体制の底上げを図る。また、中小企業における技術情報等の管理体制構築及び認証の取得等を支援するための専門家派遣事業を実施する。(短期、中期)	経済産業省	広く中小企業の技術情報等の適切な管理を促していくため、説明会等により技術情報等の管理の状況についての認証を行う機関の認定制度の周知を図るとともに、専門家派遣事業を実施することで、中小企業の認証取得を支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
22	「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査」の調査結果について広く周知を行うとともに、知的財産権に関連する下請法違反行為があれば厳正に対処する。(短期)	公正取引委員会	「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査」の調査結果について広く周知を行うとともに、知的財産権に関連する下請法違反行為があれば厳正に対処。	知的財産権に関連する下請法違反行為があれば厳正に対処。
		経済産業省	下請ガイドラインや事例集の周知を徹底して行い、浸透を図る。知的財産権に関連する下請法違反行為があれば厳正に対処。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
23	地域未来牽引企業等に対して、これまでの標準化事例集を作成・普及したり、パートナーシップ機関に対する説明機会の充実と取り組みの好事例の横展開などを図る。(短期、中期)	経済産業省	中堅・中小企業や地域未来牽引企業が、標準化の認識をより一層深めかつ出口戦略の1つとして活用してもらうために、各地方のセミナーや地域未来牽引企業のサミットの中で、標準化の意義や標準化の戦略的な活用事例を紹介するなど啓発活動を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

24	日ごろから地域・中小企業と繋がりのある弁理士に対する標準化に関する研修を、日本弁理士会を通じて提供することや、知財及び標準活動の相談窓口をもつ工業所有権情報・研修館(INPIT)と日本規格協会(JSA)との連携強化を通じて、企業による知財と標準化の一体的な検討を後押しする環境を整備する。 (短期、中期)	経済産業省	日本弁理士会を通じて、日頃から地域・中小企業とつながりがあり、知財の専門家でもある弁理士向けに、標準関連業務に関する研修カリキュラムを実施することや、標準化活用支援パートナーシップ制度や各種セミナー・研修等におけるINPIT、JSAその他の機関の連携等を通じて、企業による知財と標準化の一体的な検討を更に後押しする環境を整備していく。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
④知財創造保護基盤の強化				
25	本年通常国会で成立した、特許法等の一部を改正する法律に基づく、中立な技術専門家が現地調査を行う制度(査証)及び損害賠償額算定方法について、適切な運用に向けた取組を見守るとともに、同法の附帯決議に掲げられた事項について、内外の情勢を踏まえ、関係者の意見を聞きつつ検討する。また、画像及び建築物を保護対象に加える等の意匠制度の見直しについて、意匠審査基準、意匠審査体制の整備等の必要な準備を実施し、これらを含めた改正事項について、広く周知を行う。 (短期)	経済産業省	本年通常国会で成立した、特許法等の一部を改正する法律に基づく、知財訴訟制度の見直しについて、適切な運用に向けた取組を見守るとともに、同法の附帯決議に掲げられた事項について、内外の情勢を踏まえ、関係者の意見を聞きつつ検討。また、意匠制度の見直しについて、意匠審査基準、意匠審査体制の整備等の必要な準備を実施し、これらを含めた改正事項について、広く周知。	検討結果に応じ、適切な措置を実施。

26	増加し続けている国際特許出願について、適時に国際調査報告を作成できるよう、特許審査体制を整備する。(短期、中期)	経済産業省	増加し続けている国際特許出願について、適時に国際調査報告を作成できるよう、特許審査体制を整備。	左記実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
27	近年、商標出願件数の大幅な増加により審査期間が長期化傾向にあることを踏まえ、2022年度末までに、一次審査通知までの期間を6.5か月とすることにより、権利化までの期間を国際的に遜色ないスピードである8か月とできるよう商標審査体制を強化する。(短期、中期)	経済産業省	商標審査官の定員増加、調査員の増員、及び、今年度から開始した新たな調査事業の着実な実施により、審査処理の促進を図る。	左記の対応結果を踏まえ、引き続き、商標審査の迅速化に必要な商標審査体制の強化を行う。
28	訪問先企業の技術を担当する審査官が外国企業を訪問し実務者レベルと技術的な内容に踏み込んだ意見交換を実施し、外国企業に日本の産業財産権制度や審査実務への理解を深めてもらうとともに、それらの課題を把握する。(短期、中期)	経済産業省	実務者レベルと技術的な内容に踏み込んだ意見交換を実施し、外国企業に日本の産業財産権制度や審査実務への理解を深めてもらうとともに、それらの課題を把握するため、訪問先企業の技術を担当する審査官が外国企業を訪問し意見交換の実施を、今年度は試行的に行う。	左記の試行状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。

29	知財紛争解決分野に関する諸課題を議論するための経済界と司法関係者との直接対話の枠組みを設け、外国における紛争解決インフラの取組の動向等をも踏まえつつ、継続的な実務協議を通じて経済界等の利用者ニーズの的確な把握に努め、紛争解決インフラの一層の充実・強化に向けた検討を進める。(短期、中期)	法務省	知財紛争解決分野に関する諸課題を議論するための経済界と司法関係者との直接対話の枠組みを設けて、実務協議を継続開催し、利用者ニーズの的確な把握に努め、必要な検討を進める。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
30	知的財産に関する事件を含む国際仲裁の活性化に向け、2019年度から法務省が実施する調査委託事業その他関係府省の取組において、人材育成、企業等に対する広報・意識啓発、施設の整備等の各施策を包括パッケージとして実施する。(短期、中期)	法務省	知的財産に関する事件を含む国際仲裁の活性化に向け、2019年度から法務省が実施する調査委託事業その他関係府省の取組において、人材育成、企業等に対する広報・意識啓発、施設の整備等の各施策を包括パッケージとして実施。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		関係府省		
31	我が国企業等が直面する知財を含む国際紛争の解決の円滑化のため、外国法事務弁護士等による国際仲裁・国際調停代理の範囲拡大・拡充を図り、これらの手続にも一貫して代理することができるための措置等を速やかに講ずる。(短期、中期)	法務省	外国法事務弁護士等による国際仲裁・国際調停代理の範囲拡大・拡充を図り、これらの手続にも一貫して代理することを可能とする外弁法(外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法)改正法案を速やかに提出する。	左記の措置を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

32	我が国の企業が知的財産を武器とした国際的な事業展開を円滑に行えるビジネス環境を整備するため、我が国の知財関係等のニーズが高い法分野に関する法令及びその関連情報（法改正・法体系の情報等）の高品質な英訳情報提供の拡充に向け、法改正等に即応した迅速な翻訳のための体制整備（機械翻訳の活用に向けた調査検討を含む。）と利便性の高い利用環境整備を推進し、より効果的・積極的に海外発信する。（短期、中期）	法務省	我が国の知財関係等の法令の高品質な英訳情報提供の拡充に向け、ユーザーの声を踏まえた推進を図るための官民の会議体を立ち上げ、法改正概要情報等を新規に提供するとともに、AIの活用の検討等を実施する。	引き続き、左記の取組を実施。
33	知財訴訟を始め、我が国における民事訴訟手続等のIT化に向けて、訴訟記録の全面電子化、オンラインでの書面提出やウェブ会議による手続を可能にすることなど、民事訴訟手続等のIT化の実現のための制度的検討を進め、2019年度中の法制審議会への諮問を目指し、具体的検討を引き続き進める。（短期、中期）	法務省	迅速かつ効率的な裁判の実現を図り、関係者の利便性が向上することになるよう、オンラインでの書面提出やウェブ会議による手続を可能にするなどの民事訴訟手続等のIT化の検討を進め、2019年度中の法制審議会への諮問を目指す。	左記の検討状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。

34	大学や研究機関による適正なアプローチに基づく外国企業との連携を促進しつつ、意図せざる技術流出やレピュテーションリスクを防ぐ観点から、関連法令遵守及びリスクマネジメントに関する「大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン」を2019年度中に策定し、その周知に努める。 (短期、中期)	内閣府	「大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン」を今年度中に策定し、周知方法について関係省庁と検討を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		文部科学省	内閣府において、「大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン」を今年度中に策定し、周知方法について関係府省と検討を行う。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		経済産業省	内閣府による「大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン」策定に向けて、必要な情報の提供等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

35	大学や研究機関における技術情報等に関する安全保障貿易管理を徹底するため、意識啓発や自主的な内部管理体制の構築支援に取り組むとともに、安定的な運用を継続するための管理部門の充実を図る。 (短期、中期)	内閣官房	関係府省と連携し、今後の方針を検討。	関係府省と連携し、今後の方針を検討。
		内閣府	関係府省と連携し、今後の方針を検討。	関係府省と連携し、今後の方針を検討。
		経済産業省	説明会やアドバイザーの派遣等、各種施策を通じて、大学や研究機関における安全保障貿易管理体制構築の支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		文部科学省	安全保障貿易管理のための体制整備を求める通知等を発出。 文部科学省関連の会議等において制度の周知や意識啓発を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		関係府省	関係府省と連携し、今後の方針を検討。	関係府省と連携し、今後の方針を検討。
36	開発成果の技術を適切に管理する必要がある政府の研究開発事業について、開発主体に求められる管理手法と執行機関の事業運営の在り方の方針を検討する。 (短期、中期)	内閣官房	関係府省と連携し、今後の方針を検討。	関係府省と連携し、今後の方針を検討。
		内閣府		
		関係府省		

37	我が国で開発された植物品種の海外への流出に対応するため、引き続き海外への品種登録出願への支援や侵害対応への支援を行うとともに、優良品種の持続的な利用を可能とする観点から、国内外での植物新品種の保護の在り方について、広く関係者の意見を聴いた上で、制度的な手当ても含め検討する。 (短期、中期)	農林水産省	海外で育成者権の取得を支援するとともに、海外における流出・侵害実態を把握し、侵害対応への支援など総合的な海外流出防止対策を行う。 さらに、種苗の海外流出を防止し優良品種の持続的な利用が図られるよう、品種登録制度の充実に向けた検討を進める。	左記の対策の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 さらに、品種登録制度の充実についても、左記の検討を踏まえ、必要な措置を引き続き実施。	
38	和牛遺伝資源の不適切な海外流出を防止する観点から、適正な流通管理や保護に向けた検討を進める。(短期、中期)	農林水産省	和牛遺伝資源の適正な流通管理や保護に向け、検討、有識者と意見交換を実施。	左記の検討状況を踏まえ、必要な措置を実施。	
39	「農林水産省知的財産戦略2020」が定める戦略の実施期間である2019年度を迎えるにあたり、農業分野における新たな知財戦略の策定に向けた検討に着手する。 (短期)	農林水産省	農業分野における新たな知的財産戦略の策定に向けた検討を進める。	左記の検討状況を踏まえ、農業分野における新たな知財戦略の策定に向け取り組む。	

⑤模倣品・海賊版対策の強化

40	インターネット上の海賊版による被害拡大を防ぐため、効果的な著作権教育の実施、正規版の流通促進、国際連携・国際執行の強化、検索サイト対策、海賊版サイトへの広告出稿の抑制等の対策、その他の実効性がある制度の検討等、関係省庁等において総合的な対策メニューを実施するために必要な取組を進める。その際、取組についての工程表を作成し、進捗及び効果を検証しつつ行う。(短期、中期)	内閣府	インターネット上の海賊版について、正規版の流通促進、国際連携・国際執行の強化、必要な制度の検討など総合的な対策を講じる。その際、取組についての工程表を作成し、進捗及び効果を検証しつつ行う。	
		警察庁		
		総務省		
		法務省		
		文部科学省		
		経済産業省		
41	模倣品・海賊版を購入しないことはもとより、特に、侵害コンテンツについては、視聴者は無意識にそれを視聴し侵害者に利益をもたらすことから、侵害コンテンツを含む模倣品・海賊版を容認しないということが国民の規範意識に根差すよう、各省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進する。(短期、中期)	警察庁	警察白書や警察庁ホームページにおいて知的財産権侵害事犯の検挙状況、主要検挙事例に関する情報を公表。 不正商品対策協議会が主催する「不正商品撲滅キャンペーン」に協力し、知的財産権の保護や不正商品の排除に向けた広報啓発を実施。	引き続き取組を実施。
		消費者庁	模倣品販売に関する消費者トラブル等について、消費者に対して必要な情報を提供。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		財務省	国民の意識啓発を図るため、広報活動を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		文部科学省	国内における違法コンテンツ流通防止等に向けた普及啓発活動を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		農林水産省	他省庁と連携して啓発活動を実施。	
		経済産業省	知的財産権保護に対する消費者意識の向上を図るため、国内における消費者を対象としたコピー商品撲滅キャンペーンを実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。

42	越境電子商取引の進展に伴う模倣品・海賊版の流入増加へ対応するため、個人使用目的を仮装して輸入される模倣品・海賊版を引き続き厳正に取り締まるとともに、特に増加が顕著な模倣品の個人使用目的の輸入については、権利者等の被害状況等及び諸外国における制度整備を含めた運用状況を踏まえ、具体的な対応の方向性について検討する。（短期）	財務省	個人使用目的を仮装して輸入される模倣品・海賊版について、引き続き、厳正な水際取締りを実施。	引き続き取組を実施。	
		経済産業省	越境電子商取引の進展に伴う模倣品の流入増加へ対応するため、増加が顕著な模倣品の個人使用目的の輸入については、権利者団体と連携を深め、意見交換等を実施し、諸外国における制度整備を含めた運用状況を踏まえ、具体的な対応の方向性を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
再掲	2018年度著作権教育教材等の検証事業の結果を踏まえ、著作権教育に資する教材等の開発・普及や広報など、効果的な普及啓発を実施する。（短期、中期）	文部科学省	10に記載		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
3. 分散した多様な個性の「融合」を通じた新結合を加速する						
①オープンイノベーションの促進						
43	様々な個人によって思い描かれた未来の社会で実現したいような夢や価値観が、それに共感する各主体との融合を通じて実現され、結果として社会に大きなインパクトを与える実質的なオープンイノベーションを加速するため、知的財産戦略本部に設置した価値共創タスクフォースの報告書で打ち出された考え方の普及と実践を図る。 (短期、中期)	内閣府	知的財産戦略本部に設置した価値共創タスクフォースの報告書で打ち出された考え方の普及し、実践の方法を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
44	官民が協調して有望なシーズ研究を発掘し、これに取り組む若手研究者を育成する仕組みを検討する。(短期、中期)	経済産業省	官民が協調して有望なシーズ研究を発掘し、これに取り組む若手研究者を育成する仕組みを検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
45	多様性を生かした非連続イノベーションの創出を目指し、産業技術総合研究所において領域を超えた「インクルーシブ研究開発推進チーム(仮称)」の設置を検討する。 (短期、中期)	経済産業省	多様性を生かした非連続イノベーションの創出を目指し、産業技術総合研究所において領域を超えた「インクルーシブ研究開発推進チーム(仮称)」の設置を検討。	左記の状況を踏まえつつ、必要な取組を実施。		

46	個人の主体性を柱とする価値共創タスクフォースの考え方も活用し、イノベーション経営を資本市場が評価できる仕組みの検討や大企業のスタートアップ企業に対する経営資源の活用促進など、経営資源を組織や分野の枠を超えて組み合わせるための環境整備を検討する。 (短期、中期)	経済産業省	経営資源活用共同化調査の実施。	左記の調査結果を踏まえた環境整備の検討。
47	大学・国研の研究成果の社会実装を促進するとともに、財源の多様化を一層進めるため、企業と大学・国研による大型共同研究開発を効果的に行う仕組みについて、今年中に検討する。(短期、中期)	内閣府	大型共同研究開発を効果的に行う仕組みの検討。(2019年中)	検討結果を踏まえた取組の推進。
48	大学の研究成果の効果的な技術移転活動を実践しているTLO、産業界、大学のネットワーク強化に向けて、イノベーションマネジメントハブの構築を図るための事業を推進する。 (短期、中期)	文部科学省	大学の研究成果の効果的な技術移転活動を実施しているTLO、産業界、大学等のネットワーク強化を図るための事業を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

49	大学のイノベーションの拠点化等に資するものとして、研究推進・研究経営を担うリサーチ・アドミニストレーターの質保証を図るため、その実務能力に関する認定制度の構築に向け、関係団体とともに検討を進める。(短期、中期)	文部科学省	研究推進・研究経営を担うリサーチ・アドミニストレーターの充実・強化を図るための質保証制度について調査研究を実施。	左記の調査研究の結果を踏まえ、試行及び制度の改善を実施。	2019、2020年度の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
50	企業の事業戦略に深く関わる大型共同研究の集中的なマネジメント体制の構築(オープンイノベーション機構)、非競争領域における複数企業との共同研究等(OPERA)の推進により、オープンイノベーションの最大化に向けた大学における体制整備等を推進する。(短期、中期)	文部科学省	大学において、「オープンイノベーション機構」による支援を通じて企業の事業戦略に深く関わる(競争領域に重点)大型共同研究を集中的にマネジメントする体制を整備するとともに、「産学競争プラットフォーム共同研究推進プログラム」による支援を通じて非競争領域における複数企業との共同研究等を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	

②知的資産プラットフォーム

51	試行実証の状況も踏まえつつ、SDGsのプラットフォームについて、G20やTICAD等の国際会議での発信等を通じて国内外の多様なアクターの連携・協働を促し、SDGs達成に向けたイノベーションの創出を促進する。(短期、中期)	内閣府(科技)	プラットフォーム構築に向けた調査分析事業を開始。具体的には、情報集約方法の分析、オンラインシステムのプロトタイプの開発、試験運用、事業化支援の実施。また関係本部、各省と連携し、G20、TICAD等の主要国際会議にてコンセプト等を紹介し、国内外の関係者との連携を促進。	2019年度の調査分析事業で得られた知見も踏まえ、オンラインシステムの本格構築およびオフライン事業化支援活動の精緻化を実施。システムの拡張を図り、プロトタイプから本番環境に移行し、国内外のアクターからのデータ入力を開始。また、国内外における主要国際会議・イベントの場を利用し、プロモーション活動の拡充と事業化支援活動を開始。民間企業等による自立的な運営に向け、ビジネスモデルの確立を目指して活動。
		内閣府(知財)		
		経済産業省	関係府省と連携し、必要に応じ所用の検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		外務省	関係府省と連携し、必要に応じ所用の検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

③データ・AI等の適切な知活用促進に向けた制度・ルール作り

52	情報信託機能の認定スキームに関する指針の継続的な見直し、本指針に基づく民間団体による認定の推進や官民が連携した実証実験の実施等による情報銀行の実装に向けた取組を継続する。(短期、長期)	総務省	情報信託機能の認定スキームに関する指針の継続的な見直し、本指針に基づく民間団体による認定の推進や官民が連携した実証実験の実施等による情報銀行の実装に向けた取組を行う。	必要な支援策や指針の見直し等について、実証実験の結果等を踏まえて検討。
		経済産業省	情報信託機能の認定スキームに関する指針の運用の促進や見直し等による情報銀行の実装の検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

53	国内・国外のデータ利活用促進に向け、AI・データ契約ガイドラインの英訳の発信、法令改正に即した内容のアップデート、モデル契約類型の充実、ユースケース事例の多様化、セミナー等を通じた普及啓発活動等を行う。(短期、中期)	経済産業省	国内・国外のデータ利活用促進に向け、AI・データ契約ガイドラインの事業者・事業団体に対する周知活動を継続的に実施するとともに、英訳の普及、技術や法制度の変化に伴う改訂、モデル契約類型の充実、ユースケース事例の多様化、セミナー等を通じた普及啓発活動等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
54	2019年1月に公表したAI関連技術に関する特許審査事例について、説明会や国際会議等を通じて、国内外での普及を図る。(短期、中期)	経済産業省	AI関連発明について、適切に保護が図られるよう、進歩性、記載要件等の観点を含めた特許審査事例について、国内外での説明会や、国際会議等を通じてユーザーに広く周知。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
55	OSSを安全に活用するためのOSSの選定及び活用の枠組みについての検討等を通じて、OSSの活用に対する意識向上に取り組む。(短期)	経済産業省	産業サイバーセキュリティ研究会WG1の下にOSSを含むソフトウェア管理の在り方を検討するタスクフォースを設置し、OSSを安全に活用するための枠組みについて検討を行う。	左記タスクフォースでの検討を引き続き実施し、官民で取り組むべき事項を取りまとめ、その実施に取り組む。	

56	一定のサイバーセキュリティ対策が講じられたデータを共有・連携することにより生産性を向上させる取組に用いられる設備等への投資に対する税制措置等の支援や、更なるセキュリティの確認を受けたデータ共有事業者が、国や独立行政法人等に対し、データ提供を要請できる手続を生産性向上特別措置法(2018年6月施行)により整備。今後も同制度の周知・普及を行うとともに、必要な措置を検討する。(短期、中期)	総務省	2018年度の実績等を踏まえ、認定事例の紹介や経産省HPでの事業者へのニーズ調査などを用い、制度の更なる活用促進策を見だし、ニーズに沿った周知・広報を強化。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
		経済産業省	2018年度の実績等を踏まえ、認定事例の紹介や経産省HPでの事業者へのニーズ調査などを用い、制度の更なる活用促進策を見だし、ニーズに沿った周知・広報を強化。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
57	データ利活用の実態を踏まえながら、公正かつ自由な競争環境の確保・イノベーション促進の観点から、データ利活用に関連する論点について所要の検討を実施し、整理の結果を周知。(短期、中期)	公正取引委員会	データ利活用の実態を踏まえながら、公正かつ自由な競争環境の確保・イノベーション促進の観点から、データ利活用に関連する論点について所要の検討を実施し、整理の結果を周知。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
58	2018年の著作権法の改正に伴い、ガイドラインの策定や著作権に関する普及・啓発など、法の適切な運用環境の整備を行う。(短期)	文部科学省	2018年の著作権法の改正に伴い、ガイドラインの策定や著作権に関する普及・啓発など、法の適切な運用環境の整備を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	

59	研究目的の権利制限規定の創設や写り込みに係る権利制限規定の拡充等、著作物の公正な利用の促進のための措置について、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期、中期)	文部科学省	研究目的の権利制限規定の創設や写り込みに係る権利制限規定の拡充等、著作物の公正な利用の促進のための措置について、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ検討を実施。	
60	政策と結びついた標準の活用 of 深化に対応するため、公的機関等を活用して、分野に捕らわれず横断的に標準化活動に取り組むことができる組織体制の構築について検討を行う。(短期、中期)	経済産業省	IoT等の業種横断的な分野も含め、研究開発の初期段階から標準化活動を一体的に実施すべく、産総研において、標準専門家による研究者向け支援の充実や、研究領域に係る外部からの標準化相談の受付機能の強化等を行うことを、2020年度目途で検討する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
61	事業者・分野毎に存在する様々なIoTデバイスが接続されるプラットフォームの相互連携により、多様な事業者の技術やサービスを結びつけ、新たな付加価値の創出に寄与するため、プラットフォーム間連携技術の確立と相互接続検証を行うとともに、国際標準化に向けた取組を強化する。(短期、中期)	総務省	事業者・分野毎に存在する様々なIoTデバイスが接続されるプラットフォームの相互連携により、多様な事業者の技術やサービスを結びつけ、新たな付加価値の創出に寄与するため、プラットフォーム間連携技術の確立と相互接続検証を行うとともに、国際標準化に向けた取組を強化。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

62	データ品質の担保を含む、AIのライフサイクル、及びAIの品質保証に関する国際標準の提案を検討する。(短期、中期)	経済産業省	定期的な国際標準化会合への対応や情報収集、国内のAI関係学会、団体及び国研等との連携を実施し、データ品質の担保を含む、AIのライフサイクル、及びAIの品質保証に関する国際標準に対する取組を推進。	引き続き、左記の取組を実施。
63	データヘルス改革を着実に推進するため、国民の健康確保に向けた健康・医療・介護のビッグデータ連結・活用や、がんゲノム情報・AI開発基盤に必要なデータの収集・利活用等に関するサービスの提供に向け着実に取組む。さらに、厚生労働省において、今夏に策定予定の2020年度以降の工程表等に基づいて取組を進める。(短期、中期)	厚生労働省	データヘルス改革を着実に推進するため、国民の健康確保に向けた健康・医療・介護のビッグデータ連結・活用や、がんゲノム情報・AI開発基盤に必要なデータの収集・利活用等に関するサービスの提供に向け着実に取組む。さらに、厚生労働省において、今夏に策定予定の2020年度以降の工程表等に基づいて取組を進める。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
64	健康・医療分野において、健診情報にかかるデータ提供や利活用に関する契約条項例や条項作成時の考慮要素等をガイドライン等の形で示すとともに、NDB・介護DB等の連結データの民間企業への提供に向けて、提供にかかる審査基準・手続き等を検討し、ガイドラインとして公表する。(短期)	厚生労働省	健康・医療分野において、健診情報にかかるデータ提供や利活用に関する契約条項例や条項作成時の考慮要素等をガイドライン等の形で示すとともに、NDB・介護DB等の連結データの民間企業への提供に向けて、提供にかかる審査基準・手続き等を検討し、ガイドラインとして公表。	

65	次世代医療基盤法の下、同法の基本方針に基づき、広報・啓発による国民の理解の増進をはじめ、産学官による匿名加工医療情報の医療分野の研究開発への利活用を推進する仕組みを稼働させる。(短期、中期)	内閣府	次世代医療基盤法の下、同法の基本方針に基づき、広報・啓発による国民の理解の増進をはじめ、産学官による匿名加工医療情報の医療分野の研究開発への利活用を推進する仕組みを稼働させる。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		文部科学省		
		厚生労働省		
		経済産業省		

66	農業データ連携基盤の機能を、農産物の生産から、加工・流通・販売・消費までデータの相互活用が可能となるよう強化・拡張し、フードチェーン全体でデータの相互活用が可能なスマートフードチェーンを構築する。また、異なるIT システム間でデータの形式や用語等の統一化によって農業情報の相互運用性・可搬性を確保するため、農作物名・農作業名等の標準化を推進する。(短期、中期)	農林水産省	内閣府戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)により、スマートフードチェーンの構築のための研究を推進。 また、これまで策定した標準化ガイドラインの普及・展開を図るとともに、「畜産分野における名称・データ項目等」、「水管理情報のデータ項目」、について項目の追加、整理を実施。	2022年度までにスマートフードチェーンを構築するため、必要な取組を引き続き実施。 また、標準化の推進についても左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
67	2018年12月に策定された農業分野におけるデータ契約ガイドラインを踏まえ、熟練農業者等の技術・ノウハウの流出防止を図りつつ、農業AIサービス等の利用を促進するため、その利用に関する契約の実態や農業分野の特殊性について現地調査等を通じて分析を行い検討し、それらの利用に関する契約の考え方や契約雛形を内容とするガイドラインを策定する。(短期、中期)	農林水産省	農業AIサービスに関する契約ガイドライン検討会において、農業AIサービスの利用に関する契約に関するガイドラインを作成。	左記の取組状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

④デジタルアーカイブ社会の実現

68	デジタルアーカイブの構築・利活用の推進や連携を図るため、また、ジャパンサーチの本格公開に向けた機運醸成を図るため、産学官の関係者を一堂に集めたフォーラムを開催し、情報共有、意見交換を行う。(短期、中期)	内閣府	分野横断型統合ポータル「ジャパンサーチ」の公開に向けた機運醸成を図るため、国立国会図書館や案系省庁の協力を得て、広報・説明イベントであるフォーラムを実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
		国立国会図書館	広報・説明イベントであるフォーラムへの実施協力。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
		関係府省	広報・説明イベントであるフォーラムへの実施協力。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
69	関係省庁と連携しながら、デジタルアーカイブの利活用モデルの検討や課題の整理、長期利用保証の在り方の検討、つなぎ役の役割や分担の明確化、ジャパンサーチ本格公開後の運営体制などの検討を行う。(短期、中期)	内閣府	分野を横断した関係者を集めた委員会を開催し、ジャパンサーチ本格公開後の運営体制、長期利用保証の在り方をはじめとするデジタルアーカイブ構築や利活用促進に係る課題等の検討。	ジャパンサーチについては本格運用を開始するとともに、左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
		国立国会図書館			
		関係府省			
70	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、2025年の大阪万博に向けて、デジタルアーカイブを海外に発信するため、日本遺産を構成する文化資源や国宝・重要文化財以外の地域の文化資源に関するデータの集約、画像掲載率の向上、多言語化を含め利活用に資する取組を推進する。(短期)	文部科学省	文化遺産オンラインの画像掲載率の向上を図るため、画像の収集を進めるとともに、国指定文化財の英訳を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
		関係府省	デジタルアーカイブを海外に発信するため、データの集約、画像掲載率の向上、多言語化等の利活用に資する取組推進策の検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	

71	メディア芸術作品の保存・活用に必要な基盤となる所蔵情報等の運用・活用、各研究機関等におけるメディア芸術作品のアーカイブ化を推進することにより情報拠点の構築を支援する。(短期)	文部科学省	優れた作品や散逸、劣化の可能性が高いメディア芸術作品の保存やその活用を図るため、各研究機関におけるアーカイブ化に係る取り組みへの支援を行う。また、メディア芸術作品を保存・活用するために必要な基盤となる作品の所蔵情報等の整備・運用を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
72	マンガ、アニメ及びゲーム等のメディア芸術の情報拠点等の整備を進め、デジタルアーカイブジャパンとも連携したコンテンツ発信の場とする。(短期)	文部科学省	マンガ、アニメ及びゲーム等のメディア芸術の情報拠点等の整備を進め、デジタルアーカイブジャパンとも連携を行いマンガ・アニメ・ゲーム等のコンテンツ発信を行うための検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
		関係府省	マンガ、アニメ及びゲーム等のメディア芸術の情報拠点等が実施する施策につき協力。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
73	全国の大学等研究機関の人文文学情報を集約し、人文文学分野のつなぎ役としてジャパンサーチとの連携を行う。(短期、中期)	文部科学省	全国の大学等研究機関の人文文学情報の発信機会を提供するため、人文文学分野のつなぎ役としてジャパンサーチとの連携を進め、適切な対応を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を図りつつ、ジャパンサーチとの連携を強化。	

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
4.「共感」を通じて価値が実現しやすい環境を作る						
①各主体による価値のデザインを促進						
74	経営デザインシートの普及・定着の担い手の組織化を含め、同シートの作成が民間における取組として定着するための検討を知的財産戦略本部の下に設置された検討体で行い、その実現に必要な取組を推進する。(短期、中期)	内閣府	経営デザインシートの普及・定着の担い手の組織化を含め、同シートの作成が民間における取組として定着するための検討を知的財産戦略本部の下に設置された検討体で行う。また、セミナー等を通じて経営デザインシートの普及啓発に取組む。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。		
75	経営デザインシートを、企業におけるガバナンスの向上に向けた取組み、金融機関における事業性評価、及び中小企業における経営革新や経営支援に活用するよう促す。(短期、中期)	経済産業省	経営デザインシートの活用を促すため、グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針を策定し、普及・周知を図るとともに、事業承継関連のセミナー等で、経営デザインシートの周知・広報を図る。	経営デザインシートの活用を促すため、グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針の普及・周知を図るとともに、事業承継関連のセミナー等において、経営デザインシートの周知・広報を図る。		
		金融庁	金融機関における事業性評価の取組において、経営デザインシートの活用を促す。		左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。	

76	金融機関に対して、知財を経営に活かすための具体的なアドバイスをする「知財ビジネス提案書」とともに、経営デザインシートやその考え方の普及啓発を行う。(短期、中期)	経済産業省	金融機関に対して、「知財ビジネス提案書」、経営デザインシート等の普及啓発を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
77	知財総合支援窓口の利用者のニーズに応じて、経営デザインシートやその考え方を紹介し、将来の企業価値向上に気付きを与える。(短期、中期)	経済産業省	知財総合支援窓口の利用者のニーズに応じて、経営デザインシートやその考え方を紹介する。	左記の取組状況を踏まえ、必要な取組を実施。
78	企業における経営デザインを後押しするため、経営デザインシートの考え方も活用し、ビジネスデザインが可能な人材と中小企業とのマッチングのための取組を進め、デザインされた経営の推進を支援する(短期、中期)	経済産業省	中小企業支援機関が、経営デザインシートの考え方について普及啓発を行う。また、ビジネスデザインが可能な人材と中小企業とのマッチングのための取組を進める。	左記実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
79	デザイン経営を取り入れて成功している企業の具体的な事例について取りまとめた事例集を作成し、経営者に対してデザイン経営の導入を促進するための普及啓発を行うと共に、地域中小企業のデザイン経営を促進するため、地域のデザイナーを含む中小企業支援者等の育成を行う。(短期、中期)	経済産業省	デザイン経営の事例集を作成し、経営者に対してデザイン経営の導入を促進するための普及啓発を行うと共に、地域中小企業のデザイン経営を促進するため、地域のデザイナーを含む中小企業支援者等を育成。	左記の取組状況を踏まえ、必要な取組を実施。

②クリエイション・エコシステムの構築

80	一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）と連携しつつ、放送局、自治体、産業界等の連合で、地域の魅力を発信する放送コンテンツを海外の放送局と共同制作し、海外で放送する取組を支援することにより、地域へのインバウンドの拡大、地域産業の海外展開の促進、及びこれらを通じた地方創生を図る。（短期、中期）	総務省	放送コンテンツを制作する民間事業者等と、観光業、地場産業、自治体等の関係者が幅広く協力し、インバウンド・アウトバウンドの拡大や地方創生等に資する放送コンテンツを制作、発信するとともに、これと連動するプロジェクトを一体的に展開する取組の支援等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
81	商業ベースでは日本コンテンツが放送されない国・地域を中心に、日本のドラマ・アニメ・ドキュメンタリー・映画等を無償で提供し、対日理解の促進、親日感の醸成、将来的な商業的海外展開への地盤形成を行う。（短期、中期）	外務省	国際交流基金を通じ、商業ベースでは販売が困難な途上国や商業展開が難しい国・地域を中心に、対日理解促進、親日感醸成を目的とし、一度失うと獲得するのが困難な放送枠を維持しつつ、継続的に日本の放送コンテンツを提供し続けることで、日本文化へのアクセスが困難な国・地域において爆発的に日本ファンを獲得。加えて、将来的に日本のコンテンツが自立的に海外展開するための先行マーケティングとして、現地市場構造の調査及び現地テレビ局の番組購入意思の調査等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
82	2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、「日本博」をはじめとする文化プログラム等を全国各地で展開することにより、地域活性化及び地方への誘客を図るとともに、文化プログラムの情報等についてポータルサイトを通じて国内外に発信する。（短期、中期）	文部科学省	関係機関と連携して、「日本博」をはじめとする文化プログラムを全国津々浦々で展開する。特に、中核的事業である「日本博」では、各地域が誇る文化観光資源を年間通じて体系的に展開するとともに、国内外への戦略的プロモーションを積極的に行う。 また、試行的に取り組んでいる「文化情報プラットフォーム」について、民間企業等との連携を積極的に進め、全国各地の文化プログラムや文化施設に関する情報の拡充を図るとともに、外部サイトとの連携等を推進し、国内外への発信力を一層強化する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施

83	アニメーション分野における若手クリエイター育成のため、若手アニメーターを起用した制作スタッフによるオリジナルアニメーション作品の制作を通じ、OJTによる育成を支援するとともに、制作作品による上映会などの発表機会の提供を引き続き実施する。(短期、中期)	文部科学省	アニメーション分野における若手クリエイター育成のため、若手アニメーターを起用した制作スタッフによるオリジナルアニメーション作品の制作を通じ、OJTによる育成を支援するとともに、制作作品による上映会等の発表機会の提供を引き続き実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
84	ワークショップや実際の映画作品の制作を通して、若手映画作家等に映画制作に必要な技術・知識の習得機会を提供することによって若手映画作家の育成を図るとともに、映画製作現場における学生の実習(インターンシップ)受け入れの支援を行う。(短期、中期)	文部科学省	ワークショップや実際の映画作品の制作を通して、若手映画作家等に映画制作に必要な技術・知識の習得機会を提供するとともに、映画製作現場における学生の実習(インターンシップ)受け入れの支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
85	増大する海外需要の獲得による市場規模拡大を通じて日本のコンテンツ産業が持続的に発展するエコシステムを構築するため、制作規模の拡大に資する資金調達手法の多様化を促進するコンテンツの企画・開発や海外プロモーションの取組に対して支援を実施する。(短期、中期)	経済産業省	海外展開を目指すコンテンツの企画・開発として試作映像等を制作する事業の支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

86	コンテンツの利活用を促進するため、音楽分野におけるインディーズ等を含む権利情報を集約化したデータベースの整備及び当該データベースを活用した一括検索サイトの開設等のための実証事業を実施し、権利処理プラットフォームの速やかな構築等を図るとともに、併せてブロックチェーン技術等を活用した著作物に関する権利処理・利益分配の仕組みの構築のための検討を行う。(短期、中期)	文部科学省	音楽分野において、昨年度構築したデータベースに、インディーズ等を含む権利情報を集約化させるとともに、当該データベースを活用した一括検索サイトの開設等のための実証事業を実施する。	左記のデータベースの実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施するとともに、左記のブロックチェーンの実証結果を踏まえ、コンテンツに関する権利処理・利益分配の仕組みの構築のための検討を実施。
		経済産業省	ブロックチェーン技術を活用したコンテンツの流通に関するシステムについて、開発・実証支援を実施。	
87	同時配信等に係る著作隣接権の取扱いなど制度改正を含めた権利処理の円滑化について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、運用面の改善を着実に進めるとともに、制度の在り方について、年度内早期に関係省庁で具体的な検討作業を開始し、必要に応じた見直しを本年度中に行う。(短期、中期)	総務省	同時配信等に係る著作隣接権の取扱いなど制度改正を含めた権利処理の円滑化について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、運用面の改善を着実に進めるとともに、制度の在り方について、年度内早期に関係省庁で具体的な検討作業を開始し、必要に応じた見直しを実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		文部科学省		
88	クリエイターに適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期、中期)	文部科学省	関係省庁で検討を進め、結論を得る。	左記の結論を踏まえ、必要な取組を実施。
		内閣府		
		総務省		
		経済産業省		

89	日本発の良質な映像コンテンツをグローバルに流通させられる持続可能な業界構造への転換を図るため、デジタル技術を活用した映像コンテンツ制作プロセスの導入等によるサプライチェーン全体の生産性向上を支援する。(短期、中期)	経済産業省	コンテンツ制作の生産性向上に資するシステムの開発・実証支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
90	デジタル・コンテンツとフィジカルな体験との融合や消費者との相互作用等を取り入れた新たなコンテンツの市場を創出するため、先進的なデジタル・コンテンツの開発・制作を支援する。(短期、中期)	経済産業省	世界に向けて発信する先進性の高いコンテンツの制作支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
91	海外展開に資する大規模なコンテンツ製作を促進する投融資を喚起するため、コンテンツ制作におけるリスクの定量化や工程・経理の透明化を図る仕組みを整備する。(短期、中期)	経済産業省	コンテンツ制作における工程・経理の管理状況等について調査を実施。	左記の実施状況を踏まえ、コンテンツ制作におけるリスクの定量化や工程・経理の透明化を図る仕組みの構築について検討を実施。	
92	日本がこれまで生み出してきた多様な楽曲について、国際的な音楽配信サービスを通じた海外市場への進出に必要な外国語メタデータの整備を支援する。(短期)	経済産業省	音楽プラットフォームを通じた日本楽曲の海外展開に必要なメタデータ整備支援を実施。		

93	eスポーツ産業の健全な発展のため、競技大会のガバナンスのあり方について検討する。(短期、中期)	経済産業省	eスポーツ産業の健全な発展に向けた課題の整理・検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、競技大会のガバナンスのあり方について検討を実施。
③国内外の撮影環境改善等を通じた映像作品支援				
94	日本映画への興味・関心を喚起し、各国での認知度を向上させるため、国際交流事業として、国際交流基金アジアセンターが行う「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト」等において、東京国際映画祭でのアジア映画の上映、アジア・パシフィック・ゲートウェイの構想等を通じたアジアへの日本映画の紹介、映画人の招へい等の事業の実施を通じて、アジアとの双方向の文化交流やネットワーク形成等を進める。(短期、中期)	外務省	日本映画への興味・関心を喚起し、各国での認知度を向上させるため、国際交流事業として、国際交流基金アジアセンターが行う「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト」等において、東京国際映画祭でのアジア映画の上映、アジア・パシフィック・ゲートウェイの構想、アジアへの日本映画の紹介、映画人の招へい等芸術文化分野の事業の実施を通じて、アジアとの双方向の文化交流やネットワーク形成等を進める。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
95	映画による国際文化交流の推進及び中国、ロシア、インドをはじめとした海外における日本映画祭の開催等継続的な日本映画の上映機会の確保を図る。また、中国との国際共同製作協定の実施を含め、国際共同製作を促すための基盤整備を実施。(短期、中期)	外務省	映画による国際文化交流の推進及び中国、ロシア、インドをはじめとした海外における日本映画祭の開催等継続的な日本映画の上映機会の確保を図る。 我が国と相手国との国際共同製作映画について、大規模な共同製作に対応するため、補助上限額の引き上げや、複数年度に亘る助成について柔軟な対応を図るとともに、引き続き映画による国際文化交流の推進及び海外における上映機会の確保を図る。また、中国との国際共同製作協定の交渉を含め、国際共同製作を促すための基盤整備を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

96	日本映画の支援について、中小制作会社・クリエイターが生み出す優れた映像の支援の強化を一層図るため、企画開発支援や大規模作品への支援など既存の支援制度のメニューの多様化を検討する。また、複数年度に亘る支援や、申請書類の簡素化などの制度改善を図る。(短期、中期)	文部科学省	日本映画の水準向上・振興を図るため、大規模作品、複数年度にわたる支援を含め、優れた日本映画の製作活動を支援。また、申請書類の簡素化などの制度改善を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
97	映画の撮影促進と創造活動の活性化を図るため、ロケ撮影に関する許認可手続きの共有や、我が国各地のロケ地情報を集約し、各地域のフィルムコミッションを紹介するとともに、国内外への発信をさらに強化する。(短期、中期)	文部科学省	映画の撮影促進と創造活動の活性化を図るため、ロケ撮影に関する許認可手続きの共有や、我が国各地のロケ地情報を集約し、各地域のフィルムコミッションを紹介するとともに、国内外への発信をさらに強化。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
98	文化的・経済的インパクトを有する外国映画のロケーション誘致に関する実証調査を行い、ロケ撮影実施による直接的な経済効果のほか、映像公開による観光誘客、地域コミュニティ形成等、地域経済振興への効果検証を行う。(短期)	内閣府	外国映像作品の誘致に関する実証調査等を実施。	左記の実証調査の結果を踏まえ、更なる取組を推進。	

④クールジャパン戦略の持続的強化

99	クールジャパンの取組が、多くの人々の協力と連携の下で、その質を高めつつ長期的に継続し発展するための基盤作りを目的として、新たなクールジャパン戦略を本年夏ごろまでに策定し、関係省庁が協力して実施する。その中で、クールジャパンの本質を浸透させるための取組、横方向の連携を強化するために多様な人材が共創できるネットワークの整備、日本ファンを創出・活用する枠組み作りなどを行う。(短期、中期)	内閣府	新たなクールジャパン戦略を本年夏ごろまでに策定し、それに基づく取組を関係省庁が連携して実施。	引き続き、左記の取組を実施。
		関係府省		

100	「クールジャパン人材育成検討会最終取りまとめ」(2018年3月)及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(2018年12月)に基づき、地域の魅力を発掘・磨き上げ・海外に展開できる人材の育成、外国人材の活用・集積に向けた制度面での取組や協力体制の構築、クールジャパン人材の育成に資する専門職大学制度の運用などを行う。(短期、中期)	内閣府	クールジャパン人材育成検討会最終とりまとめ及び外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に基づく施策を着実に実行するとともに、関係府省の取組状況をフォローアップ。	引き続き、左記の取組を実施。
		関係府省	世界の食市場の開拓のため、日本食・食文化の普及を担う海外人材の活用や育成等を実施。 また、日本食・食文化、日本産食材の魅力の海外発信を強化するため、海外における「日本料理の調理技能認定制度」を推進。 調理又は製菓の科目を専攻して専門学校の専門課程を修了した留学生が就職できる業務の幅を広げるため、「日本料理海外普及人材育成事業」を拡充し、日本料理に加え、その他の料理や製菓についても海外普及人材を育成するための所要の措置を講ずる。 上記の他、クールジャパン人材育成検討会最終とりまとめ及び外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に基づく施策を着実に実行する。	引き続き、左記の措置に基づく取組を実施。

工程表「知的財産推進計画2018」重点事項

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
重点事項(1)これからの時代に対応した人材・ビジネスを育てる						
①知財のビジネス上の価値評価						
1	知的資産経営報告書、統合報告、ローカルベンチマーク等コミュニケーションツールを普及する際に知財のビジネス価値評価検討タスクフォースの考え方を広めていくとともに、金融機関が行っている事業性評価の取組において知財のビジネス価値評価検討タスクフォースの考え方が導入されるよう促し、それらの状況に基づいて経営デザインシートの見直し等の必要な検討を行う。(短期、中期)	経済産業省	知的資産経営報告書、統合報告、ローカルベンチマーク等コミュニケーションツールを普及する際に知財のビジネス価値評価検討タスクフォースの考え方を広めていく。	左記の検討結果を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。		
		金融庁	2019重点事項 工程表75に記載			
		内閣府	関係省庁、関連団体等と連携し、知財のビジネス価値評価検討タスクフォースの考え方を普及するとともに、普及状況に基づいて必要な検討を行う。	左記の検討結果を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。		
2	知的資産プラットフォームに格納する情報として経営デザインシートの活用を検討する。(短期、中期)	内閣府	経営デザインシートを知的資産プラットフォームに格納する情報として活用することについて検討。	左記の取組状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

②デザイン経営によるイノベーション創出及びブランド構築の促進

3	IoT、AI、ビッグデータ等の新技術による社会変革(イノベーション)を促進する「デザイン経営」の奨励及びブランド形成に資するデザインの保護等、「デザイン経営」に資する制度の整備等の観点から、意匠制度をはじめ他の知的財産権制度の在り方について検討し、その結果を踏まえて、法改正を含めた必要な措置を講ずる。(短期、中期)	経済産業省	意匠制度の見直しについて、意匠審査基準、意匠審査体制等の整備等の必要な準備を実施し、これらを含めた改正事項について、広く周知。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。
4	デザイン経営を取り入れて成功している企業の具体的な事例について、企業規模や業種別に取りまとめた事例集を作成し、経営者へのデザイン経営の重要性の普及啓発を行うとともに、デザイン経営を奨励する方策について検討を行う。(短期、中期)	経済産業省	デザイン経営の事例集を作成し、経営者に対してデザイン経営の導入を促進するための普及啓発を行うと共に、地域中小企業のデザイン経営を促進するため、地域のデザイナーを含む中小企業支援者等を育成。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。

③地方・中小企業・農業分野の知財戦略強化支援

5	中小企業による知財活用を促進するため、平成30年度特許法等改正によって導入される中小企業の特許料等の一律半減について広く周知するとともに、減免申請手続きの簡素化についても検討する。(短期、中期)	経済産業省	2019年4月から中小企業の特許料等の一律半減及び減免申請手続きの簡素化を実施。引き続き当該制度について広く周知を行う。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。
6	知財総合支援窓口の支援担当者の増員、弁理士・弁護士等専門家の活用、直接訪問による支援、中小企業支援機関との連携等により相談体制の強化を図るとともに、ビジネス・知財総合支援の強化に向けて経営デザインシート等の活用方策についても検討する。(短期、中期)	経済産業省	2019重点事項 工程表77に記載	
7	金融機関による知財の活用も含めた事業性評価融資や本業支援等の取組を促すため、金融仲介機能のベンチマーク等の指標を活用し、必要に応じ、知財の活用状況等も考慮しながら、金融機関との対話を行う。(短期、中期)	金融庁	金融機関が企業の事業内容や経営者の資質、事業の将来性を適切に評価し、真に必要なとする先に対して、知財の活用も含めた事業性融資や本業支援等が提供されることにより、企業の経営改善や生産性向上が図られるようにするため、地域経済・企業の実態や金融仲介機能のベンチマーク等の客観的指標を活用し、地域企業や支援関係者と金融機関との考え方や認識の差異等を明確にし、金融機関との間で深度ある対話を進める。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。

8	金融機関による企業の事業性評価における知財活用を促進するため、「知財ビジネス評価書」について、利用者たる金融機関の意見も踏まえつつ使いやすくするなど、その作成支援を強化するとともに、中小企業知財金融支援策の一層の充実に向けて、今後の在り方について検討を行う。また、知財のビジネス価値評価検討タスクフォースの考え方が普及されるよう促し、それらの状況に基づいて経営デザインシートの見直し等の必要な検討を行う。(短期・中期)	経済産業省	金融機関による企業の事業性評価における知財活用を促進するため、「知財ビジネス評価書」について、利用者たる金融機関の意見も踏まえつつ使いやすくするなど、その作成支援を強化するとともに、中小企業知財金融支援策の一層の充実に向けて、検討を行う。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
		金融庁	2019重点事項 工程表18に記載	
		内閣府	関係省庁、関連団体等と連携し、知財のビジネス価値評価検討タスクフォースの考え方を普及するとともに、普及状況に基づいて必要な検討を行う。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
再掲	知的資産経営報告書、統合報告、ローカルベンチマーク等コミュニケーションツールを普及する際に知財のビジネス価値評価検討タスクフォースの考え方を広めていくとともに、金融機関が行っている事業性評価の取組においてもその考え方が導入されるよう促し、それらの状況に基づいて経営デザインシートの見直し等の必要な検討を行う。(短期・中期)	経済産業省	1に記載	
		金融庁		
		内閣府		

9	種苗法における侵害の立証の適正化、権利範囲の明確化、品種登録情報へのアクセスの在り方などについての検討をさらに進めるとともに、職務育成品種の帰属、異議申立などの在り方についても検討を行う。(短期・中期)	農林水産省	種苗の海外流出を防止し優良品種の持続的な利用が図られるよう、品種登録制度の充実に向けた検討を進める。	左記の検討を踏まえ、必要な措置を引き続き実施。
10	我が国で開発された植物品種の海外への流出に対応するため、海外への品種登録出願への支援や、重要な品種についての国内での品種保護の在り方について、制度的な手当も含め検討する。(短期・中期)	農林水産省	海外で育成者権の取得を支援するとともに、海外における流出・侵害実態を把握し、侵害対応への支援など総合的な海外流出防止対策を行う。 さらに、種苗の海外流出を防止し優良品種の持続的な利用が図られるよう、品種登録制度の充実に向けた検討を進める。	左記の対策の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 さらに、品種登録制度の充実にについても、左記の検討を踏まえ、必要な措置を引き続き実施。
11	日EU経済連携協定(EPA)に対応し、より高いレベルで地理的表示の保護を図るため、広告・インターネット販売等のサービス分野も地理的表示の保護対象とし、現行法では無期限に認められている先使用期間を制限すること等を内容とする特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の改正を行う。(短期・中期)	農林水産省	措置済み	

12	種苗法に基づき品種登録出願された品種の名称が、第三者により悪意で商標出願される問題について、対応策を検討する。(短期・中期)	農林水産省	措置済み
		経済産業省	
13	ICT等を活用した農業において取得したデータを他者に提供・使用許諾する際の具体的な契約条項のひな形等の検討を行い、農業データ連携基盤等に活用できるデータ利活用・契約に関するガイドラインを作成する。(短期・中期)	農林水産省	措置済み

14	スマート農業実現に向けて、ICTやロボット技術等を活用した取組を推進していく必要。 データの連携・共有・提供機能を持ち、農業におけるSociety5.0の実現に資する「農業データ連携基盤」の構築を進める。 また、異なるITシステム間でデータの形式や用語等の統一化によって農業情報の相互運用性・可搬性を確保するため、これまで標準化ガイドラインを策定してきた。今後は新たな標準化ガイドラインを検討するとともに、農作物名・農作業名等の標準化を推進する。(短期・中期)	農林水産省	措置済み	
		内閣官房		
		総務省		
		経済産業省		
15	スマート水産業の実現に向け、漁業の生産から流通にわたる多様なデータを集積・活用し、水産資源の評価や管理の高度化による資源の維持・回復、先進的・効率的な漁業への転換、流通・加工の低コスト化・高付加価値化等を可能にすることにより、水産バリューチェーン全体の生産性向上を図る。(短期・中期)	農林水産省	「スマート水産業」の実現に向け、多様な場面で得られるデータの連携・共有を可能とし、適切な資源管理、効率的・効果的な操業を支援する連携基盤を構築・稼働するため、産学官による協議の場の組織・運営を開始し、関係機関、漁業関係者や各種専門家との意見交換を行い、具体的な仕様や活用のモデル、必要となる各種取組やルール作り等について整理・検証。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

16	航空レーザ計測やICT等の先端技術を活用・収集した高精度な森林資源情報や需給情報等の各種情報を川上から川下までの関係者間で共有するサプライチェーンを構築し、木材の生産・流通の最適化を図り、「スマート林業」の実現に取り組む。(短期・中期)	農林水産省	航空レーザ計測等を活用した高精度な森林情報の整備や、これらを活用した施業集約化の効率化・省力化、経営の効率性・採算性の向上、簡素で効率的なサプライチェーン構築に向けた需給マッチングの円滑化などにICT等の先端技術を活用した実践的取組を進める。また、これらを高効率で行うICT等を活用した林業機械の開発・改良等を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
17	アジア諸国におけるJAS認証の取得・活用の促進、新たなJASマークの創設、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの各国の認定機関との相互承認協定締結等を通じて、JAS規格・認証の認知度・影響力向上を図るとともに、国際規格の制定を目指す。(短期・中期)	農林水産省	事業者のニーズを反映した強みのアピールにつながる規格を順次制定。 JAS認証の内外における普及、FAMICの各国認定機関との相互承認手を推進。 併せて国内外の大学における講座の実施、専門家育成等の標準・認証についての啓発、人材育成など、規格開発・国際化に向けた環境を整備。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を継続的に実施。
18	林業分野において、知財戦略・標準化戦略の立案等についての支援を図るとともに、産学官の連携を進め、産業競争力の確保・強化を図る。(短期・中期)	農林水産省	木材のマテリアル利用について、左記、産学の取組を引き続き支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

④知財創造教育・知財人材育成の推進

19	知財創造教育を実施するための教材の収集、小中学校における知財創造教育の実証、高等学校における知財創造教育の体系化、知財創造教育の成功事例の発信等を通じ、教育現場に知財創造教育を浸透させるための取組を推進する。(短期・中期)	内閣府	構築した「知財創造教育推進コンソーシアム」を活用し、知財創造教育を実施するための教材を収集する。また、小中学校における知財創造教育の体系化の実証、高等学校における知財創造教育の体系化、知財創造教育の成功事例の発信等を通じ、教育現場に知財創造教育を浸透させるための取組を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		関係府省		
20	地域において知財創造教育を推進する体制(地域コンソーシアム)の拡充について検討する。(短期、中期)	内閣府	地域において知財創造教育を推進する体制(地域コンソーシアム)の拡充について検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
21	創造性の涵養及び知的財産の意義の理解等に向けて、小中高等学校において、発達の段階に応じた知的財産に関する教育が行われるよう、新学習指導要領の趣旨の徹底を図る。(短期・中期)	文部科学省	小・中・高等学校において、発達の段階に応じた知的財産に関する教育が行われるよう、各教育委員会の指導主事等を集めた全国会議等の場において新学習指導要領の趣旨を説明するなど、各種機会を捉えて周知。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
22	教育現場の教職員が知財創造教育の必要性を理解し、自ら知財創造教育を実施できるようにするため、教職員および教職員を目指す学生向けの教材を作成する。(短期・中期)	内閣府	教育現場の教職員が知財創造教育の必要性を理解し、自ら知財創造教育を実施できるようにするため、教職員および教職員を目指す学生向けの教材を作成するとともに、作成された教材の活用方を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		経済産業省		

⑤クールジャパン人材の育成・集積

クールジャパン人材育成検討会最終とりまとめ(2018年3月)に基づき、クールジャパン人材の育成に資する専門職大学制度の運用、外国人材の活用・集積に向けた制度面での取組や外国人材受入れに係る産学官の地域レベル・国レベルでの情報共有等の協力体制構築、海外における日本語の普及、地域の魅力を発掘・磨き上げ・海外に展開できる人材の育成、最近の産業ニーズに対応した専門人材の育成に資する取組を推進する。(短期・中期)

内閣府

クールジャパン人材育成検討会最終とりまとめに基づく施策を着実に実行するとともに、クールジャパン人材育成政府連絡会において、関係府省の取組状況をフォローアップ。

左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。

総務省

クールジャパン人材育成検討会最終とりまとめに基づき、日本の魅力を発信する放送コンテンツを海外に効果的に展開できる人材を育成。

左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

外務省

クールジャパン人材育成検討会最終とりまとめに基づき、海外における日本語の普及を始めとする施策に取り組む。

左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

財務省

酒類総合研究所において、日本産酒類の競争力を更に高めることにより、クールジャパンを推進する観点から、酒類の製造等に関する高度な技能や経営に係る実践的な知識などの習得を目指した人材育成のための講習を実施。

左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。

文部科学省

内閣府と連携し、関係府省として検討に参画。

内閣府と連携し、関係府省として検討に参画。

農林水産省

世界の食市場の開拓のため、日本食・食文化の普及を担う海外人材の活用や育成等を実施。
また、日本食・食文化、日本産食材の魅力の海外発信を強化するため、海外における「日本料理の調理技能認定制度」を推進。

引き続き、左記の取組を実施。

		経済産業省	クールジャパン施策の効果的な推進に必要な人材を育成するため、文部科学省で進められている新たな高等教育機関におけるカリキュラムの作成を支援。	左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。		
		国土交通省	我が国の観光産業を牽引するトップレベルの経営人材を育成する。また、観光地経営という視点で観光地域づくりの推進を担う組織（DMO）における中核的な人材を育成するため、日観振等において、これまで策定したプログラムを活用し、民間において自主的に研修を運営。	経営人材育成については両大学においてMBAの自走化を、DMOにおける中核的な人材の育成については日観振等において研修の自走化を図る。	経営人材育成については両大学においてMBAの自走化を、DMOにおける中核的な人材の育成については日観振等において研修の自走化を図る。	経営人材育成については両大学においてMBAの自走化を、DMOにおける中核的な人材の育成については日観振等において研修の自走化を図る。
		関係府省	関連する議論の動向を踏まえ、必要に応じ関係府省において検討。			

⑥地方のクールジャパン資源の発掘・創出・展開

24	地方による都市のシーズや人材、あるいは外国のインフルエンサーの活用などの手法やノウハウ等を踏まえ、地方版クールジャパン推進会議において、地域のさまざまな魅力を一体的に発信・展開していく方策などを議論していくとともに、地域の課題解決方策などを具体的に議論する地域セミナーをより効果的に実施していく。（短期・中期）	内閣府	地域の要望に応じて、地方版クールジャパン推進会議や、地域セミナーを実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
----	---	-----	--------------------------------------	-------------------------	--	--

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
重点事項(2)挑戦・創造活動を促す						
①オープンイノベーションの加速						
25	オープンイノベーションを推進していく際に必要となる知的財産上の課題について整理し、対応策を検討する。 (短期・中期)	内閣府	オープンイノベーションを推進していく際に必要となる知的財産上の課題について整理し、対応策を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
26	SDGsに向けての課題解決に資する我が国が有するシーズと、世界各国の抱えるSDGs推進上の課題ニーズとをマッチングさせられるような、知的資産プラットフォームの在り方について、検討を行う。(短期、中期)	内閣府(科技)	2019重点事項 工程表51に記載			
		内閣府(知財)				
		経済産業省				
		外務省				

27	大学の研究成果の効果的な技術移転活動を実践しているTLO、産業界、大学のネットワーク強化を図るなど、イノベーションマネジメントハブ（仮称）の形成に向けた取組を推進する。（短期）	文部科学省	2019重点事項 工程表48に記載	
28	大学のイノベーションの拠点化に資するものとして、研究推進・研究経営を担うリサーチ・アドミニストレーターの充実・強化を図るため、その実務能力に関する質保証制度の構築に向け、関係団体とともに検討に取り組む。（短期・中期）	文部科学省	2019重点事項 工程表49に記載	
29	企業の事業戦略に深く関わる大型共同研究の集中的なマネジメント体制の構築、非競争領域における複数企業との共同研究等の推進により、オープンイノベーションの最大化に向けた大学における体制整備等を支援する（短期・中期）	文部科学省	2019重点事項 工程表50に記載	
30	イノベーションの源泉である大学の基礎的な研究成果を確実に実用化し、幅広く普及させるため、事業化を見据えた発明の発掘から権利化、活用まで、一貫した支援を行う（短期・中期）。	経済産業省	大学の基礎的な研究成果を確実に実用化し、幅広く普及させるため、発明の発掘から権利化、活用まで、一貫した支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

31	2018年度から国内外の宇宙システムの知財を巡る動向等を分析・調査し、宇宙分野における、政府機関－宇宙機関(国立研究開発法人宇宙研究開発機構:JAXA)－民間の全体の知財戦略の策定に向けて検討を行う。(短期、中期)	内閣府 経済産業省	各種調査等を通じ、今後の市場拡大が予想される小型衛星分野における知財動向等を分析するとともに、有識者による議論を踏まえて、我が国宇宙産業における知財戦略を策定する。その際、近年の衛星データのビッグデータ化も踏まえ、データの取扱いや標準化等についても、必要に応じて検討。	左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。
②ベンチャー支援				
32	イノベーションの担い手であるものの、権利取得の経験が少ないベンチャー企業の早期権利化を支援するため、対象となるベンチャー企業の要件を適切に定めつつ、希望により原則1か月以内に1次審査結果を通知できる(「スーパー早期審査」)体制を2018年度中に整える。また、審査官と相対で直接意思疎通を図る面接などを通じてベンチャー企業が活用しやすい権利の取得を支援することなどを実施していく(短期・中期)	経済産業省	ベンチャー企業に対し、希望により原則1か月以内に1次審査結果を通知する(「スーパー早期審査」)運用を、引き続き実施。また、審査官と相対で直接意思疎通を図る面接(「面接活用審査」)などを通じてベンチャー企業が活用しやすい権利の取得を支援することなども、引き続き実施。	左記実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
33	2017年度に作成した国内外ベンチャー企業の知財戦略事例集などの知財コンテンツの発信や、ベンチャーエコシステムの関係者(ベンチャー企業、ベンチャー・キャピタル、アクセラレータ・インキュベータなど)と知財の関係者(弁理士・弁護士など)とを結びつける場の提供を通じて、エコシステム活性化を促進する。(短期・中期)	経済産業省	2019重点事項 工程表14に記載	

34	創業期のベンチャー企業を対象に、ベンチャー企業支援の経験を有する専門家からなるチームにより、ベンチャー企業のビジネスに対応した適切な知財戦略の構築等を支援する。(短期・中期)	経済産業省	2019重点事項 工程表13に記載	
35	ギャップファンドによる支援やライセンスの対価としての新株予約権の活用等により、大学発ベンチャーへの起業前段階も含めた資金調達の円滑化を促進する。(短期・中期)	文部科学省	研究成果最適支援プログラム(A-STEP)の一部として創設した概念実証のためのギャップファンド等により支援する。 平成29年8月に国立大学法人等宛に発出した、大学が大学発ベンチャーに対して実施した業務の対価(ライセンス対価等)を新株予約権として取得できる旨を明示した通知の趣旨を、各国立大学法人等に対して引き続き周知。 研究開発法人等による株式の取得等に係る基本的な考え方を示したガイドラインを内閣府と協同して策定。	2019重点事項 工程表15に記載
		経済産業省	措置済み	

③コンテンツの持続的なクリエイション・エコシステムの確立

36	グローバルな集客につながる魅力的なコンテンツ制作の担い手(クリエイター)を中心としたエコシステムを創出すべく、クラウドファンディング等による新たな資金調達を活用するコンテンツ企画制作や海外プロモーションの取組に対して支援を実施する。(短期・中期)	経済産業省	2019重点事項 工程表85に記載	
	グローバルな集客につながる魅力的なコンテンツ制作の担い手を中心としたエコシステムを創出すべく、海賊版に対抗する世界同時展開の取組に対して支援を実施する。(短期・中期)	経済産業省	正規版コンテンツ等の海外同時展開を促進するための支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
37	一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)とも連携しつつ、放送コンテンツを制作し、継続的に海外に展開する取組を支援するとともに、放送コンテンツの海外展開に必要とされる人材育成や、展開先市場の調査に取り組むことで、インバウンドの拡大、クールジャパン、地方創生等に寄与する。(短期)	総務省	2019重点事項 工程表80に記載	

38	国際交流基金を通じ、商業展開が難しく日本文化へのアクセスが困難な国・地域を中心に、対日理解促進を目的とし、一度失うと獲得するのが困難な放送枠を維持しつつ、日本の放送コンテンツを提供し続けることで、日本ファンを爆発的に獲得する。加えて、将来的に日本のコンテンツが自立的に海外展開するための先行マーケティングとして、現地市場構造の調査及び現地テレビ局の番組購入意思の調査等を実施する。(短期)	外務省	商業展開が難しく日本文化へのアクセスが困難な国・地域を中心に、日本の放送コンテンツを提供し続けることで、日本ファンを爆発的に獲得する。加えて、将来的に日本のコンテンツが自立的に海外展開するための先行マーケティングとして、現地市場構造の調査及び現地テレビ局の番組購入意思の調査等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
39	コンテンツの利活用を促進するため、ブロックチェーン等技術を活用した著作物の管理・利益配分の仕組みの構築のための検討を行う。(短期、中期)	経済産業省	2019重点事項 工程表86に記載	
		文部科学省		

④模倣品・海賊版対策

40	インターネット上で流通する模倣品・海賊版対策について、有識者及び関係府省における検討の場を設け、各権利者、関係事業者等とも連携しつつ、正規版等の流通の在り方を含む模倣品・海賊版対策について、その実態や官民の取組状況を共有するとともに、サイトブロッキングに係る法制度整備や抜本的な模倣品・海賊版対策に係る論点の検討等を含めた、今後の対策の在り方や方向性を総合的に検討する。(短期・中期)	内閣府	インターネット上で流通する模倣品・海賊版対策について、各権利者、関係事業者等とも連携しつつ、今後の対策の在り方や方向性を総合的に検討。 (インターネット上の海賊版については、「2019重点事項 工程表40」に記載)	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		警察庁		
		総務省		
		財務省		
		文部科学省		
		経済産業省		
		関係府省		
41	リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関して、権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ、関係者の意見を十分に踏まえ検討を行い、速やかな法案提出に向けて、必要な措置を講じる。(短期)	文部科学省	2019重点事項 工程表40に記載	

42	越境電子商取引の進展に伴う模倣品・海賊版の流入増加へ対応するため、個人使用目的を偽装して輸入される模倣品・海賊版を引き続き厳正に取り締まるとともに、特に増加が顕著な模倣品の個人使用目的の輸入については、権利者等の被害状況等及び諸外国における制度整備を含めた運用状況を把握しつつ、具体的な対応の方向性について検討する。(短期)	財務省	2019重点事項 工程表42に記載	
		経済産業省		
43	知財に関する教材の充実の観点から、海賊版対策を含めた著作権教育に資する教材等の在り方を検討した上で、教材等の開発・普及を行う。(短期・中期)	文部科学省	2019重点事項 工程表10に記載	
44	模倣品・海賊版を購入しないことはもとより、特に、侵害コンテンツについては、視聴者は無意識にそれを視聴し侵害者に利益をもたらすことから、侵害コンテンツを含む模倣品・海賊版を容認しないということが国民の規範意識に根差すよう、各省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進する。(短期・中期)	警察庁	2019重点事項 工程表41に記載	
		消費者庁		
		財務省		
		文部科学省		
		農林水産省		
		経済産業省		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
重点事項(3)新たな分野の仕組みをデザインする						
①ビジネスモデルを意識した標準、規制等のルールのデザイン						
45	2017年10月に産業構造審議会産業技術環境分科会基準認証小委員会でとりまとめられた答申「今後の基準認証の在り方」を踏まえ、ビジネスモデルを踏まえた国全体としての基本的対応の方向性を考え、標準の規制や認証での活用を見据えた国際標準化体制を整備し、官民が連携した国際標準化活動を一層促進する。(短期・中期)	経済産業省	規制関連省庁と標準策定関係機関との連携強化等を通じて、官民の標準化体制を見直し、強化。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
	関係府省					
46	工業標準化法における、標準化の対象の拡大、JIS制定の迅速化等の整備を踏まえ、サービス分野を含む標準化戦略策定に向けた各省連携の強化や、認定産業標準作成機関の認定基準整備等、法の適切な運用環境を整備するための必要な措置を講ずる。(短期、中期)	経済産業省	工業標準化法における標準化の対象の拡大、JIS制定の迅速化等の整備を踏まえ、法の適切な運用環境を整備するための政省令の整備等、必要な措置を講ずる。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

47	2017年9月に設置した「国際標準獲得に向けた官民連携会議」を活用し、国際的なルールや標準の策定に我が国として特に注力すべき分野について検討するとともに、システム分野の国際標準化等についての官民連携の在り方について検討を行う。(短期、中期)	内閣官房	自動運転関連技術、シェアリング、スマートシティ、データ取引市場、AI及びIoTなどの各分野に加え、Society5.0のコンセプトを具現化したデータのアーキテクチャなどに関し、国際標準団体への積極的な提案を行うなど国際標準化を進めていく。			
		経済産業省				
		関係府省				
②知財システム基盤の強化						
48	近年、商標出願件数の大幅な増加により審査期間が長期化傾向にあることを踏まえ、審査期間がさらに延びることが無いよう商標審査体制を整備する。また、新しいタイプの商標の審査内容について、蓄積された事例の実態分析を行い、商標審査基準等の改訂を視野に入れて検討を行う。さらに、国別の受入研修や意見交換などの機会を通じて我が国における商標審査基準の普及と浸透を図る。(短期、中期)	経済産業省	前段部分は、2019重点事項 工程表27に記載。また、新しいタイプの商標の審査内容について実態分析を行い、必要に応じて商標審査基準等の改訂を検討。	前段部分は、2019重点事項 工程表27に記載。また、新しいタイプの商標については、左記の検討結果を踏まえ、引き続き商標審査基準等の改訂を検討するとともに、商標審査基準を改訂した場合、英訳して公表し、海外ユーザーへの周知を図る。	前段部分は、2019重点事項 工程表27に記載。また、新しいタイプの商標については、左記の実施状況等を踏まえ、必要な取り組みを実施。	新しいタイプの商標については、左記の実施状況等を踏まえ、必要な取り組みを実施。
49	特許協力条約(PCT)に基づく国際出願について、ユーザーがより高品質な国際調査報告を得ることができるよう、海外知財庁と連携して国際調査報告を作成する枠組みであるPCT協働調査試行プログラムを2018年度中に開始し、着実に実施する。(短期・中期)	経済産業省	特許協力条約(PCT)に基づく国際出願について、ユーザーがより高品質な国際調査報告を得ることができるよう、海外知財庁と連携して国際調査報告を作成する枠組みであるPCT協働調査試行プログラムを着実に実施。	左記の状況を踏まえ、必要事項を検討して、試行を実施。		

50	特許行政事務の高度化・効率化に向けた取組の一環として、「特許庁における人工知能(AI)技術の活用に向けたアクション・プラン」(2017年4月27日公表)に沿って、2017年度に実施した実証事業等の結果を踏まえ、AI技術の活用を加速化するため、必要な体制整備を含め、具体的な検討をさらに進める。(短期・中期)	経済産業省	世界最高の知財立国を目指し、引き続き、特許行政事務の高度化・効率化に取り組む。 「特許庁における人工知能(AI)技術の活用に向けたアクション・プラン(平成30年度改定版)」(2018年11月1日公表)に沿って2018年度に実施した実証事業等の結果を踏まえ、AI技術の活用を加速化するため、必要な体制整備を含め、具体的な検討をさらに進める。	引き続き、左記の取組を実施。	
51	特許情報へのアクセスに関するユーザーの負担を軽減するため、特許情報プラットフォームにおいて、照会できる審査・審判書類情報の拡充、及び、書誌情報・経過情報の提供の迅速化を進める。(短期)	経済産業省	特許情報へのアクセスに関するユーザーの負担を軽減するため、照会できる審査・審判書類情報の拡充、及び書誌情報・経過情報の提供の迅速化に向けて、特許情報プラットフォームの機能改善を実施。		
52	我が国特許庁の審査・審判情報の発信力を高めるべく、日本語から英語へ機械翻訳するシステムの精度を向上させるための環境を整備するとともに、我が国ユーザが外国特許庁の知財情報へアクセスしやすくするべく、外国語から日本語へ機械翻訳するシステムの精度を向上させるための環境を整備する。(短期、中期)	経済産業省	審査・審判書類の高精度な日英機械翻訳等を提供する機械翻訳プラットフォームを整備。 さらに、機械翻訳の学習用データ作成をはじめとした、審査・審判書類の日英翻訳や中国審決の日本語翻訳等の機械翻訳の精度向上に向けた取組を実施。	前年度に引き続き、翻訳精度向上のための環境を整備。	最新の技術動向を踏まえ、翻訳精度向上に向けて必要な取組を実施。

53	標準必須特許のライセンス交渉に関する手引きについて周知するとともに、2018年4月から開始した標準必須性に係る判断のための判定の運用により、ライセンス交渉の円滑化や紛争解決の迅速化を図る。(短期・中期)	経済産業省	標準必須特許を巡る紛争の未然防止、早期解決を図るため「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」の普及・啓発を実施するとともに、更新についても検討する。 標準必須性に係る判断のための判定の運用により、ライセンス交渉の円滑化や紛争解決の迅速化を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
54	2018年度特許法改正により導入される、書類提出命令・検証物提示命令においてインカメラ手続で書類・検証物の提出の必要性を判断できるようにする制度及び中立的な第三者の技術専門家に秘密保持義務を課した上で証拠収集手続に関与できるようにする制度について、適切な運用を見守るとともに制度の周知を行う。(短期)	経済産業省	施行後、適切な運用を見守り、新制度の周知に努める。	
55	国際的な紛争を解決する手段として有用性が高まっている国際仲裁の活性化に向け、2018年4月の関係府省連絡会議の中間とりまとめも踏まえ、官民連携の下、人材育成や必要な基盤整備等の取組を着実に推進する。(短期・中期)	法務省 関係府省	2017年9月に設置された「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」での検討状況を踏まえつつ、国際仲裁の活性化に向けた調査研究の実施、広報・啓発活動、人材育成など必要な基盤整備に向けた取組を実施。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。

56	我が国における民事訴訟手続等のIT化については諸外国のそれに比べて不十分であるという指摘を踏まえ、迅速かつ効率的な裁判の実現を図り、利用者の利便に資することになるよう、オンラインでの書面提出やウェブ会議による手続を可能にするなど、民事訴訟手続等のIT化の検討を進める。(短期、中期)	法務省	迅速かつ効率的な裁判の実現を図り、利用者の利便に資することになるよう、オンラインでの書面提出やウェブ会議による手続を可能にするなどの民事訴訟手続等のIT化の検討を進める。	左記の検討状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。	
③データ・AI等新たな情報財の知財戦略強化					
57	不正競争防止法におけるデータの不正取得等に対する差止めの創設等の整備を踏まえ、法の適切な運用環境を整備するため、ガイドラインの策定、不正競争防止法に関する普及・啓発などの必要な措置を講ずる。(短期・中期)	経済産業省	不正競争防止法におけるデータの不正取得に対する差止めの創設等の整備を踏まえ、法の適切な運用環境を整備するため、ガイドラインの内容や不正競争防止法に関する普及・啓発を実施。	左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施。	

58	「データの利用権限に関する契約ガイドラインver1.0」を全面改訂し、データに関する契約の深掘りのほか、新たにAIの開発・利用を巡る契約の考え方について整理を行う。また、改訂されたガイドラインについて、契約当事者間での活用ひいてはデータ・AIの利活用を促進するため、その周知を行い普及を加速するとともに、利用上の課題の継続的把握や国際展開に向けた検討も行う。(短期・中期)	経済産業省	「データの利用権限に関する契約ガイドラインver1.0」を全面改訂し、データに関する契約の深掘りのほか、新たにAIの開発・利用を巡る契約の考え方について整理を行う。また、改訂されたガイドラインについて、契約当事者間での活用ひいてはデータ・AIの利活用を促進するため、その周知を行い普及を加速するとともに、利用上の課題の継続的把握や国際展開に向けた検討も行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
59	情報信託機能の認定スキームに関する指針の運用の推進や官民が連携した実証実験の実施等による情報銀行の実装の検討、我が国におけるデータポータビリティの在り方等に関する検討を継続する。(短期・中期)	内閣官房	情報信託機能の認定スキームに関する指針の運用の推進や官民が連携した実証実験の実施等による情報銀行の実装の検討、我が国におけるデータポータビリティの在り方等に関する検討を継続。	必要な支援策、制度整備や見直し等について、実証実験の結果や諸外国の検討状況等を踏まえて検討。
		総務省		
		経済産業省		

60	保健医療データを連結し、迅速・円滑に利用可能な仕組みの構築に向け、データ利活用推進のための必要な措置を講ずる。(短期、中期)	内閣官房	保健医療データを連結し、迅速・円滑に利用可能な仕組みの構築に向け、データ利活用推進のための必要な措置を講ずる。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		厚生労働省		
61	オープンサイエンス推進のため、国際的な議論の動向や事例を注視するとともに、国益や研究分野の特性等を意識したオープン・アンド・クローズ戦略に留意し、データポリシーやデータマネジメントプランの策定について検討を行う。(短期、中期)	内閣府	研究分野の特性等を踏まえたオープン・アンド・クローズ戦略を考慮したデータポリシーやデータマネジメントプランの策定等について検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		関係府省		
62	技術やサービスの動向、海外の知財制度の動向の定点観測の実施と、それを踏まえたさらなる法整備等の必要性の検討。特に、学習用データ、AIプログラム、学習済モデル、AI生成物について、技術やサービス等の変化に伴う知財制度の在り方を継続的に検討する。(短期、中期)	関係府省	技術やサービスの動向、海外の知財制度の動向の定点観測の実施と、それを踏まえたさらなる法整備等の必要性の検討。特に、学習用データ、AIプログラム、学習済モデル、AI生成物について、技術やサービス等の変化に伴う知財制度の在り方を継続的に検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

63	著作権法における柔軟性のある権利制限規定の整備を踏まえ、法の適切な運用環境を整備するため、ガイドラインの策定、著作権に関する普及・啓発、及びライセンシング環境の整備促進などの必要な措置を講ずる。(短期)	文部科学省	2019重点事項 工程表58に記載	
④デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した著作権システムの構築				
64	権利者団体と協力して実施している実証事業の結果等を踏まえ、著作権者不明等の場合の裁定制度の利用円滑化に向けた方策について検討し、必要な措置を講ずる。(短期・中期)	文部科学省	権利者団体と協力して実施している実証事業の結果等を踏まえ、著作権者不明等の場合の裁定制度の利用円滑化に向けた方策について検討し、必要な措置を講ずる。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
65	著作物等の利用円滑化の観点から、拡大集中許諾制度に係るこれまでの調査研究等の結果を踏まえ、具体的課題について検討を進める。(短期・中期)	文部科学省	具体的な利用円滑化に関するニーズに応じて、権利制限の見直しなどの選択肢とともに必要に応じて検討を行う。	

66	権利処理手続を円滑化し、コンテンツの活用を促進するため、コンテンツ等の権利情報を集約化したデータベースの利用促進を官民が連携して分野ごとに進める。あわせて、音楽分野においてはコンテンツの権利情報を集約化したデータベースの整備と、当該データベースを活用した権利処理プラットフォーム構築のための実証事業を実施する。(短期、中期)	文部科学省	2019重点事項 工程表86に記載	
		経済産業省	コンテンツ等の権利情報を集約化したデータベースの利用を促進するため、必要な取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
67	クリエイターへ適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について、文化審議会において検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期・中期)	文部科学省	2019重点事項 工程表88に記載	
		経済産業省		
68	ICT活用教育等における著作物の円滑な利活用に向けて、教員・教育機関間の教育目的での教材等の共有その他の学校等における著作物利用の円滑化方策について検討を行う。(短期・中期)	文部科学省	2018年著作権法改正を受けて設立された、「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」におけるライセンスの在り方等についての検討状況を踏まえ、必要に応じて検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

69	教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発活動の促進、及びライセンシング環境の整備・充実等に関する課題について検討し、必要な措置を講ずる。(短期・中期)	文部科学省	2018年著作権法改正を受けて設立された、「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」における検討状況を踏まえ、必要に応じて検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
⑤クールジャパン戦略の持続的強化				
70	ストーリーやコンテキストについては、地域文化や歴史上の背景等から語る、あるいは日本固有の表現から語るなど、効果的な方法を具体的に見だし、クールジャパン官民連携プラットフォームの活動なども活かし、クールジャパンの付加価値向上に活かしていく。例えば、知財事務局で委託、作成した「日本語り抄」等が参考となる。(短期・中期)	内閣府	とりまとめ内容を、クールジャパン官民連携プラットフォームを通じた活動や、関係府省の施策に反映させていくこと等により、クールジャパン戦略を一層効果的に推進。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
		関係府省		
71	国別、属性別のクールジャパン分野への嗜好や市場性などの違いについて、分析する。例えば、知財事務局で行った委託調査「クールジャパン海外展開のための国別調査」や「クールジャパンの再生産のための外国人意識調査」等も参考にしつつ、分析を更に深め、官民における活用を促していく。(短期・中期)	内閣府	とりまとめ内容を、クールジャパン官民連携プラットフォームを通じた活動や、関係府省の施策に反映させていくこと等により、クールジャパン戦略を一層効果的に推進。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
		関係府省		

⑥ロケ撮影の環境改善

72	我が国における映画のロケ等の環境整備を図ることを目的とし、官民及び有識者を集めた連絡会議を設置し、ロケ撮影に関係の深い許認可に係る最新情報の共有、許認可取得にあたっての優良事例の整理とノウハウの共有化等を実施する。また、連絡会議と並行して、具体的に国内外の作品を対象とし、ロケーション支援の実証を行うとともに、これを通じて、支援フローの構築を図る。(短期・中期)	内閣府	我が国における映画のロケ等の環境整備を図ることを目的とし、官民及び有識者を集めた連絡会議を設置し、ロケ撮影に関係の深い許認可に係る最新情報の共有、許認可取得にあたっての優良事例の整理とノウハウの共有化等を実施する。また、連絡会議と並行して、具体的に国内外の作品を対象とし、ロケーション支援の実証を行うとともに、これを通じて、支援フローの構築を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		警察庁		
		国土交通省		
		総務省		
		経済産業省		
		外務省		
		文部科学省		
73	諸外国の海外作品誘致に関する制度・経済波及効果等の調査を実施するとともに、海外製作者に魅力のある都市部における撮影環境の現状及び海外製作者のロケ受け入れに係る諸課題の整理を行う。(短期・中期)	内閣府	海外の大型作品誘致に関して、2017年度に実施した諸外国調査の結果を踏まえ、日本の要素を多く取り扱うことにより、クールジャパンの発信・インバウンドの促進など外国人への訴求力を有するような海外作品の誘致を強化する方策を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		関係府省		

⑦デジタルアーカイブ社会の実現

74	ジャパンサーチ(仮称)の普及・利用促進を効果的なものとするため年度内を目途に試験版を公開すると共に、公開に合わせた機運醸成を図るため、国立国会図書館や関係省庁が協力し、広報・説明イベントであるフォーラムを実施する。(短期・中期)	内閣府	2019重点事項 工程表68～69に記載	
		国立国会図書館		
		関係府省		
75	関係省庁と連携しながら、デジタルアーカイブの利活用モデルの検討や各分野・地域におけるつなぎ役の役割の明確化、つなぎ役への国の支援の在り方について検討を行う。(短期、中期)	内閣府	2019重点事項 工程表69に記載	
		国立国会図書館		
		関係府省		
76	ジャパンサーチ(仮称)における共通メタデータフォーマットを踏まえた、各分野におけるメタデータの在り方について検討を行うとともに、メタデータやデジタルコンテンツの二次利用条件の表示を促進する施策を検討し、オープン化を進める(望ましい権利表記の共有等)。(短期、中期)	内閣府	共通メタデータフォーマットを踏まえて、分野におけるメタデータの在り方について検討を行い、合わせてメタデータやデジタルコンテンツの二次利用条件の表示を促進する施策を検討し、オープン化を進める(望ましい権利表記の共有等)。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		国立国会図書館		
		関係府省		

77	マンガ、アニメ及びゲーム等のメディア芸術の情報拠点等の整備を進め、デジタルアーカイブジャパンとも連携したコンテンツ発信の場とする。(短期・中期)	文部科学省	マンガ、アニメ及びゲーム等のメディア芸術の情報拠点等の整備を進め、デジタルアーカイブジャパンとも連携を行いマンガ・アニメ・ゲーム等のコンテンツ発信を行うための検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		関係府省	マンガ、アニメ及びゲーム等のメディア芸術の情報拠点等が実施する施策につき協力。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

(附表) 工程表「知的財産推進計画2017」からの継続項目

項目 番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
I. 第4次産業革命(Society5.0)の基盤となる知財システムの構築							
1. データ・人工知能(AI)の利活用促進による産業競争力強化に向けた知財制度の構築							
1	健全なデータ流通基盤の構築	情報セキュリティ確保のための取組や、標準化、人材育成などの環境整備を進める。(短期・中期)	総務省	各種ガイドラインの普及などの情報セキュリティ確保のための取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
			経済産業省	各種ガイドラインの普及や情報セキュリティに係る認証制度の利用促進などの情報セキュリティ確保のための取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
			総務省	IoT時代を支えるネットワークを運用・管理する人材の育成を目的に、スキルセットの明確化、スキルの認定制度の在り方等を検討するために実証実験を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
			総務省	措置済み			
2	データ構造の特許審査に係る事例の周知	IoTやAIなどの技術の進展に伴って創出されるデータ構造について、特許取得の予見性を高めるために2016年度に公表したデータ構造に関する特許審査事例を、国内外のユーザーに広く周知する。(短期)	経済産業省	データ構造に関する特許審査事例及び関連する審査基準を、国内外のユーザーに広く周知。			

3	利活用促進のための制限のある権利に関する検討	価値あるデータの収集・蓄積・保管等に関する投資インセンティブを確保しつつ、オープンな利活用を促すため、制限のある権利については、データ利活用ビジネスの動向やデータ取引市場の状況、諸外国の検討状況等を注視しつつ、必要かどうかも含めて引き続き検討する。(短期・中期)	内閣府	制限のある権利については、データ利活用ビジネスの動向やデータ取引市場の状況、諸外国の検討状況等を注視しつつ、引き続き検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
4	データ利活用に関連する競争確保などの観点からの論点整理	データ利活用の実態を踏まえながら、公正かつ自由な競争環境の確保・イノベーション促進の観点から、データ利活用に関連する論点の整理の結果を周知するとともに、引き続きデータ利活用の実態を踏まえた所要の検討を行う。(短期・中期)	公正取引委員会	2019重点事項 工程表57に記載	
			経済産業省	データ利活用に関する公正かつ自由な競争環境を確保する観点から、現在のデータ利活用の実態を踏まえた所要の検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
5	学習用データの作成の促進に関する環境整備	国及び地方公共団体等が保有するデータのオープンデータ化及びその利活用を推進する。(短期・中期)	内閣官房	官民ラウンドテーブル等を通じ、民間ニーズに即した国等が保有するデータの公開を引き続き推進。また、地方公共団体が公開することが推奨されるデータセットの追加等、地方公共団体の取組支援を引き続き推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

6	学習済みモデルの適切な保護と利活用促進	学習済みモデルの保護については、AIの技術の変化等を注視するとともに、まずは、契約による適切な保護の在り方について、具体的に検討を進める。(短期・中期)	経済産業省	改訂したAI・データの利用に関する契約ガイドライン(データの利用に関する契約類型の整理と深掘り、AIをめぐる当事者間の利害調整等)の周知、利用上の課題の継続的把握。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
			内閣府	学習済みモデルの契約上の取扱いに関して具体的な事例を収集し、課題の把握・検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		学習済みモデルを特許化する際の具体的な要件や特許発明の保護される範囲について、検討を進める。(短期)	経済産業省	産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会審査基準専門委員会ワーキンググループにおける検討を経た学習済みモデルの特許審査事例及び関連する審査基準について、国内外のユーザーに広く周知。	
7	AI生成物の知財制度上の在り方の検討	AI生成物に関する具体的な事例の継続的な把握を行うとともに、AI生成物に関する人間の創作的寄与の程度の方や、AI生成物が問題となる可能性について、AIの技術の変化等を注視しつつ、具体的な事例に即して引き続き検討する。(短期・中期)	内閣府	AI生成物に関する人間の創作的寄与の程度の方や、AI生成物が問題となる可能性について、AIの技術の変化等を注視しつつ、具体的な事例を収集し、必要な検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
			関係府省	上記検討及び関連する議論の動向を踏まえ、必要に応じ関係府省において所要の検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

項目 番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中 期	
				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
2. 知財システム基盤の整備							
8	ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額の実現	「特許権侵害における損害賠償額の適正な評価WG」報告書を広く周知、普及すること等によってより適正な損害賠償請求が認容されやすい環境を整える。	経済産業省	措置済み			
9	権利付与から紛争処理プロセスを通じての権利の安定性の向上	権利の安定性の向上について、安定した質の高い特許を増やしていく観点から、特許の出願人等に一層の対応を促すとともに、特許庁における審査品質向上のための取組の一層の充実を図る。また、権利の早期安定化のために導入した特許異議申立制度の効果について確認するとともに、裁判所による特許の有効性に関する判断の動向やユーザーニーズの状況について注視する。（短期・中期）	経済産業省	出願人等とのコミュニケーションの機会を利用して、安定した質の高い特許取得への対応を引き続き促す。 特許要件等の判断を統一するための審査官協議等、審査品質向上のためのこれまでの取組を引き続き推進。 特許異議申立制度の効果について確認するとともに、裁判所による特許の有効性に関する判断の動向やユーザーニーズの状況について注視。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。		

10	裁判外紛争解決 手続(ADR)の拡 充・活性化	知財紛争を含む紛争当事者がその解決を図るのにふさわしい紛争解決手続を容易かつ安心して選択・利用できるよう、適正審査によるADR認証を引き続き実施するとともに、ADRの一層の拡充及び活性化を図るため、認証ADR(愛称:かいけつサポート)の情報等に関する周知・広報、認証ADR実施者と関係機関との連携の円滑化等の取組を進める。(短期・中期)	法務省	知財紛争を含む紛争当事者がその解決を図るのにふさわしい紛争解決手続を容易かつ安心して選択・利用できるよう、適正審査によるADR認証を引き続き実施するとともに、ADRの一層の拡充及び活性化を図るため、認証ADR(愛称:かいけつサポート)の情報等に関する周知・広報、認証ADR実施者と関係機関との連携の円滑化等の取組を進める。	引き続き、左記の取組を実施。
----	-------------------------------	---	-----	--	----------------

11	中小企業等支援	中小企業が知財紛争に要する費用の問題に対応するため、中小企業が利用可能な知財分野を含む訴訟費用保険に関する民間の取組を注視するとともに、海外知財訴訟費用保険制度を拡充し、その自立化について引き続き取り組む。(短期)	経済産業省	中小企業が知財紛争に要する費用の問題に対応するため、中小企業が利用可能な知財分野を含む訴訟費用保険に関する民間の取組を注視するとともに、セミナーの開催等を通じて制度周知を行い、その自立化について引き続き取り組む。	左記の取組状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		地方における知財専門家へのアクセスを支援するため、関係団体と連携し、情報提供業務の一環として窓口を紹介する体制や弁理士を検索できるデータベースを整備するなど、地方においても知財紛争処理に精通した専門家に依頼できるような体制の充実を図る。(短期・中期)	法務省	日本司法支援センターにおいて、国民からの問い合わせに対し、弁護士会、日本弁理士会等の関係機関を紹介する等の協力を実施。	引き続き、左記の取組を実施。
			経済産業省	中小企業等がより適性の高い弁理士を容易に探し出せるようにするため、日本弁理士会の運営する「弁理士ナビ」の検索機能を強化するための検討を引き続き行う。	左記の取組状況を踏まえ、必要な取組を実施。
12	知財関係紛争の解決をテーマとする国際会議の開催	中国、韓国及びASEAN諸国を含むアジア地域の司法関係者と知財関係紛争をテーマとする国際会議を開催し、アジア地域全体の紛争処理能力の向上を図ることに加え、欧米諸国の司法関係者とも知財関係紛争をテーマとする国際会議を開催し、知財紛争処理の国際的連携を図り、さらに、我が国の法曹関係者や海外進出を行う民間企業等に知財関係紛争の解決に関する情報を提供する。(短期、中期)	法務省	知財関係紛争の円滑な解決をテーマとする国際会議を開催。	左記の会議を踏まえ、引き続き知財関係紛争の解決をテーマとする国際会議を実施。
			経済産業省		左記の会議を踏まえ、引き続き知財関係紛争の解決をテーマとする国際会議を実施。

13	知財関係法令の海外発信及び他国における紛争処理の状況の調査	我が国の知財関係等の法令の透明性を高め、我が国の企業が知的財産を武器に国際的な事業活動を円滑に行えるビジネス環境を整備するため、ニーズも踏まえつつ、我が国の知財関係等の法令の高品質な英訳の迅速な作成・公開を推進し、海外発信する。(短期・中期)	法務省	2019重点事項 工程表32に記載	
14	特許審査体制の整備・強化	新技術に対応した権利取得を支援する観点から、IoT関連技術に精通した審査官の知見を活用し、協働して審査を行うための審査グループを新設するなど、審査体制の整備・強化を行う。(短期・中期)	経済産業省	IoT関連技術に精通した審査官の知見を活用し、協働して審査を行うための審査体制の整備・強化を実施。	引き続き、左記の取組を実施。
15	先行技術の検索環境整備	2016年11月に新設し、2017年4月に業種・用途別に細展開したIoT関連技術を抽出する特許分類について、開発動向の把握、特許取得の予見性の向上等のために、引き続き日本文献に付与を行っていく。また、他国のIoTに関する文献も抽出可能となるように、当該特許分類の国際標準化に向けて引き続き議論を続ける。(短期・中期)	経済産業省	IoT 関連技術を抽出する特許分類について、引き続き日本文献に付与を実施。また、他国のIoTに関する文献も抽出可能となるように、当該特許分類の国際標準化に関する議論が完了し、2020年1月の発効が決定されたことを踏まえて、庁内の付与体制の整備及び付与の実施。	
		標準必須特許に関して、より適切な権利付与を実現するため、各標準化機関と連携し、順次、機関から標準提案文書等の提供を受け、その検索環境の整備を進める。(短期・中期)	経済産業省	より多くの機関から標準提案文書等の提供を受けられるよう、標準化機関との交渉を実施。提供を受けた標準提案文書等の検索環境を整備。	左記の実施状況を踏まえ、標準提案文書等の検索環境の整備を継続。

16	IoT関連発明の特許取得・活用のための情報提供の充実	特許取得の予見性を一層向上させる観点から、様々な技術分野に適用されるIoTなどの新たな技術について、これまで公表したIoT関連の特許審査事例を国内外のユーザーに広く周知する。(短期・中期)	経済産業省	特許取得の予見性を一層向上させる観点から、様々な技術分野に適用されるIoTなどの新たな技術について、これまで公表したIoT関連の特許審査事例を国内外のユーザーに広く周知。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
		IoT関連発明に密接に関連するソフトウェア関連発明に係る審査基準等の明確化のための点検を行い、その結果を国内外に発信する。(短期・中期)	経済産業省	IoT関連発明に密接に関連するソフトウェア関連発明について明確化した審査基準を国内外のユーザーに広く周知。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	

17	世界最速・最高品質の審査及びその結果の発信	我が国の産業の競争力を維持・向上し、国際社会で確たる地位を占め続けるため、世界最速・最高品質の審査を実現し、その審査結果を国内外へ早期発信する必要があることから、審査請求から特許の「権利化までの審査期間」(標準審査期間)と「一次審査通知までの期間」を、2023年度までに、それぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内にするとともに、特許審査の質の維持・向上を図り、「強く・広く・役に立つ特許権」を付与するため、審査官の確保などの特許審査体制の更なる整備・強化を行う。(短期・中期)	経済産業省	審査請求から特許の「権利化までの審査期間」(標準審査期間)と「一次審査通知までの期間」を、2023年度までに、それぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内にする目標に向けて審査の迅速化を進めるとともに、特許審査の質の維持・向上を図り、「強く・広く・役に立つ特許権」を付与することにより、質の高い審査結果を国内外へ早期に発信し、世界をリードするため、審査官の確保などの特許審査体制の更なる整備・強化を実施。	引き続き、左記の取組を実施。	
		引き続き、日本の特許審査官が拒絶理由通知等を作成する際に提示した引用文献に関する詳細な情報を分かりやすい形で国内外に提供することにより、国内外の出願人や外国庁審査官へ日本の特許審査の審査結果をよりの確に発信する。(短期・中期)	経済産業省	引き続き、日本の特許審査官が拒絶理由通知等を作成する際に提示した引用文献に関する詳細な情報を分かりやすい形で国内外に提供することにより、国内外の出願人や外国庁審査官へ日本の特許審査の審査結果をよりの確に発信。	左記の状況を踏まえ、改善を検討しつつ継続的に実施。	
18	第4次産業革命時代の知財システムについての情報の発信・共有	第4次産業革命による産業構造の変化が世界規模の現象であることに鑑み、第4次産業革命に対応した知財システムの我が国における検討状況や整備状況について諸外国にも発信しつつ、国際的な協調や調和を促す。また、当該取組を通じて、海外知財庁間においても情報が共有されるよう促す。(短期・中期)	経済産業省	第4次産業革命による産業構造の変化が世界規模の現象であることに鑑み、五庁会合等において、第4次産業革命に対応した知財システムの我が国における検討状況や整備状況について諸外国にも発信しつつ、国際的な協調や調和を促す。また、当該取組を通じて、海外知財庁間においても情報が共有されるよう促す。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。	

19	新興国等への我が国知財システムの普及と浸透	今後一層拡大が見込まれる新興国市場に対する我が国企業のグローバル展開を支援するため、我が国の審査官を始めとする知財人材の新興国等への派遣、新興国等からの知財人材の受入れ、他国への審査協力等を通じて、審査基準・審査実務・知財人材育成方法などの我が国の知財システムの普及と浸透を図る。(短期・中期)	経済産業省	今後一層拡大が見込まれる新興国市場に対する我が国企業のグローバル展開を支援するため、新興国の発展段階やニーズに合わせて、知財人材育成プログラムの提供、短期・中長期の審査官・審判官派遣及び受入、審査結果・審査基準の発信強化等、特許・意匠・商標を含めた審査・審判に関するオーダーメードな連携・協力を強化し、我が国の知財システムの普及と浸透を図る。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
		成長著しいASEAN地域などの新興国等における知的財産の権利行使に関する法制度の整備と運用を支援するとともに、効果的な司法手続を確立するため、新興国等の司法関係者等に対して研修を行うなど、知財司法人材の育成を支援する。(短期・中期)	法務省	JICA「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」を通じて、インドネシア最高裁判所及び同国法務人權省の職員等を対象とした本邦研修、現地セミナー等を実施。同プロジェクトの進展状況を踏まえ、関係機関と連携しつつ必要な支援を実施。 JICA「ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクト」において、大学教授、元裁判官等で構成する支援委員会を軸に、日弁連知財センターなどとも連携し、知的財産裁判制度構築及び充実に向けた人材育成支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			経済産業省	新興国等の司法関係者等に対し、知的財産の権利行使に関する法制度の整備と運用を支援し強化する目的で研修を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。

			外務省	ODAによる取組として、知財関連法や下位法令の整備、裁判所や特許庁における運用改善に対する支援を行うほか、人材育成の一環としてアジアおよびアフリカの国々に対する知的財産権に関連した研修等を実施。	引き続き、左記の取組を実施。
20	海外展開を図る我が国企業の権利取得支援	海外展開を図る我が国企業が各国で早期に特許権を取得可能とするため、ユーザーニーズを踏まえつつ、特許審査ハイウェイの各国の実施状況を調査・分析する。また、特許審査ハイウェイの実効性の向上に向けた取組を進めるとともに、対象国の拡大を図る。合わせて、各国の実情を踏まえながら、特許付与円滑化に関する協力の促進を図る。(短期・中期)	経済産業省	海外展開を図る我が国企業が各国で早期に特許権を取得可能とするため、昨年度実施した特許審査ハイウェイの各国の実施状況をに関する調査・分析結果を踏まえ、特許審査ハイウェイの実効性の向上に向けた取組を進める。また、特許審査ハイウェイを利用可能な対象国の拡大を継続。合わせて、各国の実情を踏まえながら、特許付与円滑化に関する協力の促進を図る。	左記の結果及び状況を踏まえ、改善を検討しつつ継続的に実施。
21	海外知財庁との連携の推進	日米両国に特許出願した発明について、審査・権利取得の時期に関する予見性を向上させるとともに、より強く安定した権利を日米両国において早期かつ同時期に取得可能とすることで、我が国企業等の国際事業展開を支援するため、2017年度より新しい運用での試行(3年間)が開始された日米協働調査試行プログラムについて、米国特許商標庁と協力して着実に運用する。(短期・中期)	経済産業省	日米両国に特許出願した発明について、審査・権利取得の時期に関する予見性を向上させるとともに、より強く安定した権利を日米両国において早期かつ同時期に取得可能とすることで、我が国企業等の国際事業展開を支援するため、2017年度より新しい運用での試行(3年間)が開始された日米協働調査試行プログラムについて、米国特許商標庁と協力して着実に運用。	左記の状況を踏まえ、必要事項を検討して、試行を実施しつつその在り方について検討。

22	通商関連協定等 を活用した知財 保護と執行強化	今後の自由貿易協定(FTA)／経済連携協定(EPA)などの二国間・多国間協定交渉において、知的財産の保護強化、模倣品・海賊版対策を積極的に取り上げ、ACTA（偽造品の取引の防止に関する協定）やTPP協定などの高いレベルの国際協定の規定を規律強化の基礎として有効に活用しつつ、国際的に調和した知財制度の整備と実効的な法執行の確保に努める。（短期・中期）	外務省	今後のFTA/EPAや投資協定などの二国間・多国間協定の交渉を通じて、我が国産業界の要望を踏まえつつ、交渉相手国の知的財産制度の整備や実効的な法執行の確保等を促し、ACTAやTPPなどの規定を基礎とした高い水準の知財保護が達成されるよう、積極的に働き掛ける。 我が国が既に要請した内容について相手国の対応状況をフォローするとともに、新たに発生した課題について産業界の要望も踏まえつつ、引き続きこれらの枠組みを活用して解決を図る。	引き続き、左記の取組を実施。
			財務省		
			経済産業省		
			文部科学省		
			農林水産省		
			総務省		
			法務省		

項目 番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中 期	
				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
3. グローバル市場をリードする知財・標準化戦略の一体的推進							
23	社会システム・先端分野の国際標準化	デジュール標準だけでなく、コンソーシアム等の国際標準化動向を把握しつつ、国際標準化を推進するため、引き続き官民の標準化体制を強化する。具体的には、新市場創造型標準化制度の活用や、先端的な優れた技術を有している産業技術総合研究所などの国立研究開発法人を活用し、業種横断プロジェクトとして組成すべき案件の検討を行う。(短期・中期)	経済産業省	標準化の重要性について、引き続き企業経営者等への普及・啓発を実施するとともに、業種横断的な分野における先進事業者の国際標準化を迅速に推進するため、産業技術総合研究所を始めとする国立研究開発法人の機能を強化。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

24	中堅・中小企業等の標準化の推進	中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を推進するため、国内外の標準化事例やその意義、支援機関などについての周知を引き続き進める。(短期・中期)	経済産業省	「標準化活用支援パートナーシップ制度」におけるパートナー機関等と連携し、中堅・中小企業等向けの標準化に関する戦略的活用についてのセミナーを行い、標準化の意義や標準化の戦略的な活用事例を紹介するなど啓発活動を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		中堅・中小企業等における標準化の戦略的活用に向けて、知財総合支援窓口・よろず支援拠点や中小企業支援関係者等と、標準化活用支援パートナー機関との連携を促すとともに、中堅・中小企業等が、利益を確保しつつ自社の優れた技術・製品を社会に実装する取組を後押しするため、関係団体と一般財団法人日本規格協会(JSA)とが連携し、事業戦略に応じた、標準化戦略及び知財戦略の策定・提案をワンストップで実施できる体制による支援を引き続き実施する。(短期・中期)	経済産業省	関係団体と一般財団法人日本規格協会(JSA)とが連携し、中堅・中小企業等に対して、事業戦略に応じた、標準化戦略および知財戦略の策定・提案をワンストップで実施できる体制での支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		「新市場創造型標準化制度」や、自治体、産業振興機関、地域金融機関及び認証機関などの幅広い関係者と連携して中堅・中小企業等の技術・製品の標準化を推進する「標準化活用支援パートナーシップ制度」、地方創生交付金の活用等を通じて、地域の中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を支援する。(短期・中期)	経済産業省	「新市場創造型標準化制度」、「標準化活用支援パートナーシップ制度」等を通じて、地域における案件発掘・標準策定・活用支援を強化。	左記の実施状況を踏まえ、更なるパートナー機関の活用・拡充など必要な取組を実施。

25	標準化人材の育成強化	国際標準化のための国際会議において国際幹事や議長を担える人材や、国際標準化実務の遂行能力に加え、交渉力とマネジメント力を備えた人材を育成するための若手人材の研修を引き続き実施する。(短期・中期)	経済産業省	国際標準化機関(ISO/IEC)で国際幹事や議長等を担う専門人材を育成するため、若手を中心とする人材を対象とした「ISO/IEC国際標準化人材育成講座」(通称ヤンプロ)を引き続き実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		2017年1月に策定された「標準化人材を育成する3つのアクションプラン」等に基づいて、標準化専門家、経営層及び標準化を支える弁理士などの専門人材からなる標準化人材を産学官で育成する。具体的には、政府による経営層に対する普及活動の強化、各企業における最高標準化責任者(CSO)の設置を引き続き促すとともに、標準化教育のモデルカリキュラム及びファカルティ・ディベロップメント教材を活用し、全国の大学等における標準化講義のさらなる拡充を支援する。(短期・中期)	経済産業省	2017年1月に策定した「標準化人材を育成する3つのアクションプラン」等に基づいて、政府による経営層に対する普及活動の強化、各企業における最高標準化責任者(CSO)の設置を引き続き促すとともに、標準化教育のモデルカリキュラム及びファカルティ・ディベロップメント教材を活用し、全国の大学等における標準化講義のさらなる拡充を支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		一般財団法人日本規格協会(JSA)と連携して、2017年6月に創設された標準に関する資格制度「標準化人材登録制度」の普及を推進する。(短期・中期)	経済産業省	一般財団法人日本規格協会(JSA)と連携して、「標準化人材登録制度」の普及を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		弁理士の業務に標準関連業務を追加する弁理士法の整備を受け、研修等の必要な環境整備を行う。(短期・中期)	経済産業省	弁理士法改正を踏まえ、日本弁理士会において、標準関連業務についての研修カリキュラムの検討等を引き続き行うとともに、検討した研修カリキュラムに基づいた研修の実施を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

26	第4次産業革命時代を見据えたIoTサービス等に関する国際標準化戦略の推進	膨大な数のIoT機器を迅速かつ効率的に接続する技術等の共通基盤の確立や実証等を推進するとともに、センサー等で集めた工場内のデータ等を共有・活用するスマート工場に関する先進システムの実証を2020年までに全国50か所で実施するなど、第4次産業革命時代を見据えたIoTサービス、スマート工場、自動走行システム、ロボットなどの分野において、産学官等が連携して国際標準化に対する取組を推進する。(短期・中期)	総務省	措置済み	
			経済産業省	大規模データの収集・蓄積・処理技術の高度化等、IoTの進展等に必要な技術の確立とその活用を推進するとともに、スマート工場に関する先進システムの実証を進める。また、自動走行システム、ロボットについては、ISOでの国際標準規格成立に向けた活動を実施するなど、第4次産業革命時代を見据えたIoTサービス、スマート工場、自動走行システム、ロボット等の分野において、産学官等が連携して国際標準化に対する取組を推進。	引き続き、左記の取組を実施。
		情報通信分野における最新の動向を踏まえた戦略的な国際標準化を行うための体制整備、定期的な標準化会合への継続的な対応や海外のIoT関係団体との連携、若手国際標準化人材の育成等を実施するとともに、ICT分野の研究開発と国際標準化を一体的に推進する。(短期・中期)	総務省	情報通信分野における最新の動向を踏まえた戦略的な国際標準化を行うための体制整備、定期的な標準化会合への継続的な対応や海外のIoT関係団体との連携、若手国際標準化人材の育成等を実施するとともに、ICT分野の研究開発と国際標準化を一体的に推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		ワイヤレス工場の普及・展開に向けて、工場等の狭空間における無線通信を最適化する技術等の研究開発や国際標準化を推進するとともに、ドイツをはじめとする海外の研究機関等との国際連携、情報発信と仲間作り、人材育成等の取組を一体的に推進する。(短期・中期)	総務省	ワイヤレス工場の普及・展開に向けて、工場等の狭空間における無線通信を最適化する技術や工場内の無線通信を高信頼化する技術等の研究開発及び国際標準化を推進するとともに、ドイツ政府との製造IoT/AI分野における国際共同研究をはじめとする海外の研究機関等との国際連携、情報発信と仲間作り、人材育成等の取組を一体的に推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

27	伝統医療の国際標準化における取組	我が国の伝統医療の国際的な活用を見据え、伝統医療の国際標準化について、国際会議等において各国の取組を把握しつつ、標準作成等の研究を行うなど必要な対応策を講ずる。(短期・中期)	厚生労働省	伝統医療の国際標準化の各国の取組を国際会議において把握しつつ、標準作成等の研究を行うなど必要な対応策を講ずるとともに、必要な取組について検討。	引き続き、左記の取組を実施。
28	総合知財戦略構築支援可能な人材育成	ビジネスモデル検討段階から訴訟対応などの権利行使段階までを視野に入れた上で、知的財産に関する法律的な知識や海外情報等も踏まえた事業戦略と連携した知財マネジメント戦略に関する知見を包括的に提供することにより、中小・ベンチャー企業において、特許・意匠・商標・ノウハウ等を考慮した、総合的な知財マネジメント構築を支援できる人材の育成を引き続き強化・実施する。(短期)	経済産業省	事例を用いた実践的な研修プログラムを活用し、中小・ベンチャー企業において、総合的な知財マネジメント戦略の構築を支援できる人材を育成。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
29	高度外国人材の呼び込み推進	2017年4月に見直された高度人材ポイント制を活用し、我が国の経済成長への貢献が期待される高度な技術・知識を持った外国人材の我が国への呼び込みを引き続き推進する。(短期・中期)	法務省	高度人材ポイント制を活用し、我が国の経済成長への貢献が期待される高度な技術・知識を持った外国人材の我が国への呼び込みを引き続き推進。	引き続き、左記の取組を実施。

30	秘密情報の保護 ハンドブック等の 充実・普及	情報のデジタル化が進み、 ネットを介してつながる環境 の進展を踏まえ、「営業秘密 管理指針」や「秘密情報保護 ハンドブック」の改訂に関し 具体的な検討を引き続き進 める。(短期・中期)	経済産業省	「営業秘密管理指針」について、2018年度に 改訂済み。「秘密情報管理指針」や「秘密情報 の保護ハンドブック」を用いて、秘密情報の保護 に関する対策等について普及・啓発を実施。	引き続き、左記の取組を実施。
31	営業秘密管理の ワンストップ支援 の拡充	営業秘密管理を含む知財戦 略の相談窓口及びポータル サイトにおいて、引き続き ホームページ上での情報発 信及び全国各地でのセミ ナー開催、eラーニングコンテ ンツの提供など、中小企業を 念頭に置いた普及・啓発を実 施する。(短期・中期)	経済産業省	企業における総合的知財戦略の取組を支援す るため、全国各地でのセミナーを開催するととも に、ポータルサイトにおける情報をより充実。	引き続き、企業における総合的知財戦略の取組に対する支援を着実に実施。
32	営業秘密情報に 係るタイムスタ ンプ情報の保管 サービスの普及	営業秘密流出事件等におけ る営業秘密や先使用権の保 有の立証を円滑にするため の手段として、企業等におい て秘匿管理される技術ノウハ ウなどの電子文書に付され たタイムスタンプ情報を長期 保管するサービス(2016年度 末開始)について、産業界等 への普及・啓発を実施する。 (短期・中期)	経済産業省	サービスの利用促進を図りつつ、サービスの運 用を着実に実施。	引き続き、左記の取組を実施。

33	官民連携の促進	官民の実務者間において、営業秘密の漏えいに関する最新手口やその対応策に関する情報交換を緊密に行う場として、「営業秘密官民フォーラム」を開催するとともに、普及・啓発のため、情報提供を行う。(短期・中期)	経済産業省	本年も官民フォーラムを開催するとともに、漏えい対策等について定期的な情報共有を行うために引き続き官民フォーラムメールマガジン「営業秘密のツボ」を配信し、普及・啓発のため、情報共有を実施。	引き続き、左記の取組を実施。
34	捜査当局等との連携	「営業秘密官民フォーラム」の開催等を通じ、経済産業省、警察庁・都道府県警察、公安調査庁、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)等の連携の強化を進め、産業界に対する意識啓発を実施する。また、都道府県警察において指定された営業秘密保護対策官等と連携し講演を行うなど、普及啓発活動を実施する。(短期・中期)	経済産業省	本年も関係府省等と連携して「官民フォーラム」を開催し、意識啓発を図るとともに、引き続き、都道府県警察において指定された営業秘密保護対策官等と連携し全国でセミナーを行うなど、現場の事業所レベルでの技術窃取に対する抑止力を向上。 また、INPITの相談窓口における警察庁へのつなぎ機能を引き続き強化。	引き続き、左記の取組を実施。
			警察庁		
			法務省		

項目 番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中 期	
				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
II. 知財の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進							
1. 攻めの農林水産業・食料産業等を支える知財活用・強化							
35	農林水産省の知財戦略2020の推進	農林水産分野における知財戦略を推進するため、「農林水産省知的財産戦略2020」(2015年5月)に基づき、知財戦略を着実かつ強力に実施するとともに、定期的な検証を行い、必要に応じて戦略及び施策の見直しを行う。(短期・中期)	農林水産省	2019重点事項 工程表39に記載			
36	農林水産物・食品等の地理的表示(GI)の活用促進	農林水産物・食品等の地理的表示(GI)保護制度の活用促進のため、引き続きGIの登録申請に係る相談を受け付ける窓口を整備するほか、GI制度の普及・啓発及び日本のGIの知名度向上に取り組む。(短期・中期)	農林水産省	前年度に引き続き、登録支援窓口を通じたアドバイス等の支援を行うほか、国内外の関係者に対し、GI製品に関する情報発信を行うなど、制度の普及・啓発を進める。本省及び地方農政局等においてはGI法に基づいて登録生産者団体等における品質管理と疑義情報等に基づく不正表示等の監視を実施する。	各都道府県1産品以上の登録を目指し、左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

37	農林水産物・食品等の地理的表示(GI)の海外での保護	海外における我が国のGI保護を進めるため、外国へのGI登録申請の支援、我が国の登録GI産品の名称等が不正に使用された場合等の侵害対策への支援、展示会の出展への支援を行う。 また、日本のGI産品等の保護のため、海外における模倣品の調査、商標登録等の状況を調査し、都道府県等関係機関と共有することで、海外における知的財産侵害対策の強化を図る。(短期・中期)	農林水産省	新たに、外国へのGI登録申請の支援や、我が国のGI産品の名称等が不正に使用された場合等の侵害対策に必要な経費等を支援するほか、我が国のGI産品を海外に周知するため、諸外国との協力の下、展示会等への出展支援を行う。 また、都道府県、JETRO及びGI登録生産者団体等で構成される農林水産知的財産保護コンソーシアムを運営し、海外における日本のGI等に関する模倣品や商標登録状況、現地市場調査を実施し、侵害等が疑われる事案についての情報提供・相談対応を引き続き実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
----	----------------------------	--	-------	--	---------------------------

38	相談体制の充実、農業者等の知財意識の向上	知財総合支援窓口において、従来の特許・商標・営業秘密等の相談に加え、地理的表示(GI)保護制度や品種登録制度の相談についても引き続き受け付ける。また、知財総合支援窓口の担当者等を対象とした農林水産分野の知的財産に関する研修の実施により相談対応の充実を図る。 あわせて、優れた農業技術やノウハウ等の知的財産としての価値や重要性を普及啓発するためのパンフレットを、農業者や農業関係機関等に広く周知し、農業関係者の知財マネジメントの向上を図る。(短期・中期)	農林水産省	2017年度に作成した、優れた農業技術やノウハウ等の知的財産としての価値や重要性を普及啓発するためのパンフレットについて、地方農政局、知財総合支援窓口等を通じ農業者や農業関係機関等に広く周知することで、農業関係者全体の知財意識の向上に向けた取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
			経済産業省	農林水産分野における知的財産の保護・活用を促進するため、特許庁が各都道府県に設置している知財総合支援窓口において、農林水産分野の知的財産である地理的表示(GI)保護制度や品種登録制度の相談も一括で受け付け、「地理的表示(GI)保護制度」及び「地域団体商標制度」の両制度を活用したブランド支援等の相談についても引き続き対応する。 また、地域ブランドの一層の推進を図るため、知財総合支援窓口の担当者等を対象とした農林水産分野の知的財産に関する研修等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

39	植物新品種の海外流出防止	海外において品種保護が可能となるよう、「東アジア植物品種保護フォーラム」の下、東アジア諸国の植物新品種保護に関する国際条約（UPOV 条約）に即した植物品種保護制度の強化、審査等に係る地域の協力関係の強化を図る今後の10年戦略を策定し、UPOV事務局等と連携しつつ、これらの国々の植物品種制度に関する制度及び実施体制の整備を支援する。（短期・中期）	農林水産省	「東アジア植物品種保護フォーラム」の下、10年戦略に基づき、UPOV事務局等と連携しつつ、東アジア諸国の植物品種制度に関する制度及び実施体制の整備を支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
40	品種登録審査結果の海外提供の無償化	我が国の植物品種の海外における品種登録を促進するため、我が国における品種登録審査結果を海外審査当局に無償で提供する体制を整備する。（短期・中期）	農林水産省	前年度に引き続き、本取組に関心を持つ国に無償提供供給体制の確立に向けた働きかけを拡大。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
41	権利侵害対策支援のための技術基盤の充実	育成者権侵害に対応するため、品種識別サービスにおいて侵害時に対処できるよう、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構において、カーネーション等の登録品種のDNA 分析による遺伝子型データベースの作成を行うとともに、DNA検査分析機関において、遺伝子型による識別法の高度化・効率化のための基盤技術の充実を図る。（短期・中期）	農林水産省	2018年度までに保存された登録品種（保存品種）について、DNA抽出及び遺伝子型の解析を進め、引き続き、遺伝子型データベースを作成する等鑑定可能な作物や品種の拡大を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

42	育成者権の効力 拡大	育成者権者の正当な利益を確保することで、新品種開発を促進するため、種苗法において原則として育成者権の効力が及ばない農業者の自家増殖について、UPOV条約（植物の新品種の保護に関する国際条約）では原則禁止とされていることを踏まえ、農業生産現場への影響に配慮しつつ、育成者権の効力が及ぶ植物範囲の拡大を図る。（短期・中期）	農林水産省	農業者の自家増殖に関する検討会において決定した「自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物の基準」に従い、育成者権の効力が及ぶ植物候補を選定する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
43	日本産酒類のブランド価値向上	日本産酒類のブランド価値向上のため、引き続き酒類の地理的表示（GI）保護制度の周知を徹底し、制度の活用促進を図る。また、酒類のGIについて、官民が連携して海外へ発信するなど認知度向上を図るとともに、酒類のGI制度を導入している国との間で、適切な保護に向けた枠組み作りを進めることにより、輸出促進に向けた環境整備を実施する。（短期・中期）	財務省	酒類製造業者へのGI制度の周知及びGIの指定を希望する産地に対して手続面・技術面での助言など適切な支援を実施。 国内外の消費者に向けた酒類のGIの認知度向上のための取組を実施。 海外において日本産酒類のGIが保護されるよう国際交渉等を通じた各国への働き掛けを実施。	左記の実施状況や酒類業者等のニーズを踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
44	日本食・食文化の海外発信	日本食・食文化の魅力発信による日本産農林水産物の輸出促進を加速するため、海外における日本食・食文化への理解の深化を図るとともに、日本産食材を積極的に活用する海外レストランとの連携等を推進する。具体的には、多様なコンテンツを活用した魅力発信事業、日本食・食文化普及人材育成事業、海外日本食レストラン連携・品質向上支援事業、日本産食材活用ネットワーク強化事業などの取組を実施する。（短期・中期）	農林水産省	国産農林水産物・食品の輸出を促進するため、トップセールス、海外における日本食・食文化の普及を担う料理人等の育成、海外レストランにおける日本産食材の活用推進等の取組を実施。	引き続き、左記の取組を実施。

45	農業生産分野における国際標準化戦略の推進	GAP 認証の取得拡大を図る。また、日本発のGAP 認証(ASIAGAP)について、国際規格化(GFSI承認)に向けた関係者への働きかけ等を官民が連携して推進する。(短期・中期)	農林水産省	日本発GAP 認証であるASIAGAPが、2018年10月にGFSI承認を取得。引き続き、日本発GAP 認証の仕組みがアジアのデファクトスタンダードになるよう、アジアへアピール。	日本発GAP 認証の仕組みがアジアのデファクトスタンダードになるよう、引き続き官民連携してASIAGAPのアジアでの認知度向上を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
46	食品安全管理における国際標準化戦略の推進	HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point(危害要因分析・重要管理点))を食品衛生規制に組み入れ、円満に実施していくためHACCPに関する研修の実施及び手引書の作成などの支援を行うとともに、日本発の国際的に通用するHACCPをベースとする食品安全管理に関する規格や認証の仕組みの充実と、その国際規格化に向けた取組等について、官民が連携して推進する。また、食品安全管理の知識を有する人材、国際的な標準化の議論に参画できる人材の育成について、産学官が連携して推進する。(短期・中期)	農林水産省	HACCPに沿った衛生管理の制度化に対応するため、人材の養成研修や手引書作成の支援を実施。日本発の食品安全管理規格(JFS)が、2018年10月にGFSI承認を取得。JFSの運営主体が国際的な食品安全管理の議論に参画するための支援を実施。また、食品安全管理の知識を有する人材、国際的な標準の議論に参画できる人材を育成するため、大学において実施する食品安全の標準カリキュラムを引き続き検討。普及に向けた大学の協力を要請。	HACCPに沿った衛生管理の制度化に対応するための取組を引き続き実施。日本発の食品安全管理規格の運営主体が国際的な食品安全管理の議論に参画するための支援を引き続き実施。食品安全の標準カリキュラムについて、普及させるとともに、必要に応じて見直しを実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

47	水産分野における国際標準化の推進	小規模で多様な漁業が多種多様な魚種を利用している我が国水産業の実態等に対応し、コスト面等で取り組みやすい規格や認証の仕組みの構築と、その国際規格化に向けた取組等について官民が連携して推進し、輸出環境の整備等を図る。(短期・中期)	農林水産省	我が国水産業の実態等に対応し、コスト面等で取り組みやすい我が国発の水産エコラベルの規格・認証の仕組みについて、運営主体を中心に構築を進めるとともに、認証を取得する事業者を増やし、イベント等の様々な機会において事業者及び消費者等への普及を図る。また、この規格・認証の仕組みの国際標準化に向けた取組について、官民連携で推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
48	「知」の集積と活用における知財戦略の強化	農林水産分野の新たな産学連携研究を推進するための仕組みである「知」の集積と活用の場において、農林水産分野の新たなイノベーション創出や既存ビジネスの問題解決に向けて、適切な知財マネジメントを実施する。(短期・中期)	農林水産省	「知」の集積と活用の場において、参加者間で秘密保持契約を交わすこと等により適切な情報管理を徹底し、研究開発の開始前に必要な知的財産の権利調整の方針を明確にしつつ研究開発に取り組む等、参加者が事前に知的財産に関する情報の取扱いを十分に理解した上で、新たなビジネスモデルが効果的に創出されるように活動を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
49	農林水産関係国立研究開発法人における知財戦略の強化	農林水産分野の研究開発の中核的な役割を担う国立研究開発法人の研究成果を効果的・効率的に事業化・商品化に結び付けるため、農業・食品産業技術総合研究機構などの農林水産関係国立研究開発法人において、人材育成も含めた知財マネジメントの強化を図る。(短期・中期)	農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構等の国立研究開発法人において、知財マネジメント体制の充実を図るため、知財マネジメントについて理解し活用できる実践人材の育成等を推進。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。
50	農林水産分野と異分野との連携協調における知財マネジメント	農林水産分野における地域活性化及び産業競争力強化を技術面から支援するため、事業化・商品化を意識した知財マネジメントの下、農林水産分野においてAI、IoTやロボット技術などの最新技術を活用して異分野との連携協調による研究開発を推進する。(短期・中期)	農林水産省	事業化・商品化を意識した知財マネジメントに取り組むつつ、AI、IoTやロボット技術を組み合わせた新たな省力的な生産技術等、異分野との連携協調による研究開発を推進。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。

51	農林水産分野における遺伝資源及び遺伝情報の収集・活用強化	強みのある品種の育成に必要な素材である多様な遺伝資源の二国間共同研究等を通じた我が国ジーンバンクへの導入、遺伝情報の解明及び効率的な育種技術の開発・普及を、適切な知財マネジメントの下で推進することにより、地域のニーズに即した新品種の開発と知財としての保護・活用を加速する。 (短期・中期)	農林水産省	適切な知財マネジメントの下で、二国間共同研究等を通じた我が国ジーンバンクへの多様な遺伝資源の導入、遺伝情報の解明及び育種技術の開発・普及を実施しつつ、地域のニーズに即した新品種の開発と知財化を推進。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。
52	官民連携による新品種開発の活性化	官民の総力を挙げた種子・種苗の開発供給体制の構築により我が国農業の競争力強化を図るため、適切な知財マネジメントの下で、公的機関が有する種子・種苗の生産に関する知見の提供を推進する。 あわせて、農林水産業・食品産業に関する試験研究機関等における適切な知財マネジメントの実施を支援する。 (短期・中期)	農林水産省	ゲノム情報や形質評価データ等のビッグデータの整備、ゲノミックセレクションやゲノム編集技術の開発・高度化等を行うなど、民間事業者等の種苗開発を支える育種基盤の技術開発に着手しつつ、適切な知財マネジメントの下で育種素材や遺伝情報、高品質な種子を生産するための栽培技術等の知見を必要に応じて提供すること等により、官民連携による新品種開発を促進。 また、農林水産業・食品産業に関する研究に取り組む試験研究機関等における適切な知財マネジメントの実施や、知財マネジメント能力の向上に資するため、試験研究機関等への助言・指導を強化するとともに、前年度に作成した知財マネジメントの手引きを充実・強化、周知・普及。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。

項目 番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中 期	
				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
2. 地方・中小企業による知財活用と産学・産産連携の推進							
		知財活動を通じて地域・中小企業のイノベーションを推進するため、「地域知財活性化行動計画」(平成28年9月26日公表)に基づき、知財の取得、活用から保護の各段階に応じたきめ細やかな支援を行う。(短期・中期)	経済産業省	「地域知財活性化行動計画」に基づき2017年度に設定した「各都道府県の特徴を踏まえた2019年度までの目標」に向けて、地域、中小企業支援に着実に取り組むほか、半期に1回取組の進捗状況を取りまとめ、PDCAサイクルを確立する。また、最終報告に向けたとりまとめを行う。また、「地域知財活性化行動計画」に基づき、以下のようなきめ細やかな支援を行う。 ・知財総合支援窓口(47都道府県に設置)について、引き続き弁理士・弁護士等専門家の活用、直接訪問による支援、中小企業支援機関との連携により相談体制の強化を図る。 ・制度の普及啓発・知財の活用促進等のための各種事業や、審査官の出張面接審査を行う「巡回特許庁」の取組を引き続き実施する。 ・よろず支援拠点に知的財産に関連する相談があった際には、知財総合支援窓口につなぐことを引き続き促す。	左記の取組状況を踏まえ、必要な措置を検討・導入しつつ、継続的に実施。		

53	地方創生の実現に向けた地域中小企業の知財活動支援の着実な実施	地域の中小企業等の知的財産の権利化及び活用を支援するために、テレビ面接や2017年7月に開設したINPIT近畿統括本部(INPIT-KANSAI)の利用も含め地域の中小企業等との出張面接を充実させる。(短期・中期)	経済産業省	巡回特許庁等を通じ、出張面接・テレビ面接・巡回審判の周知を図り、その機会を充実させる。	左記実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		意欲的な地域に対し、中小企業支援関係者による先導的・先進的な知財支援の取組の実施を支援する。(短期・中期)	経済産業省	地域の中小企業等の知財活用を促進するため、中小企業支援関係者等による先導的取組や広域連携した先導的取組の実施を支援。	左記実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		知的財産総合支援窓口において、農林水産業に係る知的財産の相談についての連携を引き続き推進するとともに「巡回特許庁」においても「地理的表示保護制度」及び「地域団体商標制度」について協同で制度説明を行う。(短期・中期)	経済産業省	知的財産総合支援窓口において、農林水産業に係る知的財産の相談についての連携を引き続き推進するとともに「巡回特許庁」においても「地理的表示保護制度」及び「地域団体商標制度」について協同で制度説明を行う。	左記実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

54	金融機関における知的財産を活用した中小企業支援の推進	地域金融機関および支援機関が地域企業への事業性評価に基づく融資や地域企業の本業支援等を行うことを促すため、「ローカルベンチマーク」の普及・促進に取り組むとともに、知財の価値評価タスクフォースの検討結果を、ローカルベンチマークへ反映することを検討する。	経済産業省	地域金融機関および支援機関が地域企業への事業性評価に基づく融資や地域企業の本業支援等を行うことを促すため、引き続き、財務情報及び知的財産権の活用状況等を含む非財務情報により企業の経営力を評価するツールである「ローカルベンチマーク」の普及拡大に向けた取組を行う。	左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施。
		中小企業の知的財産を含む無形資産の「見える化」を促進するため、知財のビジネス価値評価検討タスクフォースの検討結果を、紹介等しつつ、企業における知的資産経営報告書の自主的な作成を促すとともに、その効果的な活用に向け、金融機関や中小企業支援者に対する普及・啓発活動を行う。(短期・中期)	経済産業省	企業における知的資産経営報告書の自主的な作成及びその効果的な活用に向けた普及・啓発活動を行う。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
55	知財活用に向けた人材支援	中小企業等における知財意識の向上を図るために、経営戦略における知財マネジメントに関するセミナーの開催等を通じて経営者層を含む関係者に対する普及啓発を行う。(短期・中期)	経済産業省	知的財産権制度説明会及び商工会議所をはじめとした支援機関と連携したセミナーへの講師派遣を拡充することにより、中小企業等の知財意識の向上を図るとともに、知財支援体制の構築をより一層強化。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

56	知的財産の普及活動	知的財産に馴染みのない地域中小企業に対して知的財産の活用に関する気づきを促すため、経営戦略において知財を活用した成功事例を収集分析し、周知を行う等により、知財総合支援窓口による地域中小企業に対する積極的な普及啓発活動を実施するとともに、地方公共団体、よろず支援拠点、金融機関、中小企業診断士、商工会・商工会議所等の中小企業支援関係者に対する知的財産の普及・啓発を全国的に行う。(短期・中期)	経済産業省	地域の中小企業に対し知財総合支援窓口を通じ、知財を活用した成功事例等の周知を行うほか、巡回特許庁においても知財を活用した成功事例等を紹介するプログラムを組み込む等着実な普及啓発活動を実施。 また、地方公共団体等の中小企業支援関係者に対して、セミナー等を通じ、知財制度や関連する支援施策の普及・啓発を全国的に実施。	左記実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		地域中小企業及びその支援者の知財意識を高めることにより知的財産への適切な取組を促すため、知的財産管理技能士資格の取得を奨励する。(短期・中期)	経済産業省	前年度までの実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
57	下請取引における知財の取扱いの適正化の推進	「下請代金支払遅延等防止法」(昭和31年法律第120号)の内容に関する周知を行うとともに、法令違反や望ましくない取引慣行などの知財に関する事例も含めて提示した「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」や「価格交渉事例集」の周知を行い、知的財産権に関連する下請法違反行為があれば厳正に対処する。	公正取引委員会	「下請代金支払遅延等防止法」の内容に関する周知を行うとともに、知的財産権に関連する下請法違反行為があれば厳正に対処。	引き続き、左記の取組を実施。
			経済産業省	下請ガイドラインや事例集の周知を徹底して行い、浸透を図る。知的財産権に関連する下請法違反行為があれば厳正に対処。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

58	先導的・意欲的な地域の知財活動の促進	地域における知財支援力の向上を図る活動を全国へ展開すべく、意欲的な地域の中小企業支援関係者による先導的な知財支援活動に対する支援を強化する。	経済産業省	地域における知財支援力の向上を図る活動を全国へ展開すべく、意欲的な地域の中小企業支援関係者による先導的な知財支援活動に対する支援を強化する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
59	地域中小企業の知財活動支援の強化	中堅・中小・ベンチャー企業に対する支援を強化するため、地域の中小企業等との接点となる知財総合支援窓口を担当する独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)を活用し、包括的な特許情報分析やSWOT分析を始めとする知財競争力分析等による事業展開力向上に関する支援を引き続き実施する。(短期・中期)	経済産業省	INPITを活用し、企業の事業投資や製品開発活動における客観的かつ効果的な意思決定のための判断材料を提供することで、知財情報等を用いた経営環境の把握、競争力優位性を形成する中堅・中小・ベンチャー企業自らが保有する技術の強み等の調査・分析を実施。	引き続き、左記の取組を実施。
60	デザイン・ブランドを活用した事業化支援の強化	地域の中小企業等による商品・サービスの高付加価値化及び新市場の開拓を支援するために、デザイン・ブランドをさらに活用し、付加価値の高い商品開発、自社ブランドの構築、新分野の開拓や地域ブランドの創出等、事業化に向けた支援を一層強化する。(短期・中期)	経済産業省	地域の中小企業等による商品・サービスの高付加価値化や新市場開拓を支援するため、地域の特性に応じ、デザイン・ブランドを活用したセミナーや伴走型支援等の事業を実施するとともに、地域団体商標の海外展開支援を実施。	左記実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

61	戦略的な知財活用を支援できる弁理士の育成	弁理士が「知的財産に関する専門家」として、知的財産とビジネスの両方の視点に立って、オープン＆クローズ戦略などの標準化や営業秘密としての秘匿化も含めた知財戦略構築の支援を行っていくための環境整備として、これらに関連する内容を含む弁理士向けのコンサルティング研修を産業界との意見交換等により得られた意見をカリキュラムに反映する等により一層充実させるとともに、出願業務に依存した収益構造の見直しに向けた取組の強化を図る。(短期・中期)	経済産業省	日本弁理士会において、弁理士の継続研修の一つとして、オープン＆クローズ戦略等に関する研修を引き続き実施する。また、コンサルティング業務の質の向上等を図るため、適切な報酬体系の在り方について引き続き検討。	左記の取組状況を踏まえ、必要な措置を検討・導入しつつ、継続的に実施。
62	国際化に対応できる弁理士育成の強化	我が国の知財法制の海外発信、海外知財情報の取得等を視野に入れ、国際化に対応できる弁理士の育成を強化・促進する。(短期)	経済産業省	弁理士の継続研修の一つとして、外国の弁理士と連携する等により、海外の知財制度・実務に関する研修を引き続き実施し、弁理士に対する受講を促進する。	左記の取組状況を踏まえ、必要な取組を実施。

63	海外展開に向けた知財支援の強化	戦略的な海外展開を行う中小企業の外国出願を支援する(短期・中期)	経済産業省	・戦略的な海外展開を行う中小企業の外国出願費用の1/2を助成。	左記の取組状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		中小企業に対し、模倣品対策費用、海外で知財係争に巻き込まれた際の訴訟等の係争費用、異議申立や取消審判請求等、冒認商標の無効・取消係争に要する費用を助成する(短期・中期)	経済産業省	・中小企業に対し、模倣品対策費用、海外で知財係争に巻き込まれた際の訴訟等の係争費用、異議申立や取消審判請求等、冒認商標の無効・取消係争に要する費用の2/3を助成。	左記の取組状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		中小企業が知財紛争に要する費用の問題に対応するため、中小企業が利用可能な知財分野を含む訴訟費用保険に関する民間の取組を注視するとともに、海外知財訴訟費用保険制度を拡充し、その自立化について引き続き取り組む。(短期)【再掲】	経済産業省	中小企業が知財紛争に要する費用の問題に対応するため、中小企業が利用可能な知財分野を含む訴訟費用保険に関する民間の取組を注視するとともに、セミナーの開催等を通じて制度周知を行い、その自立化について引き続き取り組む。	左記の取組状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		中堅・中小企業や地域団体商標取得団体の知的財産を活用した海外でのビジネス展開を支援するため、ブランド戦略策定や、展示会や商談会などのマッチング等の事業化に要する費用を助成する。(短期・中期)	経済産業省	中堅・中小企業や地域団体商標取得団体の知的財産を活用した外国でのビジネス展開の促進を支援するため、ジェトロを通じて以下の取組を行う。 ①優れた知財を保有する我が国企業等のライセンスビジネス等のパートナー候補を、調査によってリストアップし、②及び③の商談機会で活用。 ②専門家による国内でのセミナー・研修や、海外での複数回にわたる個別面談などを通じて、海外でのライセンスビジネスにつなげるビジネスモデル構築やブランド戦略策定を支援し、イベント等商談機会を提供。 ③国内外での展示会出展、商談会参加等を通じ、ビジネスパートナー候補との商談機会の提供等の支援を実施。 ④技術流出の予防を目的として、知財専門家による助言等を実施。 ⑤有望な知財を保有する我が国の中堅・中小企業や地域団体商標取得団体の魅力を技術流出に配慮しながら海外に多言語で発信。	左記の取組状況を踏まえ、必要な取組を実施

64	専門家の海外派遣	海外において我が国企業等を知財面で支援する体制の整備や特に中小企業等が知的財産を武器に海外展開する際の有用な情報提供のため、弁理士及び法曹有資格者を海外に派遣し、必要に応じて「新輸出大国コンソーシアム」の枠組みを活用する等、現地大使館や独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)など関係機関と連携することにより、在外における支援体制や取組の強化を図る。(短期・中期)	経済産業省	ジェトロの海外事務所において当該国の情報提供を継続的に実施。 弁理士をJETROの海外事務所へ派遣し、現地の知財情報の収集や日系企業への知財の支援等の実施を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
			外務省	経産省、JETRO等による取組を踏まえ、これと連携しつつ、在外公館の取組を強化する。		引き続き左記の取組を実施。
65	中小ものづくり革新のための知財活用基盤整備	地域の中小企業が、中核企業や大学・公設試等と連携した研究開発を行う場合に、中核企業と長期的なパートナー関係を築くため、技術流出を防止できる開発環境を構築する。(短期・中期)	経済産業省	中小企業の技術流出防止に配慮した開発環境構築を支援。	左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。	
66	地域における知的財産戦略の推進	各都道府県の知財活動の活性化・レベルアップを促すため、全国9地域に配置されている地域知財戦略本部を活用して、地方自治体を中心とする地域の関係機関との連携を押し進めるとともに、各地方自治体の取組の共有等を通じて知的財産の取組の強化を図る。(短期・中期)	経済産業省	全国9地域に配置されている地域知財戦略本部を活用して地方自治体を中心とする地域の関係機関との連携を引き続き行うとともに、各地方自治体の優れた取組事例を共有し横展開を図るなど、各県の知財活動の活性化・レベルアップを促進する。	左記実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
			内閣府			

67	産学官連携による共同研究の促進	「組織」対「組織」の大型の産学官共同研究を推進し、地方大学や中小企業も含めた我が国全体でのイノベーション創出へとつなげていくため、産学官において「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」(平成28年11月30日)の実効性確保の取組を行うことにより、産学官連携活動の強化を図る。(短期・中期)	経済産業省	「組織」対「組織」の大型の産学官共同研究を推進し、我が国全体でのイノベーション創出へとつなげていくため、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の実効性確保のための取組として、「産学官共同研究におけるマッチング促進のための大学ファクトブック」を発行し、周知を行う。	引き続き、左記の取組を実施。
			文部科学省		
		民間企業とのマッチングファンドにより、複数企業からなるコンソーシアム型の連携による非競争領域における大型共同研究と博士課程学生等の人材育成、大学の産学連携システム改革等とを一体的に推進する。これにより、「組織」対「組織」による本格的産学連携を実現し、我が国のオープンイノベーションの本格的駆動を図る。(短期・中期)	文部科学省	「産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム」を実施することで、大学における知的資産マネジメントを強化するとともに、非競争領域における産学共同研究及び人材育成を推進。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。
		地方創生に資する日本型イノベーション・エコシステムを形成するため、地域の技術シーズの掘起しや域外からの優れた技術シーズの取込みを行い、地域中核企業等への事業計画の提案や地域中核企業等との共同研究の組成を行う事業プロデュースチームを地域大学に設置し、事業化プロジェクトを推進する。(短期・中期)	文部科学省	「地域イノベーション・エコシステム形成プログラム」により、地域の成長に貢献しようとする地域大学に事業プロデュースチームを創設し、地域の競争力の源泉(コア技術等)を核に、地域内外の人材や技術を取り込み、事業化計画を策定し、地域の成長に資するプロジェクトを推進。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。

68	ベンチャー創出 支援強化	アントレプレナー教育を実施するとともに、基礎研究段階から技術シーズの用途仮説を構築し、顧客へのヒアリングを通じて用途仮説の検証を行うことにより、実用化への意識醸成を行い、起業や大学発新産業創出プログラム（START）などのイノベーション創出支援事業への移行を促進する。（短期・中期）	文部科学省	大学等にて創出された技術シーズについて、研究者や経営者候補等がチームを編成し、アントレプレナー教育の実施や徹底した顧客ヒアリングを通して、技術シーズの用途仮説の有効性等を検証。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。
		地域の知財シーズを活用して新規事業創出につなげるため、事業プロデューサーを地域に派遣し、地域の知財ニーズと知財シーズを掘り起こしつつ、金融機関、専門家等のネットワークを構築・活用しながら、事業プロデュース活動を実施する。（短期）	経済産業省		措置済み

69	橋渡し・事業化支援	大学における事業化を目指す産学連携活動を促進するため、大学に産学連携知的財産アドバイザーを派遣し、事業化を見据えた知的財産の権利化等に関する支援や知財戦略の策定などの知財マネジメントの支援をする。また、公的資金が投入された研究開発プロジェクトにおける研究開発成果を事業化に結び付けるため、大学・公的研究機関等に知的財産プロデューサーを派遣し、研究開発プロジェクトから創出される知的財産の権利化等に関する支援や知財戦略の策定等の知財マネジメントの支援をする。(短期・中期)	経済産業省	事業化を見据えた産学連携プロジェクトを推進する大学に産学連携知的財産アドバイザーを派遣。 また、公的資金が投入された研究開発プロジェクトを推進する大学・公的研究機関等に知的財産プロデューサーを派遣。	引き続き、左記の取組を実施。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。
		国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)のネットワークによって集積した全国の膨大な大学発シーズと、地域の企業ニーズとをマッチングプランナーが結び付け、共同研究から事業化までを支援する。(短期・中期)	文部科学省	国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が、目利き人材(マッチングプランナー)を派遣し、地域中小企業のニーズを掘り起こして、当該ニーズ解決のために最適な技術シーズを全国の大学等から見つけ出してマッチングさせ、共同研究から事業化を目指す段階まで支援。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。	

	戦略分野の担い手となることが期待される地域の有望企業群（地域中核企業群）に対して、新事業への挑戦を促すために、地域のイノベーションを支える支援機関が連携した支援機関ネットワークを構築し、地域の支援体制を強化するとともに、新事業のためのノウハウ獲得から、事業体制の整備、事業化戦略の策定、研究開発、販路開拓まで、事業段階に応じた総合的なイノベーション支援を実施。 さらに、国際市場に通用する事業等に精通した専門家であるグローバル・コーディネーターを組織化した「グローバル・ネットワーク協議会」を活用し、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等を支援。（短期・中期）	経済産業省	戦略分野の担い手となることが期待される地域の有望企業群（地域中核企業群）に対して、新事業への挑戦を促すために、地域のイノベーションを支える支援機関が連携した支援機関ネットワークを構築し、地域の支援体制を強化するとともに、新事業のためのノウハウ獲得から、事業体制の整備、事業化戦略の策定、研究開発、販路開拓まで、事業段階に応じた総合的なイノベーション支援を実施。 さらに、国際市場に通用する事業等に精通した専門家であるグローバル・コーディネーターを組織化した「グローバル・ネットワーク協議会」を活用し、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等を支援。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。
--	---	--------------	--	-------------------------------

70	産学連携・産産 連携の促進	大企業と連携する中小企業等を支援していくため、知財総合支援窓口において、中小企業等が大企業と連携する際の留意点や連携の過程で発生した懸念等の相談対応を行う。(短期・中期)	経済産業省	大企業と連携する中小企業等を支援していくため、知財総合支援窓口において、中小企業等が大企業と連携する際の留意点や連携の過程で発生した懸念等の相談対応を行う。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。
		中小企業との知財ビジネスマッチングに積極的に取り組む大企業を後押しするため、知財功労賞などの表彰制度を活用するとともに、各地で行われている知財連携の好事例を共有する機会や手段を活用し、これらの取組を広く周知する。(短期・中期)	経済産業省	中小企業との知財ビジネスマッチングに積極的に取り組む大企業を後押しするため、知財連携により地域・中小企業の活性化を支援している大企業の取組について、各種媒体やイベント等を通じて広く周知するとともに、その取組を重点評価すべく、知財功労賞等の表彰制度を積極的に活用。	引き続き、左記の取組を実施。
		中小企業等をはじめとする現場が抱える問題を解決し地域活性化につなげるため、大学・高等専門学校の技術力やネットワークを活かし、大学・高等専門学校と中小企業等との連携を促進する。(短期・中期)	文部科学省	地域イノベーション・エコシステム形成プログラム等の施策を通じて大学・高等専門学校と中小企業等との連携を促進。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。
71	大学等の知財マネジメントの強化	大学全体の知財マネジメントの高度化・自律化を促進するため、知財戦略・知財活用方針の策定、技術移転活動を積極的に行っている大学に対して、重点的に出願支援等を行う。(短期・中期)	文部科学省	知財戦略・知財活用方針の策定、技術移転活動に対する各大学の取組強化を促進するとともに、これら取組を積極的に行っている大学に対して、重点的に出願支援等を実施。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。

72	研究マネジメント 人材の育成・確保	大学等において研究資金の調達・管理や知財の管理・活用等をマネジメントする研究マネジメント人材を育成・確保するために、研究マネジメント人材の評価及びキャリアパス等について実態を調査し、必要な措置を講ずる。(短期・中期)	文部科学省	重点施策 工程表48に記載	
73	技術移転人材育成システムの強化	マーケティングを実践し、研究開発段階から事業化段階までを一気通貫で行う技術移転人材の育成を目指し、先進的なTLO等が全国の大学等から中核人材を受け入れ、OJT形式で技術移転人材を育成する仕組みを構築することにより、一気通貫の技術移転モデルを全国の大学等に普及するとともに、全国の大学等と先進的なTLO等との間に親密な技術移転ネットワークを構築する。(短期・中期)	文部科学省	先進的なTLOと大学との連携を強化するため、各大学においてプレマーケティングを含めた一気通貫の知財マネジメントを実践できる体制強化を支援。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。
74	活用視点による柔軟な共同研究成果取扱いの実現	大学等と企業との個別型及びコンソーシアム型の共同研究における成果の取扱いについての在り方の検討結果を関係者に周知し、本格的な産学官連携の実現に向けて、共同研究成果の柔軟な取扱いを含めた活用視点による共同研究契約の実現を促進するとともに、経営レベルでの産と学の対話を通じて産学双方のパートナーシップを強化していく。(短期・中期)	文部科学省	措置済み	

75	概念実証に向けた支援策の整備	大学の研究成果への民間企業・投資家の関心を高め事業化に結び付けるため、ギャップファンドの充実の検討も含め新たな研究アイデアの実現可能性を検証する概念実証(POC: Proof of Concept)の実施を促す支援を強化する。(短期・中期)	文部科学省	実用化の間の大きなギャップを越えるための支援策として、研究成果最適支援プログラム(A-STEP)の一部に概念実証のためのギャップファンドを整備。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。
----	----------------	--	-------	--	------------------------

項目 番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中 期	
				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
3.「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育・知財人材育成の推進							
76	小中高等学校における知財教育の推進	先進的な理数教育を実施する高等学校等において、大学や企業等の知見を活用しながら、原理や法則などの知識を実社会と関わりうる形にまで具現化することができる「創造性の発展」を目指して、生徒の資質・能力を将来的な知的財産の積極的活用・事業化へとつなげる取組を併せて実施する。(短期・中期)	文部科学省	先進的な理数教育を実施する高等学校等をスーパーサイエンスハイスクールとして指定し、引き続き支援する中で、「創造性の発展」を目指した取組についても支援。	引き続き、左記の取組を実施。		

77	大学等における 知財教育の推進	知的財産に関する科目の必修化を採用し、教育関係共同利用拠点にも認定された大学での取組の事例、あるいは先進的な取組を展開する高等専門学校の実例等を参考にしつつ、知的財産及び標準化に関する科目の開設などの自主的な取組を進めていくことを促す。(短期・中期)	文部科学省	知的財産教育に関して、全国の大学で活用できる質の高い体系的な研修カリキュラム・研修教材の開発及び研修会を実施する大学を、教育関係共同利用拠点として認定。また、当該拠点大学の取組事例について、各種会議等で周知。	引き続き、左記の取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			経済産業省	2017年1月に策定した「標準化人材を育成する3つのアクションプラン」等に基づいて、政府による経営層に対する普及活動の強化、各企業における最高標準化責任者(CSO)の設置を引き続き促すとともに、標準化教育のモデルカリキュラム及びファカルティ・ディベロップメント教材を活用し、全国の大学等における標準化講義のさらなる拡充を支援する。	引き続き、左記の取組を実施。	
		大学等の教員養成学部において、小中高等学校において創造性の涵養や知的財産の意義の理解等の観点から教育を実施できる教員の養成を自主的に進めていくことを促す。(短期・中期)	文部科学省	知財に関する知識を有する教員養成を自主的に進めていくことができるよう、知財教育に関する情報を大学等に周知。	引き続き、左記の取組を実施。	
		標準化を担う人材基盤の拡大に向けて、大学の文科系・理科系を問わず、標準化に係る教育の拡充を図る。(短期・中期)	経済産業省	標準化を担える人材基盤の拡大に向けて、大学においては、文科系・理科系を問わず、講座の導入を推進するなど標準化に係る教育の拡充を図る。	引き続き、左記の取組を実施。	
		知財戦略が経営の一環を担うことに鑑み、法科大学院や経営系専門職大学院における知財教育を充実させる。(短期・中期)	文部科学省	法科大学院における知財教育について、法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムを通じて支援。また、経営系専門職大学院における知財教育を含めたコアカリキュラムの実証・改善結果をとりまとめた報告書を経営系専門職大学院に周知し、活用を促進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

78	「知財創造教育推進コンソーシアム」における具体的支援策の検討	関係府省、関係団体、教育現場、企業等から構成される「知財創造教育推進コンソーシアム」を活用し、各「地域コンソーシアム」に対する支援の在り方等を具体的に検討する。(短期・中期)	内閣府	構築した「知財創造教育推進コンソーシアム」を活用し、①「知財創造教育」の体系化、②プログラム(題材)の収集・作成、③「地域コンソーシアム」の支援等の課題について具体的に検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			文部科学省		
			関係府省		
		「知財創造教育推進コンソーシアム」を活用し、各教科等で活用可能な知的財産に関する話題も含め、教育現場に提供できる「知財創造教育」に関連する教育プログラム(題材)を幅広く集約し、広く周知する。(短期・中期)	内閣府	構築した「知財創造教育推進コンソーシアム」を活用し、各教科等で活用可能な知的財産に関する話題も含め、教育現場に提供できる「知財創造教育」に関連する教育プログラム(題材)を幅広く集約し、広く周知。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			経済産業省		
			文部科学省		

79	教材等の充実	産業財産権、不正競争防止法、著作権法、標準化等に関する知財教育に資する教材等を開発・普及する、民間の取組を奨励し発信する。 (短期・中期)	内閣府	産業財産権、営業秘密、著作権、標準化、植物新品種、GI(地理的表示)等を含めた知的教育テキスト等を作成し、教育現場への頒布・活用を促す民間の取組を奨励し発信。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		関係府省			
		知財に関する教材の充実の観点から、海賊版対策を含めた著作権教育に資する教材等の在り方を検討した上で、教材等の開発・普及を行う。 (短期・中期)	文部科学省	2019重点事項 工程表10に記載	
		知財教育に関わる教員を支援するため、上記において開発された教材の各地域で実施される教員向け研修等での活用を促進する。 (短期・中期)	文部科学省	開発された知財教育に係る教材について、教員等を対象とした研修などで周知。	引き続き、左記の取組を実施。

80	知財教育プログラムの国際化	国際的な素養を身に付けるため、英語による知財関係科目の充実を促すとともに、留学生の派遣・受入れを通じた双方向の交流を推進する。(短期・中期)	文部科学省	知財教育における英語を取り入れた授業の実施について、大学等関係者が集まる会議等で呼びかけることで各大学等の取組を促進。大学等の海外留学支援制度の充実や、優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを通じ、国際的な素養を身に着けたグローバル人材を育成。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
81	国民への普及・啓発と資格制度の活用	知的財産に関する国民の理解の向上を図るため、啓発活動を推進するとともに、例えば知的財産管理技能検定など、知財関連資格の取得を推奨する。(短期・中期)	関係府省	知財管理技能士の検定等を実施する機関の取組を関係機関等において周知する等の協力を実施。	引き続き、左記の取組を実施。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
Ⅲ. 新しい挑戦・創造を促す							
1. コンテンツの持続的なクリエイション・エコシステムの確立							
82	海外展開のためのコンテンツの制作・発信・プロモーション	中核的な国際的フェスティバルとして東京国際映画祭を支援するとともに、国際映画祭など国際芸術フェスティバルへの支援を通じて、日本の優れたコンテンツの海外発信を促進する。(短期・中期)	文部科学省	中核的な国際的フェスティバルとして東京国際映画祭を支援するとともに、国際映画祭などの国際芸術フェスティバルへの支援を通じて、日本の優れたコンテンツの海外発信を促進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
83	放送コンテンツの継続的な発信による浸透	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(JICT)を活用し、我が国の事業者による海外での放送事業を支援するとともに、クールジャパン機構を活用し、我が国の生活文化の特色を活かした魅力ある商品又は役務の海外需要開拓を行う事業を支援することを通じて、日本コンテンツの継続的な発信を促進する。(短期・中期)	総務省	JICTを活用し、海外における放送事業等に対して出資等の支援を行うことで、放送インフラと日本コンテンツのパッケージ展開を促進。	左記の状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		経済産業省	クールジャパン機構を活用し、我が国生活文化の特色を活かした魅力ある商品又は役務の海外需要開拓を行う事業へのリスクマネー供給等の支援を通じて、日本コンテンツの継続的な発信を促進。	左記の状況を踏まえ、必要な取組を実施。			
		国土交通省	関係府省と連携を図り、日本の放送コンテンツの海外展開を契機とした戦略的な訪日プロモーションを実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。			

84	海外での外国番組の規制等の撤廃	海外において、外国製の映画・放送番組・マンガ・アニメ等のコンテンツの輸入や国内放映に係る規制が存在することを踏まえ、二国間や多国間の官民による協議・交渉・対話において、これらの規制の緩和や撤廃を求め、我が国のコンテンツの自由な流通が実現されるよう引き続き働き掛けを行う。(短期)	外務省	各産業界からの要望を踏まえ、二国間や多国間の官民による協議・交渉・対話の場を活用し、相手国における規制の緩和・撤廃を求める又は日本のコンテンツの自由な流通が確保されるよう、働きかけを実施。	引き続き左記の取組を実施。
			総務省	二国間や多国間の官民による協議・交渉・対話において、コンテンツの輸入や国内放映にかかる規制の緩和や撤廃を求め、我が国のコンテンツの自由な流通が実現されるよう必要に応じて働きかけを実施。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			文部科学省	各種国際会議や当局間協議の場を活用し、今後の文化交流や協力の在り方に関する協議を通じて、我が国の文化芸術に対する各国の理解を増進。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
85	市場性が低い国における日本コンテンツの露出	在外公館や独立行政法人国際交流基金の海外拠点等が現地での文化事業等の機会を活用し、我が国の多様な魅力を発信する日本コンテンツの普及に資する事業を実施する。(短期・中期)	外務省	在外公館及び国際交流基金の海外ネットワークを活用し、伝統文化からポップカルチャーまで広範な文化芸術分野において、公演や展示、映画の上映会の実施等を通じて、コンテンツを含む日本の芸術作品の多様な魅力を海外に向けて発信。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
86	海外展開に関するコンサルティング機能強化及び商談機会の提供	独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)、在外公館などの在外機関を活用し、現地企業、関係者の紹介や現地事情の情報提供など、引き続き相談対応を実施する。また、JETRO等が中心となって、海外展開を目指す中小企業等に対し、海外見本市出展及び海外バイヤー招へいによる商談機会の提供を引き続き支援する。(短期・中期)	外務省	経済産業省、JETRO等による取組を踏まえ、これと連携しつつ、在外公館の取組強化を図る。	引き続き左記の取組を実施。
			経済産業省	世界各地から有力バイヤーが集まる主要な海外見本市にジャパンプースを設置・運営し、中小企業の海外展開を支援。有力な海外バイヤーを日本に招へいし、中小企業等に国内での商談機会を提供。	市場環境の変化に合わせ、最適な見本市やバイヤーの選定を行い、継続的に取組を実施。

87	海外市場情報の共有	海外市場のニーズに合致したコンテンツ海外展開をさらに促進するため、政府支援を受けて実施する事業の展開国については、現地市場について情報収集・分析を行うとともに、情報提供者が了承する範囲においてこれらの情報を公開する。(短期・中期)	総務省	放送コンテンツの海外展開先として有望と考えられる国・地域のメディア状況等についての調査を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			外務省	経済産業省、JETRO等による取組を踏まえ、これと連携しつつ在外公館の取組強化を図る。	引き続き左記の取組を実施。
		コンテンツ海外展開による経済効果を捕捉するため、民間とも連携しつつ、把握の方法について検討する。(短期・中期)	総務省	放送コンテンツを制作する民間事業者等と、観光業、地場産業、自治体等の関係者が幅広く協力し、インバウンド・アウトバウンドの拡大や地方創生等に資する放送コンテンツを制作、発信するとともに、これと連動するプロジェクトを一体的に展開する取組の支援を行うに当たり、その経済効果の分析を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			経済産業省	業界団体とも連携しつつ把握の方法について検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
			関係府省	上記検討及び関連する議論の動向を踏まえ、必要に応じ関係府省において所要の検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

88	戦略的な日本文化の発信	外交上の周年事業や大型スポーツイベント等との連動による相乗効果の高い国際的な文化芸術事業や、芸術家・文化人等を「文化交流使」に指名し、海外に一定期間滞在して我が国の文化に関する講演や実演等を行う活動、海外の芸術家等が国内に滞在して制作活動や地域と交流する取組（アーティスト・イン・レジデンス）、東アジア文化都市との都市間交流等により、国際文化交流を強化し、我が国の魅力ある文化芸術の海外への発信と、様々な国の文化関係者による国境を越えた交流・協働を戦略的に推進する。（短期・中期）	文部科学省	外務省・国際交流基金と連携し、欧米、アジア等の各地域において、日本文化の魅力を発信する多様な活動を実施。 活動終了後の文化交流使が活動内容の報告や、各地でのニーズや文化状況を共有するための公開フォーラムを開催。 アーティスト・イン・レジデンス事業を支援し、国内外の芸術家等との双方向の国際文化交流が継続的に行われる状況を創出。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		文化資源により社会的・経済的な価値を創出し、訪日外国人（インバウンド）の増加や活力ある豊かな地域社会の形成等に資するため、芸術祭などを中核とし、文化芸術と観光、まちづくり、食、国際交流、福祉、教育、産業その他関連分野と有機的に連携した、国際発信力のある拠点形成を支援する。（短期・中期）	文部科学省	芸術祭などを中核とし、文化芸術と観光、まちづくり、食、国際交流、福祉、教育、産業その他関連分野と有機的に連携した、国際発信力のある拠点形成を支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		日本から世界に広がるマンガ文化を通じて国際交流と相互理解の輪を広げるために、海外でマンガ文化の普及に貢献する漫画作家に「日本国際漫画賞」を授与し顕彰を行う。（短期・中期）	外務省	例年どおり2月頃に授賞式を実施予定。	引き続き左記の取組を実施。

			内閣府	昨年度に引き続き、クールジャパン官民連携プラットフォームにおいてマッチングフォーラムを開催。また、セミナー開催等を通じて、異業種連携や海外展開に向けた機運を醸成。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
			総務省	他省庁との連携にも努めつつ、放送コンテンツを通じて日本の多様な魅力を発信。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			外務省	在外公館等を活用し、他省庁との連携にも努めつつ、日本の多様な魅力を発信。	左記の結果を踏まえ、引続き必要な措置を実施。
			財務省	日本産酒類の海外展開を推進するため、和食など異業種との連携を図り、日本産酒類の特性や魅力を効果的に発信。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。

コンテンツが異分野事業と一体となって海外展開することにより、海外における日本ファン、訪日観光旅客の増加など、期待される様々な分野への波及効果を最大限発揮させるため、「クールジャパン官民連携プラットフォーム」におけるマッチングフォーラムやセミナーの開催等を通じて、官民や異業種間の連携を促進する。(短期・中期)

文部科学省	国際的に通用する実演家やアーティストの人材育成及び、日本の魅力あるロケ地情報や我が国のアニメ等のメディア芸術の優れた作品の国内外への発信。 文化財の多言語での情報発信を推進し、地域の魅力を国内外に発信。 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて全国各地で開催される文化プログラム等の取組により地域活性化及び地方への誘客を図るとともに、文化プログラムの情報等についてポータルサイトを通じて国内外に発信。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ実施。
農林水産省	他省庁と連携して官民や異業種間の連携による海外展開に係る必要な取組を実施。	他省庁と連携して実施
経済産業省	クールジャパン機構が出資を行った事業のフォローアップとともに、プラットフォーム型事業の案件の開拓を通じて、官民や異業種が連携を推進。	左記の実施状況を踏まえ、継続して必要なフォローアップ等を実施。

国土交通省	関係省庁等と連携を図り、各海外市場における出展事業などにおいて、他事業と連動した訪日プロモーションを実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
環境省	10月に開催される「ツーリズムEXPO」へのブース出展や、環境省ホームページ上での情報発信により、国内のエコツーリズムの取組状況のPRを行う。 国立公園をはじめとする日本の美しい自然を国内外にPRするため、国立公園ウェブサイトにおいて、アクティビティ等の魅力に関する情報の充実を図る。	引き続き、左記の取組を実施。
関係府省	上記検討及び関連する議論の動向を踏まえ、必要に応じ関係府省において所要の検討を実施。	
内閣府	「クールジャパン拠点構築最終報告書」を踏まえ、民間等による拠点構築、連携・ネットワーク化を後押し。	引き続き、左記の取組を実施。
総務省	内閣府と連携し、関係府省として検討に参画。	内閣府と連携し、関係府省として検討に参画。
外務省	内閣府と連携し、関係府省として検討に参画。	内閣府と連携し、関係府省として検討に参画。

	同プラットフォームの下、アニメなどのポップカルチャーから文化芸術等までの幅広い我が国の魅力を効果的に発信するとともに、文化産業を含めた新たなクールジャパン関連産業を創出する観点から、各地においてクールジャパン拠点の構築を目指す民間の取組を後押しするとともに、こうした拠点間のネットワーク化に取り組む。(短期・中期)	文部科学省	関係府省等と連携し、文化・アート産業の拠点形成に向けた民間の取組を後押し。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		農林水産省	「日本産食材サポーター店認定制度」を推進し、日本産食材を積極的に使用する海外の飲食店、小売店をサポーター店としてリスト化し、輸出促進の拠点として活用。	引き続き、左記の取組を実施。
		経済産業省	内閣府と連携し、関係府省として検討に参画。	内閣府と連携し、関係府省として検討に参画。
		国土交通省	訪日プロモーション事業において、クールジャパン資源である食やコンテンツ等の魅力を戦略的に発信。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		関係府省	関連する議論の動向を踏まえ、必要に応じ関係府省において検討。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。

90	コンテンツ産業の 基盤となる人材 の育成	専修学校と産業界・行政機関等からなる機動的な産学連携体制の整備を推進するとともに、これからの時代に対応した教育プログラム等の充実を図る。(短期)	文部科学省	代表校となる専修学校等に委託を行い、受託校を中心に産官学の連携により、各種の実践的な職業教育モデルを構築する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		実演家やアーティストについて、国際的に通用する人材として育成するために、海外に派遣し、研修する機会を引き続き提供する。(短期・中期)	文部科学省	新進芸術家海外研修制度により、クリエイターなどを海外に派遣し、実践的な研修に従事する機会を提供することにより、我が国の優れたコンテンツを生み出す人材を育成。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		我が国のメディア芸術水準の向上と発展のため、若手クリエイターの創作活動を支援するとともに海外の優れたクリエイターを招へいし、国際交流を推進することにより、次世代のメディア芸術分野を担うクリエイターの育成を図る。(短期・中期)	文部科学省	我が国メディア芸術の将来を担うクリエイターを育成するとともに、その水準向上を図るため、若手クリエイター等が行うメディア芸術作品の創作活動を支援。また、アニメーション分野については、制作スタッフに若手人材を積極的に起用し、制作段階でオン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)を組み込んだ実際のアニメーション制作現場における人材育成を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		クールジャパン機構が出資する事業等を通じて、現地における日本コンテンツの海外展開を支える人材育成プラットフォームを構築する。(短期・中期)	経済産業省	クールジャパン機構が出資する事業等を通じて、引き続き、日本コンテンツの海外展開を支える人材育成支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。

	国際共同製作の促進等の観点から、海外の放送局等を対象に放送番組制作能力や発信技術の向上のための研修を実施する。(短期・中期)	総務省	国際共同制作の促進等の観点から、海外の放送局等を対象に放送番組制作能力や発信技術の向上のための研修を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
	クリエイターによる学校訪問、巡回公演やワークショップ、体験教室の開催を通じて、子供の頃からメディア芸術を含む様々な文化芸術を体験することにより、子供たちの発想力やコミュニケーション能力を養い、将来のクリエイターの育成を図る。(短期)	文部科学省	小学校、中学校等において、一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演や芸術家を派遣することを通じ、子供たちに対し質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会の充実に引き続き図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

91	若手クリエイターの育成・発表機会の提供	アニメーション分野における若手クリエイター育成のため、若手アニメーターを起用した制作スタッフによるオリジナルアニメーション作品の制作を通じ、OJTによる育成を支援するとともに、制作作品による上映会などの発表機会の提供を引き続き実施する。(短期・中期)	文部科学省	アニメーション分野における若手クリエイター育成のため、若手アニメーターを起用した制作スタッフによるオリジナルアニメーション作品の制作を通じ、OJTによる育成を支援するとともに、制作作品による上映会等の発表機会の提供を引き続き実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		アニメーション、マンガ、ゲームなどのメディア芸術分野のクリエイターによる創作活動の活性化のため、「メディア芸術祭」等での優れた作品の顕彰、海外メディア芸術祭でのメディア芸術祭受賞作品等の展示・上映等を行う。(短期・中期)	文部科学省	マンガ、アニメーション、ゲーム等のメディア芸術分野のクリエイターによる創作活動の活性化のため、「メディア芸術祭」等での優れた作品の顕彰、海外メディア芸術祭でのメディア芸術祭受賞作品等の展示・上映等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
92	地域情報の発信	地域におけるコンテンツ関連産業の集積や我が国の伝統文化との融合等により、世界に通用するコンテンツを創造する開発拠点を整備し、海外に発信する自治体や民間での取組を支援する。(短期・中期)	文部科学省	地方公共団体が行う文化芸術による地域活性化・地域文化の国際発信事業を支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

93	クリエイターの裾野拡大	学校教育において、子供たちに対する様々な学習・体験の機会の提供や教職員の意識・指導力向上などを通して、クリエイターを含めた多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を身に付けさせることと併せて、これらの育成を通じて価値観、とりわけ勤労観・職業観を自ら形成・確立することができる子供を育成するキャリア教育を推進する。(短期)	文部科学省	小・中・高等学校における職場体験やインターンシップ、社会人講話等の実施を促進するなど、各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育の実践に向けた取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
94	製作機会を創出するための資金調達支援	官民ファンドの活用などにより、特に資金需要の強い企画開発や製作段階においてリスクマネーを供給する方策を検討。(短期・中期)	経済産業省	日本の魅力により更なる海外需要の開拓を推進。	左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。
		我が国コンテンツの海外展開を促進するための多様な資金調達につき、法制・会計等の観点からの専門家による支援の在り方を検討する。(短期・中期)	経済産業省	2019重点事項 工程表85に記載	

95	コンテンツ制作現場の環境の改善・取引の適正化	コンテンツ制作現場に適正にビジネス活動の利益が還元される環境を整備し、取引の適正化を図るため、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法を厳正に運用するとともに、クリエイター等の就労環境の改善・向上の重要性にも鑑み、取引適正化に関するガイドラインの普及・啓発を進める。(短期・中期)	公正取引委員会	コンテンツ制作における取引の適正化を図るため、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法に違反する行為が認められた場合には厳正に対処。	引き続き、左記の取組を実施。
			総務省	良質で魅力ある放送コンテンツの製作・流通を促進する観点から、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」を改訂するとともに、製作現場への周知徹底を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
			経済産業省	コンテンツ制作における取引の適正化を図るため、アニメーション制作業界、印刷業界、広告業界における下請適正取引等の推進のためのガイドラインの普及・啓発等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
96	インターネットを活用した放送コンテンツの提供の検討	コンテンツ視聴環境の多様化やビジネスモデルの変化に対応するため、インターネットを活用した放送コンテンツの提供サービスを実施する上での課題について、関係者の議論の動向や意見等を把握し、必要に応じて適切な対応を検討する。(短期・中期)	総務省	2019重点事項 工程表87に記載	
			文部科学省		

97	制度的な課題等 についての検討	コンテンツ産業の基盤の強化を図るため、資金調達に係る課題、製作委員会方式に係る課題及びその他課題について検討し、海外における公的助成の状況も踏まえ、必要な措置を講ずる。(短期・中期)	経済産業省	2019重点事項 工程表85に記載	
			関係府省	上記検討及び関連する議論の動向を踏まえ、必要に応じ関係府省において所要の検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
98	先進的なコンテンツ技術の活用・普及支援	拡張現実(AR)・仮想現実(VR)やドローン、AIなどの先進的なコンテンツ技術を活用した地域活性化に資するコンテンツ制作を支援するとともに、先進的なコンテンツ制作・表現技術に係る最適な活用手法の普及を行う。(短期・中期)	経済産業省	2019重点事項 工程表90に記載	

		海外における正規品、正規版コンテンツの流通拡大のための取組を促進するとともに、各省庁・各機関がより一層の連携体制を構築したうえで、政府間協議や、官民一体となった相手国政府への働き掛け等を実施し、侵害発生国・地域での模倣品・海賊版対策を強化する。(短期・中期)	経済産業省	産業界からの要望を踏まえ、日中間をはじめとする政府間交流の場や知的財産保護官民合同代表団の派遣を通じ、模倣品・海賊版等の知財侵害について、インターネット上を含め、その対策強化に向けた要請や協力を実施。 各国の取締機関等関連団体と連携し、海賊版の取締りやオンライン上の侵害コンテンツの削除を推進。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			文部科学省	権利者・関係団体からの要望を踏まえ、日中著作権協議・日韓著作権協議を始めとする交渉・協議の場を通じて、著作権侵害対策の強化に向けた要請や協力を実施。平成24年度からは対象国を拡大し、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナムとも協議を実施。相手国の対策状況をフォローし、以後の働き掛けに活用。 「一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)」の活動の支援、「国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)」による官民合同ミッションへの参加。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ実施。
			総務省	海賊版対策の実効性の強化に向け、関係団体、関係企業等と連携し、ASEANにおける政府機関とのネットワーク強化等を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
			財務省	税関当局間協議等により、侵害発生国・地域での模倣品・海賊版の水際対策強化を要請。	引き続き、左記の取組を実施。



	外務省	各産業界からの要望を踏まえ、侵害発生国との協議やワーキンググループなどの場を通じ、関係府省と連携しつつ、模倣品・海賊版等知財侵害対策の強化や正規版の流通拡大に向けた取組の支援を実施。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。
	農林水産省	侵害発生国における模倣品対策を強化するため、海外現地調査等により発見した模倣品等について都道府県等関係団体に対し情報提供・相談対応を実施。	左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。

正規品・正規版コ
ンテンツの流通
拡大と一体となっ
た模倣品・海賊版
対策

侵害発生国・地域政府との関係を強化し、海外での取締などの権利執行の支援を促進するため、取締機関職員等を対象にした真贋判定セミナーなど各種セミナーや研修等を通じて人材育成を行うとともに、日本招へい等において関係機関との意見交換を行う。(短期・中期)	財務省	途上国・新興国税関に対し、知財侵害物品の水際取締能力の構築を目的とした人材育成を支援するため、技術協力を実施。実施に当たっては、国際機関(世界税関機構等)や産業界との積極的な協力も推進。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
	経済産業省	産業界からの要望や相手国政府からの要請等を踏まえ、侵害発生国の政府機関職員等を対象にした知財保護セミナーや真贋判定セミナーを開催。また、侵害発生国の政府機関職員等を日本へ招へいし、日本の政府機関や産業界との意見交換の場を設ける。さらに、侵害発生国における模倣品の抑止に向けて、当該国政府と日本政府及び日本企業等が協力し、共同事業を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
	文部科学省	侵害発生国・地域の取締機関職員等を対象とした日本コンテンツの真贋判定セミナーを実施。 また、当該国・地域における法制面での権利執行の強化を支援するための著作権法制担当者や取締機関職員等を対象としたフォーラムやセミナー、訪日研修を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
	法務省	模倣品・海賊版に対しては、刑事罰に加え、侵害差止等の知的財産特有の裁判制度が重要であるところ、JICA「ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクト」を通じて、ミャンマー連邦法務長官府及びミャンマー連邦最高裁判所の司法関係者等を対象とし、知財裁判制度の構築に向けた本邦研修を実施。 また、日弁連知財センター等と連携し、知財裁判制度充実にに向けた現地セミナーを開催するとともに、大学教授、元裁判官等有識者で構成される支援委員会を通じ、ミャンマーにおける知財裁判制度の構築及び人材育成のために継続的に支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

	海賊版対策を含め著作権制度の環境整備を進めるため、世界知的所有権機関(WIPO)及び二国間協力の枠組みを活用し、著作権集中管理制度整備のための研修やセミナーの実施、著作権セミナーなどの普及・啓発活動を推進する。(短期・中期)	文部科学省	世界知的所有権機関(WIPO)と協働し、アジアの侵害発生国などの政府職員等を対象として、著作権や著作隣接権に関するシンポジウムや研修プログラムを実施。また、侵害発生国政府と連携し、著作権に係る教材の共同開発や、普及・啓発イベント等を実施するなど、侵害発生国における著作権の普及・啓発活動を支援。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
	ASEAN域内における、我が国コンテンツの著作権侵害発生国等に対して、著作権集中管理団体の育成、海賊版対策の強化など、著作権の適切な利用と正規品流通のための環境整備支援を強化する。(短期・中期)	文部科学省	ASEAN域内の侵害発生国政府と連携し、著作権に係る教材の共同開発や、普及・啓発イベント等を実施するなど、侵害発生国における著作権の普及・啓発活動を支援するとともに、当該国・地域の著作権法制担当者や取締機関職員等を対象としたフォーラムやセミナー、訪日研修等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
	海外における我が国企業の模倣品・海賊版対策を支援し、効果的な知的財産権保護を促進するため、現地における知的財産権制度、被害実態等に関する調査を実施する。(短期・中期)	経済産業省	我が国企業の海外における知的財産権保護を支援するため、我が国企業の知的財産権の侵害が多く発生しているアジア諸国を中心に、当該国の知財制度及びその運用、法令改正の動向、知的財産を巡る情勢や被害実態などを調査し、最新の情報を模倣対策マニュアルの提供やセミナー開催などを通じて提供。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		文部科学省	侵害発生国・地域の著作権に係る権利執行のための法的枠組み・執行状況・侵害実態等の調査を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
		外務省	在外公館を通じた知財制度の調査を強化するとともに、各種協議などの場を活用して普及・啓発などの取組を相手国側へ働きかけ。	左記の状況を踏まえ、引き続き必要な取組を検討。

100	国内における侵害対策と啓発活動の着実な実施	関係機関、権利者との連携強化により、模倣品・海賊版の違法な国内流通に対する国内取締りや、小口化・分散化が進む知財侵害物品の水際取締りを一層強化する。(短期・中期)	財務省	権利者との連携強化や、全国の税関における集中取締りの実施などにより知財侵害物品の水際取締りを一層強化。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
			警察庁	権利者との連携やサイバーパトロール等によって端緒情報の収集に努め、商標法違反事件及び著作権法違反事件の取締りを推進。	引き続き取組を実施。
101	インターネット上で流通する模倣品・海賊版対策	オンライン広告対策については、民間の検討体制の運用に対する支援など、具体的な対応を進める。(短期・中期)	経済産業省	悪質な権利侵害サイトに対するオンライン広告対策については、民間団体における広告出稿抑止のための取り組みが適切に実施されるよう、対策の在り方や方向性について具体的な検討を行う。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			経済産業省	インターネット上で流通する模倣品・海賊版対策の実効性を高めるため、プラットフォーム(ECサイト事業者)及び各権利者等と連携を深め、意見交換等を実施。(インターネット上の海賊版については、「2019重点事項 工程表40」に記載)	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		フリマアプリなどのプラットフォーム、インターネットサービスプロバイダ(ISP)や各権利者等との連携を深めるとともに、民間の取組を支援することにより、インターネット上で流通する模倣品・海賊版対策の実効性を高める。(短期・中期)	総務省	インターネット上における不正コンテンツの流通抑止に向け、放送局、プラットフォーム等の関係者による今後の対応策の検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

項目 番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中 期	
				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
2. 映画産業の振興・ロケ撮影の環境改善							
102	既存の助成制度等の拡充・強化	日本映画の支援について、中小制作会社・クリエイターが生み出す優れた映像の支援の強化を一層図るため、企画開発支援や大規模作品への支援など既存の支援制度のメニューの多様化を検討する。また、複数年度に亘る支援や、申請書類の簡素化などの制度改善を図る。(短期・中期)	文部科学省	日本映画の水準向上・振興を図るため、大規模作品、複数年度にわたる支援を含め、優れた日本映画の製作活動を支援。また、申請書類の簡素化などの制度改善を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		新進的な映画を興行につなげていくための支援のあり方について検討を行うとともに、海外での日本映画祭開催及び日本映画上映機会の維持・強化を図る。(短期・中期)	文部科学省	アジア等における日本映画特集上映事業等を通じ、産業的及び文化的な国際発信が効果的に展開できる国に向けた文化交流事業を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
			外務省	国際交流基金による文化交流事業、アジア・パシフィック・ゲートウェイ構想等を通じて、海外における日本映画祭をはじめとする日本映画上映機会の維持・強化を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、インバウンドの取り込みを積極的に図るため、外国人対応のための映画上映の支援の検討を行う。(短期・中期)	文部科学省	日本映画への支援、国際共同製作補助金等において、外国人対応のための映画上映の支援のための措置を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
			関係府省	外国人対応のための映画上映に関し、民間事業者の取組に対し、どのような支援が可能かなどについて検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

103	若手映画作家の人材育成等	ワークショップや実際の短編映画作品の制作を通して、若手映画作家等に映画制作に必要な技術・知識の習得機会を提供することによって若手映画作家の育成を図るとともに、映画製作現場における学生の実習(インターシップ)受け入れの支援を行う。(短期・中期)	文部科学省	ワークショップや実際の短編映画作品の制作を通して、若手映画作家等に映画制作に必要な技術・知識の習得機会を提供するとともに、映画製作現場における学生の実習(インターシップ)受け入れの支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
104	フィルムアーカイブの強化	映画フィルムのアーカイブ強化を目的とし、収集・保存・活用の観点から国立映画アーカイブの機能強化を図り、日本映画の国内外への発信力を強化する。(短期・中期)	文部科学省	平成30年4月に、東京国立近代美術館フィルムセンターから改組した「国立映画アーカイブ」を通じ、映画フィルム及び映画関連資料の収集・保存・活用機能の一体的な強化を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
105	市場開拓や海外市場における裾野拡大のための支援	産業的及び文化的な国際発信が効果的に展開できる国に向け、市場開拓や裾野拡大を図ることを視野に入れ、日本映画の海外映画祭への出品支援や、アジア諸国等における日本映画の上映事業などの文化交流事業等を継続実施する。(短期・中期)	文部科学省	アジア等における日本映画特集上映事業等を通じ、産業的及び文化的な国際発信が効果的に展開できる国に向けた文化交流事業を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			外務省	国際交流基金による文化交流事業、アジア・パシフィック・ゲートウェイ構想等を通じて、海外における日本映画祭をはじめとする日本映画上映機会の維持・強化を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		日本映画への興味・関心を喚起し、各国での認知度を向上させるため、国際交流事業として、国際交流基金アジアセンターが行う「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト」等において、東京国際映画祭でのアジア映画の上映、アジアへの日本映画の紹介、映画人の招へいなど芸術文化分野の事業の実施を通じて、アジアとの双方向の文化交流やネットワーク形成等を進める。(短期・中期)	外務省	日本映画への興味・関心を喚起し、各国での認知度を向上させるため、国際交流事業として、国際交流基金アジアセンターが行う「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト」等において、東京国際映画祭でのアジア映画の上映、アジアへの日本映画の紹介、映画人の招へい等芸術文化分野の事業の実施を通じて、アジアとの双方向の文化交流やネットワーク形成等を進める。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

106	海外市場の環境整備	我が国と相手国との国際共同製作映画について、大規模な共同製作に対応するため、補助上限額の引き上げや、複数年度に亘る助成について柔軟な対応を図るとともに、引き続き映画による国際文化交流の推進及び海外における上映機会の確保を図る。また、中国との国際共同製作協定の交渉を含め、国際共同製作を促すための基盤整備を行う。(短期・中期)	経済産業省	我が国と相手国との国際共同製作映画について、大規模な共同製作に対応するため、補助上限額の引き上げや、複数年度に亘る助成について柔軟な対応を図るとともに、引き続き映画による国際文化交流の推進及び海外における上映機会の確保を図る。また、中国との国際共同製作協定の交渉を含め、国際共同製作を促すための基盤整備を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			文部科学省		
			外務省		
			関係府省		
107	海外作品の誘致の強化	映画の撮影促進と創造活動の活性化を図るため、我が国各地のロケ地情報を集約し、各地域のフィルムコミッションを紹介するとともに、国内外への発信をさらに強化する。(短期・中期)	文部科学省	映画の撮影促進と創造活動の活性化を図るため、日本各地のロケ地情報を集約し、各地域のフィルムコミッションを紹介するとともに、引き続き国内外へ発信。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		インバウンド観光促進の観点から、地域の観光資源の取材を通じて海外で我が国各地の魅力が発信されるよう、海外メディアの招へいを行う。また、インバウンド促進に資する海外の映像作品の誘致を視野に入れた海外製作者向けロケハン支援の在り方を検討する。(短期・中期)	国土交通省	インバウンド観光促進の観点から、地域の観光資源の取材を通じて海外で我が国各地の魅力が発信されるよう、海外メディアの招へいを行う。また、海外の映像作品の誘致に資する訪日プロモーション事業について検討。	左記の状況を踏まえ、必要な取組を実施。
108	映像コンテンツを活用した地域振興等の促進	ロケ受入れを契機とした観光地域づくりやシティプロモーションを支援するため、ロケツーリズムに取り組む全国各地をネットワーク化し、ロケ誘致から観光客向けの情報発信までのノウハウのマニュアル作成を支援する。(短期・中期)	国土交通省	前年度事業において構築したネットワークを活用し、優良事例の共有による全国各地の自主的な取組を促す。また、作成したマニュアルを更新・拡充することで、取組の高度化を図る。	左記の状況を踏まえつつ、引き続き必要な支援を実施。

項目 番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中 期	
				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
3. デジタルアーカイブの構築							
109	デジタルアーカイブ推進のための工程表に沿った対応	我が国の様々なコンテンツをデジタルアーカイブ化していく取組についてまとめた工程表(2017年9月5日デジタルアーカイブジャパン推進委員会決定)に沿った対応を行う。(短期)	内閣府	工程表に沿って、各分野の取組を進める。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
			国立国会図書館				
			文部科学省				
			総務省				
			関係府省				
110	国の各アーカイブ機関におけるガイドラインの順守	国の各アーカイブ機関においては、2020年までに「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」を順守する形でメタデータのオープン化とその利用条件の表示等を行う。(短期・中期)	国立国会図書館	昨年度決定した国立国会図書館作成の書誌データ等の利用条件について広報し、利活用を促進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
			文部科学省	ガイドラインを踏まえ、必要な取り組みを検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
			関係府省	ガイドラインを踏まえ、必要な取り組みを検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

111	利活用の推進のための連携	デジタルアーカイブ間の連携の意義を周知するため、フォーラム・実務者検討委員会等を通じ、集約・共有されたコンテンツ及びメタデータの利活用事例や連携の効果を示す事例の収集及び共有化を図るとともに、利活用推進のための具体的課題、対応策を検討し、必要な措置を講ずる。(短期)	国立国会図書館	フォーラムや実務者検討委員会を通じ、コンテンツ及びメタデータ等の利活用事例や連携の効果を示す事例の収集・共有化を行い、アーカイブの利活用推進のための具体的課題、対応策を検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
		内閣府				
		関係府省				
112	地方におけるアーカイブ連携の促進	自治体が保有する情報を蓄積する公共クラウドやふるさとデジタル図書館などの取組を通じ、地方ゆかりの文化情報などのコンテンツの収集や利活用を促進する。(短期・中期)	総務省	公共クラウドやふるさとデジタル図書館における登録情報の充実や更新、利活用を促進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
		地方におけるアーカイブの構築と連携促進のため、フォーラム・実務者検討委員会等を通じ、地方における各機関の協力や連携の在り方を検討する。(短期・中期)	国立国会図書館	フォーラム・実務者検討委員会等を通じ、地方における各機関の協力や連携の在り方を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
			内閣府			
			関係府省			

113	分野ごとのつなぎ 役による取組と支 援	公文書分野については国立 公文書館、書籍等分野につ いては国立国会図書館、放 送コンテンツについては放送 番組センター（日本放送協会 （NHK）と民放局両方のコン テンツを取り扱う。）、映画・ ゲーム・アニメーションなどの メディア芸術分野は文化庁 及び経済産業省、文化財に ついては文化庁、自然史・理 工学分野の国立科学博物 館、人文学分野の人間文化 研究機構において、それぞ れがつなぎ役として、収集対 象の選定や共通メタデータ フォーマットを踏まえた分野 ごとのメタデータ形式の標準 化などのアーカイブ構築の方 針の策定等、分野内のアー カイブ機関における収蔵資 料のデジタル化への協力、メ タデータの集約化等を行う。 （短期・中期）	内閣府	各分野における取り組みの実施状況を踏まえ、 必要に応じて、適切な対応を検討。また、公文 書分野におけるメタデータの連携を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			国立国会図書館	書籍等分野において、国立国会図書館サーチ の連携拡張に係る実施計画に基づき、各図書 館等のデジタルアーカイブとの連携強化を推 進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			文部科学省	文化遺産オンライン、メディア芸術データベー ス、S-Net（サイエンス・ミュージアムネット）、 nihuINTにおいて、デジタル化の推進、データの 集約等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			総務省	放送番組センターの取組状況を把握し、必要に 応じて適切な対応を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			経済産業省	既に運用されているメタデータ形式に基づき、 映画、ゲーム、アニメーション等の分野の業界と の連携を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

114	分野ごとのつなぎ役による取組と支援	各分野におけるつなぎ役の役割を明確化するとともに、各アーカイブ機関、つなぎ役への支援策の検討及びそれを踏まえた予算化を検討する。(短期・中期)	内閣府	各分野における取り組みの実施状況を踏まえ、必要に応じて、担当府省の取り組みを支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
			国立国会図書館	書籍等分野におけるつなぎ役として、内閣府の取組に協力し、必要な検討・情報提供を行う。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
			文部科学省	メディア芸術分野の新たな創造の促進と各拠点間における協力関係の構築を目指し、産・学・館(官)の連携・協力によりメディア芸術分野において必要とされる連携共同事業等を実施。また、国立映画アーカイブにおける映画フィルム収集や保存のためのデジタル化を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
			関係府省	必要に応じ、各アーカイブ機関、つなぎ役への支援策の検討及びそれを踏まえた予算化を検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
115	分野横断の取組	「明治150年」を契機として、明治期に関する文書、写真などの資料についてデジタルアーカイブ化を推進する。(短期)	内閣官房	明治期に関する歴史的な文書、写真等の資料のデジタルアーカイブ化に取り組む関係府省と連携し、インターネットで公開・展示する等の取組を検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
			関係府省			

		コンテンツの拡充に向けて、公共・大学図書館等の所蔵資料のデジタル化を促進するため、アーカイブ構築の手順等についての研修等を行う。(短期)	国立国会図書館	資料デジタル化に関する研修を実施。また、ホームページでの情報提供のほか、文部科学省等と協力し、アーカイブ構築等に関する情報の共有を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
			文部科学省	国立国会図書館と協力し、資料のデジタル化に関する研修を実施。また、図書館業務に関するその他研修を利用した情報提供の実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
			国立国会図書館	公共・大学図書館等に対して国立国会図書館サーチとの連携に必要な技術的な情報をホームページ等を通じて提供。また、文部科学省等と協力し、デジタル化等に関する情報を周知。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	

116	書籍等分野	統合ポータルとの連携強化のため、公共・大学図書館等に対し、デジタル化した資料へのメタデータ付与やAPIを付した形での公開を支援するための助言等を行うとともに、所蔵資料のデジタル化及びアーカイブ連携のための取組を促進するため、必要な情報の周知を図る。(短期)	文部科学省	国立国会図書館と協力し、各種会議・研修等の場で資料のデジタル化に関する情報周知を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
		国立国会図書館所蔵資料のデジタル化に引き続き取り組むとともに、デジタル化データの利活用に向けた取組を強化する。(短期)	国立国会図書館	所蔵資料のデジタル化を継続実施。また、デジタル化データを活用した検索機能を搭載した実験システム(次世代デジタルライブラリー)を運用し、利活用の課題を整理し、方策を検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
117	公文書分野	国立公文書館デジタルアーカイブ及びアジア歴史資料センターデジタルアーカイブの充実化を図る。(短期)	内閣府	国立公文書館デジタルアーカイブのためのデジタル化を推進する。また、アジア歴史資料センターのデータベースを拡充を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	

118	文化財分野	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、文化財情報を海外に発信するため、日本遺産を構成する文化資源や国宝・重要文化財以外の地域の文化資源に関するデータの集約、画像掲載率の向上、多言語化を含め利活用に資する取組を推進する。(短期)	文部科学省	文化遺産オンラインの画像掲載率の向上を図るため、画像の収集を進めるとともに、国指定文化財の英訳を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
		全国の博物館・美術館等において文化財等のデジタルアーカイブ化とそのデータの利活用が促進されるよう、国におけるこれまでの取組を踏まえて、地方の博物館・美術館等に対して必要な情報の周知を図る。また、各館における紙媒体の収蔵品目録のデータベース化など、デジタルアーカイブ化と利活用促進のための具体策を検討し、その推進を図る。(短期)	文部科学省	全国博物館長会議等において、文化遺産オンラインについての情報提供を実施し、オンラインへの登録・画像の提供等を依頼。また、デジタルアーカイブ化と利活用促進の具体策については、デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会及び実務者協議会における検討に協力し、検討結果に応じて必要な推進方策を検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
		文化財のデジタルアーカイブを活用して海外からのインバウンド獲得につなげるため、最新の技術を用いてデジタルアーカイブを表現し、インバウンド獲得に向けた取組について、検討を行う。(短期)	文部科学省 国土交通省	訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させるため、文化財に対して、多言語で先進的・高次元な言語解説を整備する事業を実施。 また、文化財VR等のコンテンツの観光活用に向けた取組を推進するとともに、訪日外国人旅行者の情報収集・リピー特促進のため、先端技術を活用したデジタルコンテンツを格納・発信するプラットフォームを構築。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。	

119	メディア芸術等分野	産・学・館(官)による連携促進事業の実施、メディア芸術作品の保存・活用に必要な基盤となる所蔵情報等の運用・活用、各研究機関等におけるメディア芸術作品のアーカイブ化を推進することにより情報拠点の構築を支援する。(短期)	文部科学省	産・学・館(官)による連携促進事業の実施、メディア芸術作品の保存・活用に必要な基盤となる所蔵情報等の運用・活用、各研究機関等におけるメディア芸術作品のアーカイブ化を推進することにより情報拠点の構築を支援する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
		歴史的・文化的価値のある我が国の貴重な文化関係資料が散逸・消失することのないよう、アーカイブの構築に向けた資料の保存及び活用を図るための望ましい仕組みの在り方について調査研究を行う。(短期)	文部科学省	関係機関や有識者からなる文化関係資料のアーカイブに関する検討会を開催し、各分野の特性に応じた保存全般にわたる事項について検討するとともに、調査研究、シンポジウムの開催等を行う。 また関係機関の連携体制を構築・検討し、目録の作成・公開を行うとともに、目録・資料のデジタル化を試行的に実施。 さらに分野全体のアーカイブの構築・運営や共同利用の促進等を行うための中核となる拠点形成を支援し、分野間における各機関等のネットワーク化を図る。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。	
120	自然史・理工学分野	S-Netを中心とした活動の継続・推進・教育、データ等のデジタル化、非生物(岩石・鉱物等の地球科学系、産業技術史系)データへの対応を行う。(短期)	文部科学省	S-Netを中心とした活動の継続・推進・教育、データ等のデジタル化、非生物(岩石・鉱物等の地球科学系、産業技術史系)データへの対応につき、適切な対応を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。	
121	人文学分野	統合検索システムnihuINTにおけるデータ化の促進とデータの統一性の確保(データクレンジング)を実施する。(短期)	文部科学省	統合検索システムnihuINTにおけるデータ化の促進とデータの統一性の確保(データクレンジング)につき、適切な対応を実施。	左記取組については、2019年度に実施完了予定。	

122	放送コンテンツ分野	放送コンテンツ分野のアーカイブの利活用を促進するため、放送コンテンツの学校における教育目的や遠隔地での放送コンテンツの利用に関する取組を引き続き実施する。(短期)	総務省	放送番組センターによる利活用の状況を把握し、必要に応じて適切な対応を検討。	左記の検討・実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
		放送コンテンツ分野の充実を図るため、放送番組のデジタルアーカイブ化と利活用の促進に向けた取組を強化するとともに、アーカイブ機関においては、放送番組センターとの連携を強化する。(短期)	総務省	NHKによる利活用の状況を把握し、必要に応じて適切な対応を検討。	左記の検討・実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
123	オープン化の促進	「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」の普及を進め、各アーカイブ機関やつなぎ役におけるデジタルコンテンツの拡充、メタデータ及びデジタルコンテンツの二次利用条件表示の促進等の流通促進を支援する取組を行う。(短期・中期)	国立国会図書館	ガイドラインの普及を進め、各アーカイブ機関やつなぎ役におけるデジタルコンテンツの拡充、メタデータ及びデジタルコンテンツの二次利用条件表示の促進等の流通促進を支援する取組について、検討を行う。実現可能なものから取組を実施。	左記の検討・実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			内閣府			
			関係府省			
124	利活用の促進のための周辺環境の整備	デジタルコンテンツの利活用を促進するため、国際標準化機関(ISO)における技術委員会TC46の国内委員会におけるデジタルコンテンツの二次利用を促進するための権利表示の国際標準化に対する取組等を推進する。(短期)	経済産業省	デジタルコンテンツの二次利用を促進するための権利表示の審議を国内委員会で推進する。作成した国際規格原案を国際委員会にて審議した結果、ISOの技術報告書とすることに決定したため、技術報告書の最終案の作成・照会作業を進める。	2019年度末までに左記標準文書をISOの技術報告書として制定する予定であるが、状況に応じ、必要な取組を実施。	

125	アーカイブ関連人材の育成		国立国会図書館	資料デジタル化研修及びデジタル化等に関する情報提供の実施に加え、デジタルアーカイブの必要性・重要性を広く周知するためのイベントを開催。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		これまでのアーカイブの構築を通じて得られたノウハウや成果を活用しつつ、アーカイブの構築をけん引する人材や利活用をサポートする人材の育成を支援するため、美術館・博物館、大学・研究機関、民間施設の関係者に対し、アーカイブの必要性やアーカイブ人材の重要性の認識を広めるためのシンポジウム、研修開催などの取組を実施する。(短期・中期)	文部科学省	美術館・博物館、大学・研究機関、民間施設の関係者に対し、アーカイブの必要性等を広めるための取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			総務省	デジタルアーカイブの連携を検討する機関に対する専門家の派遣を始めとする支援など、デジタルアーカイブ化の促進及び各アーカイブ間の連携実現に向け、各機関の職員の能力開発に資する取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			文部科学省	カリキュラムに基づき実施される司書・学芸員資格養成課程等について、各大学等機関において適切に実施されるよう、必要に応じて指導・助言を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。